

議題1（委員会決裁事項（規則第3条第6号））

知事からの意見聴取について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により知事から意見を求められた平成28年2月定例府議会に提出予定の次の議案については、異議がないものと決定する。

平成28年2月19日

大阪府教育委員会

○予算案

- 1 平成28年度大阪府一般会計当初予算の件（教育委員会関係分）
- 2 平成27年度大阪府一般会計補正予算（第5号）の件（教育委員会関係分）
- 3 平成27年度大阪府一般会計補正予算（第6号）の件（教育委員会関係分）

○事件議決案

- 1 大阪府公立高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励費貸付金に関する債権放棄の件

○条例案

- 1 大阪府立学校条例一部改正の件
- 2 大阪府の施設における国旗の掲揚及び教職員による国歌の斉唱に関する条例一部改正の件
- 3 大阪府立図書館条例一部改正の件
- 4 府費負担教職員定数条例一部改正の件
- 5 大阪府文化財保護法に基づく事務に係る事務処理の特例に関する条例一部改正の件
- 6 大阪府福祉行政事務に係る事務処理の特例に関する条例一部改正の件
- 7 大阪府認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営に関する基準を定める条例一部改正の件
- 8 大阪府自転車ので安全で適正な利用の促進に関する条例制定の件
- 9 大阪府安全なまちづくり条例一部改正の件

- 10 職員の給与に関する条例一部改正の件
- 11 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例一部改正の件
- 12 職員の特殊勤務手当に関する条例一部改正の件
- 13 大阪府指定障害児通所支援事業者の指定並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例一部改正の件
- 14 大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例一部改正の件
- 15 職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例等一部改正の件
- 16 大阪府教育委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例等一部改正の件
- 17 非常勤職員の災害補償に関する条例一部改正の件
- 18 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例一部改正の件
- 19 職員の管理職手当の特例に関する条例一部改正の件
- 20 知事等の給料及び期末手当の特例に関する条例一部改正の件
- 21 職員の分限に関する条例及び大阪府職員基本条例一部改正の件

<参考>

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

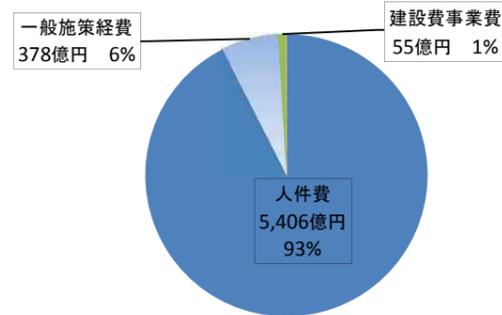
(教育委員会の意見聴取)

第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

平成28年度 大阪府教育委員会当初予算案の概要

(単位:千円)

《H28年度:当初予算案 5,839億円》



| H27年度当初予算 | | ⇒ | | H28年度当初予算案 | |
|-----------|----------------------|---|--|------------|----------------------|
| 当初予算 | 5,812億円 (4,546億円) | | | 当初予算 | 5,839億円 (4,539億円) |
| うち人件費 | 5,396億円 (4,320億円) | | | うち人件費 | 5,406億円 (4,305億円) |
| うち一般施策経費 | 312億円 (192億円) | | | うち一般施策経費 | 378億円 (212億円) |
| うち建設事業費 | 104億円 (34億円) | | | うち建設事業費 | 55億円 (22億円) |

※()は一般財源(内数)

《主な増減事業》

| | |
|---------------------|----------|
| ○公立高等学校就学支援金事業費関連 | 51.7億円 |
| ○大阪市立特別支援学校一元化関連事業費 | 12.7億円 |
| ○小学校指導体制支援推進事業費 | 1.8億円 |
| ○府立学校施設・設備改修費 | 1.4億円 |
| ○併設型中高一貫校整備事業費 | 1.2億円 |
| ○中学校給食導入促進事業費補助金 | ▲33.4億円 |
| ○視覚支援学校整備事業費 | ▲11.0億円 |
| ○全国高等学校総合体育大会開催事業費 | ▲3.6億円 |
| ○再生可能エネルギー等導入推進基金事業 | ▲1.4億円 |
| ○臨海スポーツセンター耐震等改修事業費 | ▲1.0億円など |

| 教育振興基本計画項目 | 主な事業 | 区分 | 事業概要 | H27 | H28 | 主な増減理由 | |
|-----------------------------|------------------------|----------------|---|---|------------|--------------------|---------|
| 1 市町村とともに小・中学校の教育力を充実します | ・大阪府中学生学びチャレンジ事業費 | 継 | 中学校の学力向上を図るため学力調査を実施する。 | 152,761 | 265,103 | 中3チャレンジテスト実施に伴う増 | |
| | ・スクール・エンパワーメント推進事業費 | 継 | 84中学校の「学校活性化計画」に基づく学力向上の取組みを支援する。 | 64,619 | 64,792 | | |
| 2 公私の切磋琢磨により高校の教育力を向上させます | ・骨太の英語力養成事業費 | 継 | 府立高校17校においてTOEFL iBTを扱った授業を実施する。 | 22,569 | 17,194 | 先進事例調査旅費の縮減 | |
| | ・英語教育推進事業費 | 継 | 在籍校によらず、意欲ある生徒に対する「聞く・話す」能力の鍛錬支援を行う。 | 12,834 | 13,938 | 事業拡充(教員研修)による増 | |
| | ・公立高等学校就学支援金事業費関連 | 継 | 国の公立高校等の授業料無償化見直しに対応して、奨学給付金制度の創設や審査事務に必要な体制整備を行う。 | 11,355,587 | 16,524,541 | 学年進行による増 | |
| | ・府立高等学校再編整備事業費 | 継 | 府立高等学校の再編整備に必要な経費 | 186,036 | 146,807 | 計画どおり | |
| | ・併設型中高一貫校整備事業費 | 継 | 併設型中高一貫校の整備に必要な経費(技術室、配膳室の整備、備品購入等) | 3,751 | 127,421 | 工事等の本格化 | |
| | ・グローバルリーダーズハイスクール支援事業費 | 継 | グローバルリーダーズハイスクール(GLHS)への支援 | 38,981 | 32,805 | 学力診断共通テスト分析費用の縮減 | |
| | ・実業教育充実事業費 | 継 | 工科高校等における実習施設・設備の整備を図り、専門教育の充実を図る。 | 49,188 | 50,862 | 新規整備の増 | |
| 3 障がいのある子ども一人ひとりの自立を支援します | ・大阪市立特別支援学校一元化関連事業費 | 継 | 大阪市立特別支援学校12校の移管に伴う運営経費(人件費除く)【一部再掲】 | 346,319 | 1,618,249 | H28.4移管 | |
| | ・市町村医療的ケア体制整備推進事業費 | 継 | 小中学校に在籍する医療的ケアの必要な児童生徒に対応するため、看護師を配置する市町村に対し、その経費の一部を補助する。 | 112,880 | 110,390 | | |
| | ・高度医療サポート看護師配置事業費 | 継 | 支援学校に在籍する高度な医療的ケアを必要とする子どもに対応するため看護師を配置する。 | 4,170 | 4,153 | | |
| | ・知的障がいのある生徒の教育環境整備事業費 | 継 | 高等学校に設置した自立支援コース、共生推進教室の運営経費 | 27,527 | 27,965 | | |
| | ・就労支援・キャリア教育強化事業費 | 継 | 府立支援学校をモデル校に指定し、企業等のニーズや実情をふまえた授業の改善・充実等を図る。 | 13,047 | 13,034 | | |
| | ・障がいのある生徒の高校生活支援事業費 | 継 | 専門的な知識をもった臨床心理士や看護師等の配置 等 | 110,594 | 108,920 | | |
| 4 子どもたちの豊かでたくましい人間性をはぐくみます | ・小学校指導体制支援推進事業費 | 新 | 生徒指導上の課題の大きい府内50小学校に対し、指導・支援のスキルやノウハウ及び専門的な知識を共有した校内チーム体制を構築し、暴力行為等の問題行動の減少を図る。 | 0 | 176,948 | 新規 | |
| | ・生徒指導機能充実緊急支援事業費 | 継 | 中学校の生徒指導機能強化のため時間講師等を配置し、「問題行動対応チャート」の活用を促進し暴力行為発生件数を減らす。 | 330,000 | 330,000 | 前年どおり | |
| | ・様々な課題を抱える生徒の高校生活支援事業費 | 新 | 様々な課題を抱える生徒が多い学校に、スクールソーシャルワーカーを配置し、社会資源につなげることで学校への定着を図る。 | 0 | 6,246 | 新規 | |
| | ・キャリア教育支援体制整備事業費 | 継 | 就職希望者や進路未定者が多い学校に、就職支援コーディネーターやソーシャルワーカーを配置する。 | 50,955 | 48,507 | | |
| | ・スクールカウンセラー配置事業費 | 継 | 児童生徒の心のケア及び教職員への指導助言等を行う専門家として、全中学校(政令市を除く)に配置 | 347,555 | 343,075 | | |
| | ・スクールソーシャルワーカー配置事業費 | 継 | 学校と福祉をつなぐ専門家として、市町村(政令市・中核市を除く)に派遣 | 28,994 | 30,607 | | |
| 5 子どもたちの健やかな体をはぐくみます | ・子どもの体力づくりサポート事業費 | 新 | 各モデル校の体育授業において、外部指導者が教員とともに直接実技指導を行うとともに、26年度に作成した「めっちゃスマイル体操」「めっちゃWAKUWAKUダンス」の小学校への普及促進を図る。 | 0 | 9,372 | 新規 | |
| | ・学校給食実施費 | 継 | 府立支援学校等に学ぶ児童・生徒の心身の健全な発達に資するため、安全・安心な学校給食を実施する。 | 328,393 | 467,364 | 給食調理業務委託実施校の増 | |
| 6 教員の力とやる気を高めます | ・教職員採用選考費 | 継 | 人材確保のため、教員採用選考テストのPR活動や教員採用選考の一層の工夫・改善を行う。 | 33,400 | 31,505 | | |
| | ・教職員の資質向上方策推進事業費 | 継 | 「指導が不適切である」教諭等への具体的な対応の実施 など | 3,684 | 3,525 | | |
| 7 学校の組織力向上と開かれた学校づくりをすすめます | 校長マネジメント強化 | ・学校経営推進事業費 | 継 | 学校経営を強化するため、効果の見込まれる事業計画を提案する学校に支援を行う。 | 121,355 | 75,407 | 採択予定枠の減 |
| | | ・校長マネジメント推進事業費 | 継 | 校長・准校長がその責任と権限において学校経営を推進するため、校長・准校長のマネジメントに必要な予算措置を行う。 | 213,000 | 227,400 | 一元化に伴う増 |
| | ・府立学校教育ICT化推進事業費 | 継 | ICTネットワークの統合による校務の効率化 | 608,593 | 805,524 | ネットワーク障害対応等窓口委託の更新 | |
| | ・学校情報ネットワーク再構築事業費 | 継 | 平成12年に導入した学校情報ネットワークの再構築で28年度は機器調達を行う。 | 137,709 | 131,687 | 計画どおり | |
| 8 安全で安心な学びの場をつくります | ・府立学校老朽化対策費 | 継 | 大阪府ファシリティマネジメント基本方針に準拠し、平成28年度から30年度までの3年間で府立学校施設の点検・劣化度調査を行う。ただし、トイレ改修及び生徒等の安全安心を確保するために、特に緊急を要するもの(エレベーター・高圧受電設備等)については平成28年度から改修を行う。 | 1,512,388 | 1,575,175 | EV及びトイレ改修の増 | |
| | ・府立学校耐震性能向上・大規模改造事業費 | 継 | 府立学校の構造体の耐震対策に続き、学校施設の天井、照明器具などの非構造部材の耐震化を実施するとともに、耐震化が困難な学校の改築を行う。 | 2,564,241 | 2,630,167 | 対象工事の増 | |
| | ・府立学校施設・設備改修費 | 継 | 府立学校の建物の福祉整備等の改修工事を行い、良好な教育環境の確保を図る。 | 880,010 | 1,021,780 | 対象工事の増 | |
| | ・高等学校教育環境改善事業費 | 継 | 夏季休業期間を中心に府立高等学校において行われている多様な取組みの教育効果を高めるとともに、さらなる教育環境の向上を図るため、普通教室等に導入した空調機により、快適な学習空間を提供する。 | 1,497,638 | 1,497,627 | | |
| 9 地域の教育コミュニティづくりと家庭教育を支援します | ・教育コミュニティづくり推進事業費 | 継 | 学校・家庭・地域の連携協力による取組み(学校支援地域本部、おおさか元気広場、家庭教育支援)を支援。 | 69,826 | 67,182 | | |

知事から意見聴取があった議案一覧

○事件議決案

| 番号 | 件 名 | 概 要 | 備 考 |
|----|---|--|-----|
| 1 | 大阪府公立高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励費貸付金に関する債権放棄の件 | <p>大阪府公立高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励費貸付金の債務者に対して、大阪府が有する債権を放棄することについて議決を求めるもの。</p> <p>[放棄する債権]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸付額673万3千円のうち、回収不能となった482万7千3百円及び当該貸付金に係る遅延損害金 <p style="text-align: right;">件 数：75件</p> | — |

○条例案

| 番号 | 件 名 | 概 要 | 教育委員会関係箇所等 |
|----|--|--|------------|
| 1 | 大阪府立学校条例一部改正の件 | <p>1 府立学校の児童及び生徒の数の変動に伴う学級数の増減並びに国の定数改善等に伴い、府立学校の教職員の定数を改正する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高等学校 10,006人 → 10,011人 ・特別支援学校 4,001人 → 5,541人 <p>2 大阪府立高等学校・大阪市立高等学校再編整備計画に基づき、規定の整備を行う。</p> <p>3 大阪府立富田林中学校を設置し、中学校の教職員の定数及び入学検定料を新たに設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中学校の教職員の定数：8人 ・中学校の入学検定料：2,200円 | 教育委員会所管条例 |
| 2 | 大阪府の施設における国旗の掲揚及び教職員による国歌の斉唱に関する条例一部改正の件 | <p>学校教育法の改正に伴い、教職員の定義に義務教育学校に勤務する職員を追加する。</p> | 教育委員会所管条例 |
| 3 | 大阪府立図書館条例一部改正の件 | <p>行財政改革推進プラン(案)に基づき、図書館の図書、記録その他の資料に関する証明の手数料の額を改正する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・図書館の図書、記録その他の資料に関する証明を受けようとする場合の手数料： 270円 → 400円 | 教育委員会所管条例 |

| | | | |
|---|--|---|--|
| 4 | 府費負担教職員定数条例一部改正の件 | <p>1 市町村立学校の児童及び生徒の数の変動に伴う学級数の増減並びに国の定数改善等に伴い、府費負担教職員の定数を改正する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校 27,091人 → 27,097人 ・中学校 16,192人 → 16,079人 ・高等学校 29人 → 28人 ・特別支援学校 1,602人 → 197人 <p>2 府費負担教職員の定数について、小学校に義務教育学校の前期課程を、中学校に義務教育学校の後期課程をそれぞれ含むこととする。</p> | 教育委員会所管条例 |
| 5 | 大阪府文化財保護法に基づく事務に係る事務処理の特例に関する条例一部改正の件 | <p>1 文化財保護法施行令の改正に伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第55条第1項の条例による事務処理の特例制度に基づき、島本町、豊能町及び太子町が処理することとしている文化財保護法に基づく史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務等について所要の改正を行う。</p> <p>2 文化財保護法施行令の改正に伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第55条第1項の条例による事務処理の特例制度に基づき、能勢町ほか6町村が処理することとしている文化財保護法に基づく史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可等の通知に関する事務について規定の整備を行う。</p> | 教育委員会所管条例 |
| 6 | 大阪府福祉行政事務に係る事務処理の特例に関する条例一部改正の件 | 地方自治法第252条の17の2の条例による事務処理の特例制度に基づき、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく事務の一部を大阪市、堺市、高槻市、池田市、松原市及び箕面市が処理することとする。 | 府民文化部及び福祉部との共管条例 |
| 7 | 大阪府認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営に関する基準を定める条例一部改正の件 | 建築基準法施行令の一部改正に伴う児童福祉施設設備及び運営に関する基準(幼保連携型認定こども園への準用のある部分)の一部改正に伴い、所要の改正を行う。 | 府民文化部及び福祉部との共管条例 |
| 8 | 大阪府自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例制定の件 | 府、自転車利用者、事業者、交通安全団体及び府民が協働して自転車に係る交通安全を確保し、かつ、自転車を適正に利用することを促進するために、府及び自転車利用者の責務、事業者、交通安全団体及び府民の役割、学校の長による交通安全教育、自転車の点検及び整備、反射器材の備付け及び乗車用ヘルメットの着用、自転車損害賠償保険等の加入の義務等について定める。 | <ul style="list-style-type: none"> ・学校長による交通安全教育を実施する努力義務の規定 ・府立以外の学校の設置者又は管理者に対する交通安全教育に係る助言その他必要な措置を講ずる努力義務の規定 |

| | | | |
|----|---|---|------------------------------------|
| 9 | 大阪府安全なまちづくり条例一部改正の件 | 学校教育法の改正に伴い、施設内において幼児、児童、生徒等の安全を確保するよう努めるものとされている学校等に義務教育学校を追加する。 | ・義務教育学校の規定の追加 |
| 10 | 職員の給与に関する条例一部改正の件 | 1 地方公務員法の改正により、職員の職務を給料表の各等級に分類する際の具体的な基準となる等級別基準職務表を定める。 2 学校教育法の改正に伴い、小学校・中学校教育職給料表を適用する者に義務教育学校に勤務する職員を追加する。 3 大阪府立富田林中学校の設置に伴い、高等学校等教育職給料表を適用する者に高等学校における教育と一貫した教育を施す中学校に勤務する職員を追加する。 | ・義務教育学校の規定の追加 ・府立中学校の設置に伴う規定の追加 |
| 11 | 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例一部改正の件 | 学校教育法の改正に伴い、教育職員に対する時間外勤務等の特例の対象となる教育職員に義務教育学校の職員を追加する。 | ・義務教育学校の規定の追加 |
| 12 | 職員の特殊勤務手当に関する条例一部改正の件 | 学校教育法の改正に伴い、教員特殊業務手当の支給対象者に義務教育学校に勤務する職員を追加する。 | ・義務教育学校の規定の追加 |
| 13 | 大阪府指定障害児通所支援事業者の指定並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例一部改正の件 | 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の改正により、基準該当児童発達支援事業所とみなされる事業所の種類に指定地域密着型通所介護事業所が追加されたこと等に伴い、条例に同趣旨の規定を追加する。 | ・義務教育学校の規定の追加 |
| 14 | 大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例一部改正の件 | 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の改正により、一の保育所につき二人を下回らないものとされている保育士の配置基準に係る特例として、一の保育所につき必要な保育士が一人となるときは、当該保育士に加えて、知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を置かなければならないこととされたこと等に伴い、条例に同趣旨の規定を追加する。 | ・義務教育学校の規定の追加 |

| | | | |
|----|---|--|---|
| 15 | 職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例等一部改正の件 | 平成27年10月の本府人事委員会の勧告等を踏まえ、所要の改正を行う。 [主な改正内容] ・ 勤勉手当を0.1月分引上げ(4.1月⇒4.2月) ・ 平成28年4月1日から単身赴任手当を引上げ | ・ 教育委員会を含む大阪府全体に関するもの |
| 16 | 大阪府教育委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例等一部改正の件 | 大阪府特別職報酬等審議会の意見具申を踏まえ、非常勤の特別職の報酬の額を改正する。 [主な改正内容] (1) 非常勤の行政委員会委員の報酬の額の改定 ・ 非常勤の行政委員会委員長等 (日額) 38,000円 → 39,000円 ・ 非常勤の行政委員会委員等 (日額) 32,000円 → 33,000円 (2) 附属機関委員の報酬の額の改定 ・ 附属機関委員報酬 (日額) 9,600円 → 9,800円 等 | ・ 教育委員会を含む大阪府全体に関するもの ・ 大阪府教育委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例 〔報酬日額の改正〕 教育委員(日額) 32,000円→33,000円 |
| 17 | 非常勤職員の災害補償に関する条例一部改正の件 | 地方公務員災害補償法施行令の改正に伴い、非常勤職員の公務上の災害に対する傷病補償年金と障害厚生年金等が支給される場合等の調整率を改正する。 | ・ 教育委員会を含む大阪府全体に関するもの |
| 18 | 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例一部改正の件 | 地方公務員法の改正により、職員の研究業務及び業務を給料表の各等級に分類する際の具体的な基準となる研究業務及び業務を定める。 | ・ 教育委員会を含む大阪府全体に関するもの |
| 19 | 職員の管理職手当の特例に関する条例一部改正の件 | 財政状況を踏まえ、職員の管理職手当の時限的減額を行う特例期間の終期を平成28年3月31日から平成29年3月31日に延長する。 | ・ 教育委員会を含む大阪府全体に関するもの |
| 20 | 知事等の給料及び期末手当の特例に関する条例一部改正の件 | 財政状況を踏まえ、知事、副知事等の給料及び期末手当の時限的減額を行う特例期間の終期を平成28年3月31日から平成29年3月31日に延長する。 | ・ 教育委員会を含む大阪府全体に関するもの ・ 教育長の給料及び期末手当の減額の延長 |
| 21 | 職員の分限に関する条例及び大阪府職員基本条例一部改正の件 | 地方公務員法の改正に伴い、一定の事由に該当した職員を降給することができることとし、併せて、降給の事由、手続等を定める。 | ・ 教育委員会を含む大阪府全体に関するもの |

教育委員会 平成28年度当初予算案の概要

担当:教育総務企画課
 担当者:総務グループ
 総括補佐 大井 孝志
 総括主査 栗山 茂雄
 内 線:3415
 直 通:06-6944-6049

| | | |
|------|---------------|-------------------|
| 一般会計 | 平成28年度当初予算額 | 5, 839億1, 224万5千円 |
| | 平成27年度当初予算額 | 5, 812億2, 412万7千円 |
| | 平成27年度最終予算額 | 5, 762億7, 480万2千円 |
| | 前年比 28当初/27当初 | 100.5% |

〔 一 般 会 計 〕

上段 平成28年度当初
 中段 平成27年度当初
 下段 平成27年度最終

| 事業名 | 事業費 | 事業内容の説明 |
|---|---|---|
| <市町村とともに小・中学校の教育力を充実します> | | |
| 中学生学び チャレンジ事業費 | 2億6,510万3千円 1億5,276万1千円 1億4,937万9千円 | 生徒の学力状況を把握、分析・検証することにより、学習内容の着実な理解と教育活動（指導・評価）の改善・充実に生かすとともに、府内における評定の公平性を担保することを目的に中学生を対象とした学力調査を実施する。 【13ページ主要事業1 参照】 |
| スクール・ エンパワメント 推進事業費 (大阪教育ゆめ基金活用) | 6,479万2千円 6,461万9千円 6,276万3千円 | 府内84中学校を事業実施校に指定し、学力向上に向けた具体的な取組み等を盛り込んだ「学校活性化計画」に基づいた取組みへの支援を行う。 また、市町村の学力向上の取組みを活性化させ、小中学校の学力向上を図ることを目的に、特に支援が必要な市町村に対して取組みを推進するための経費を補助するとともに、府教育委員会が対象市町村の取組みについて指導・助言を行う。 ○スクール・エンパワメント支援チームの派遣 ○スクール・エンパワメント支援員の派遣 ○フォーラムの実施 ○市町村「アクションプラン」実行のための経費補助 ○事業期間 平成25～29年度 |
| 習熟度別 指導推進事業費 (一部再掲) | (教職員定数で計上) | 府内小・中学校の児童生徒の学力向上を図るため、学校の状況にあわせて、習熟度別指導を行う。 ○小学校（3年生以上）－国語・算数・理科 ○中学校－国語・数学・英語・理科 |

| 事業名 | 事業費 | 事業内容の説明 |
|--|---|--|
| <公私の切磋琢磨により高校の教育力を向上させます> | | |
| 骨太の英語力養成事業費 《知事重点事業》 | 1,719万4千円 2,256万9千円 2,240万3千円 | 府立高校生の英語4技能（「読む」「聞く」「話す」「書く」）を、高校3年間で英語圏の大学で修学できるレベルに引き上げるため、府立高校17校においてTOEFL iBTを扱った授業を行う。 【16ページ主要事業4 参照】 |
| 英語教育推進事業費 《知事重点事業》 | 1,393万8千円 1,283万4千円 1,169万9千円 | グローバル社会で活躍する人材を育成するため、英語力の底上げを図ることを目的に、在籍校によらない「オール大阪」の視点で、英語科教員の指導力を高めながら、意欲ある生徒に対する「聞く・話す」能力の鍛錬支援を行い、生徒の英語力向上をめざす。 【16ページ主要事業4 参照】 |
| 外国人による語学指導充実費 | 4億6,000万2千円 4億6,356万9千円 4億4,951万9千円 | 外国語教育を充実し、英語等によるコミュニケーション能力や国際感覚豊かな高校生を育成するため、府立高等学校への英語指導等を行う外国人英語指導員の配置及び語学学校等に勤務する外国人英語講師の派遣を行う。 ○外国人英語指導員の配置〔NET〕 82名 ○外国人英語講師の派遣〔T-NET〕 50校 |
| グローバルリーダーズハイスクール支援事業費 | 3,280万5千円 3,898万1千円 3,473万4千円 | グローバルリーダーズハイスクールにおいて、知識を基盤とするこれからのグローバル社会をリードする人材を育成する。また、各校が実施する特色ある取組みを支援するとともに、外部有識者による評価を行う。 |
| 実業教育充実事業費 | 5,086万2千円 4,918万8千円 4,882万7千円 | 将来の大阪の産業を担う技術者として工科高校等の生徒を育成するために、老朽化により精度が低下した設備や安全性の確保が困難な設備の更新や、企業等との連携による技術・技能研修を実施する。 |
| 高等学校支援教育力充実事業費 | 726万9千円 727万円 727万円 | 自立支援推進校等の中から支援教育サポート校に指定した4校に「支援室」を設置し、障がいのある生徒の教科指導等のノウハウを当該地域の府立高等学校と共有、活用を図る。 |
| 長期入院生徒学習支援事業費 | 634万6千円 634万6千円 528万円 | 病気・ケガなどによる入院のために長期間登校できないが、就学の意思を強く持ち学習意欲がある生徒の学習を支援する。 |
| 就学支援金関連事業費 | 165億2,454万1千円 113億5,558万7千円 109億5,802万円 | ○公立高校生就学支援金事業費 府内公立高校在籍で年収が概ね910万円未満の世帯の生徒に就学支援金を支給する。 ○公立高校生奨学給付金事業費 国公立高校に在籍で非課税世帯の生徒に対して、授業料以外の教育費負担を軽減するため、奨学給付金を支給する。 ○特別支援教育就学奨励扶助費 特別支援学校高等部に在籍する生徒の保護者などの経済的負担を軽減するため、ICT機器購入費等（平成26年度国制度拡充分）の就学奨励費を支給する。 |

| 事業名 | 事業費 | 事業内容の説明 |
|--|--|--|
| 広報強化推進事業費 (大阪教育ゆめ基金活用) | 918万7千円 918万7千円 860万9千円 | 進学フェアを開催し、中学3年生やその保護者に各校の魅力をアピールするとともに平成29年度の入学者選抜制度について説明を行う。 |
| 併設型中高一貫校整備事業費 | 1億2,742万1千円 375万1千円 320万円 | 併設型中高一貫校の設置にあたり、必要となる施設整備(技術室、配膳室の整備等)や中学校用教具の調達等を行う。 |
| 府立高等学校再編整備事業費 | 1億4,680万7千円 1億8,603万6千円 1億6,364万9千円 | 府立高等学校の再編整備を推進する。 ○エンパワメントスクールの設置 エンパワメントスクールの設置にあたり、生徒支援を充実するためのSSW等の外部人材の配置、「学び直し」「わかる授業」を徹底するための無線LAN環境整備、生徒の進路に応じた専門科目の充実に必要となる実習設備等の整備等を行う。 ○普通科総合選択制から総合学科、普通科専門コース設置校への改編 総合学科、普通科専門コース設置校への改編にあたり、生徒の希望する進路を実現するために必要となる実習設備や進学支援用教具等の整備を行う。 |
| 社会人等活用推進費 | 1億4,264万3千円 1億3,873万1千円 1億3,873万1千円 | 地域や社会で活躍する優れた技能や専門的な知識を有する人を「学校支援人材バンク」に登録し、指導者として学校教育に広く活用する。 ○学校支援社会人等指導者の活用(高等学校、支援学校) ○特別非常勤講師の活用(高等学校) |
| <障がいのある子ども一人ひとりの自立を支援します> | | |
| 大阪市立特別支援学校一元化関連事業費 (一部再掲) | 16億1,824万9千円 3億4,631万9千円 3億991万3千円 | 大阪市立特別支援学校の大阪府への一元化(平成28年4月)に伴う運営経費(人件費除く)。 【18ページ主要事業6 参照】 |
| 府立支援学校通学バス運行事業費 | 26億7,403万9千円 20億3,051万7千円 19億9,104万円 | ○通学バス 271台 |
| 市町村医療的ケア体制整備推進事業費 | 1億1,039万円 1億1,288万円 7,960万円 | 小中学校に在籍する医療的ケアを必要とする児童生徒に対応するため、看護師を配置する市町村に対し、その経費の一部を助成する。 |
| 高度医療サポート看護師配置事業費 | 415万3千円 417万円 417万円 | 府立支援学校に在籍する高度な医療的ケアを必要とする児童生徒に対応するため看護師を配置する。 |
| 府立支援学校福祉・医療関係人材活用事業費 | 739万7千円 552万1千円 552万1千円 | 府立支援学校における教育の充実を図るため、福祉医療関係の専門的な知識のある人材を特別非常勤講師として配置する。 |
| 支援教育地域支援整備事業費 | 9,538万円 6,873万4千円 6,873万4千円 | 府立支援学校のリーディングスタッフ(府立支援学校教員)が十分に活動できるよう非常勤講師の配置等を行う。 ○リーディングスタッフ 地域の小中学校等へ巡回相談を実施 |

| 事業名 | 事業費 | 事業内容の説明 |
|---|---------------------------------------|---|
| 知的障がいのある生徒の教育環境整備事業費 | 2,796万5千円 2,752万7千円 2,752万7千円 | 知的障がいのある生徒の後期中等教育を充実するため、府立高等学校に設置した自立支援推進校及び共生推進校において、「ともに学び、ともに育つ」教育を推進する。 ○自立支援推進校 9校 (園芸、柴島、阿武野、西成、松原、枚方なぎさ、八尾翠翔、堺東、貝塚) ○共生推進校 8校 (枚岡樟風、千里青雲、芦間、久米田、北摂つばさ、信太、緑風冠、金剛) ※学習サポーター、非常勤講師も活用 |
| 特別支援教育指導費 | 2,541万円 2,089万9千円 2,089万9千円 | 府立支援学校における教育内容、教育環境の充実を図る。 ○医療的ケアの必要な児童・生徒のための宿泊学校行事への看護師の随伴<宿泊学校行事看護師付添費> ○各市町村就学指導委員会、府立支援学校入学対象者に対する就学指導<特別支援学校就学指導充実費> ○支援学校内で行われている医療的ケアを継続して実施するための法定研修 ○発達障がい等のある児童生徒の引継ぎに関する調査研究(2市を予定) |
| 就労支援・キャリア教育強化事業費 | 1,303万4千円 1,304万7千円 1,002万3千円 | 府立支援学校においてモデル校を指定し、企業等のニーズや実情を踏まえた授業の改善・充実等取組みを推進するとともに、そのノウハウを障がいのある生徒が在籍する高等学校とも共有する。 |
| 障がいのある生徒の高校生活支援事業費 | 1億892万円 1億1,059万4千円 1億1,022万4千円 | 障がいのある生徒の個々の状況に即した学校生活や学習の支援を行うため、専門的な知識を持つ人材等を配置する。 ○エキスパート支援員(臨床心理士等)の配置 ○学習支援員・介助員の配置 |
| <子どもたちの豊かでたくましい人間性をはぐくみます> | | |
| 小学校指導体制支援推進事業費 《新規》 《知事重点事業》 | 1億7,694万8千円 0 0 | 生徒指導上の課題の大きい府内50小学校における、地域・学校が一体となった取組みを支援するため、指導・支援のスキルやノウハウ及び専門的な知識を共有した校内チーム体制(アドバイザー、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど)を構築し、暴力行為等の問題行動の減少を図る。 【14ページ主要事業2 参照】 |
| 生徒指導機能充実緊急支援事業費 | 3億3,000万円 3億3,000万円 3億1,606万円 | 中学校における生徒指導機能を充実させ、「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」(平成25年8月作成)の活用を促進することにより暴力行為発生件数を減少させる。 ○生徒指導主事が生徒指導体制の中心として活動できるよう時間講師を配置 ○効果的な事業推進を支援するため生徒指導支援チームを派遣 ○対象校数 府内中学校 162校(政令市含む) |
| いじめ対策支援事業費 | 163万9千円 172万5千円 172万5千円 | いじめの実態把握から重篤な事案の対応までの一貫した取組みにより、いじめ問題の根本解決を図る。 ○いじめ対策支援アドバイザー(弁護士等)の派遣 |
| 被害者救済システム運用事業費 | 360万5千円 163万5千円 163万5千円 | 民間相談窓口を開設し、電話による相談及び面接相談を実施するとともに、児童生徒及び保護者の意向に即した支援を行う。 |

| 事業名 | 事業費 | 事業内容の説明 |
|---|---|--|
| 様々な課題を抱える生徒の 高校生活支援事業費 《 新規 》 《 知事重点事業 》 | 624万6千円 0 0 | 様々な課題を抱える生徒が多く在籍する定時制高校4校に、スクールソーシャルワーカーを配置し、社会資源につなげることを通じて、学校への定着を図る。 【15ページ主要事業3 参照】 |
| スクールカウンセラー 配置事業費 | 3億4,307万5千円 3億4,755万5千円 3億4,755万5千円 | いじめや不登校などへのきめ細かな対応を図るため、児童生徒の心のケアとモチベーションの回復や保護者等の悩みの相談等に効果的な役割を果たすスクールカウンセラー（臨床心理士）等を中学校に配置する。 |
| スクールソーシャル ワーカー配置事業費 | 3,060万7千円 2,899万4千円 2,899万4千円 | 学校と福祉をつなぐ専門家として、スクールソーシャルワーカー等を府内市町村に派遣し、子どもの生活環境に働きかけることにより問題行動等の未然防止、早期対応・解決を図る。 |
| 児童生徒支援 総合対策事業費 | 3,443万3千円 3,578万2千円 3,070万1千円 | 生徒指導上の課題を総合的に捉えた支援対策として、24時間電話相談の実施、いじめの対応や不登校児童生徒に対する支援、命に関わる重篤な事象や学校だけでは困難な事象に対する支援に取り組む。 |
| 道徳教育推進事業費 | 591万1千円 3,485万2千円 2,785万円 | 教科化に向け多様で効果的な指導方法の研究に取り組む。 ○推進指定校（14校）による取組み ○推進指定校の研究成果を共有するためのフォーラムの開催 ○道徳教育に係る研修会等の実施 |
| キャリア教育支援 体制整備事業費 | 4,850万7千円 5,095万5千円 5,095万5千円 | 就職内定率や進路未定者に課題を抱える学校に対して、就職支援コーディネーターやソーシャルワーカーを配置し、キャリア教育の推進を図る。 ○対象校数 府立32校 私立5校 |
| 帰国児童生徒放課後 学習支援事業費 | 233万3千円 721万2千円 586万3千円 | 日本語指導が必要な児童生徒対象の放課後学習等における指導を充実させることで、当該児童生徒の学力向上を図る。 |
| 帰国渡日児童生徒受入体制 整備支援事業費 《 新規 》 | 720万円 0 0 | 帰国・渡日して間もない外国籍児童生徒等が、日常生活に必要な日本語の早期習得を図れるよう通訳者の派遣を行う市町村に対して補助を行う。 |
| 日本語教育 学校支援事業費 | 833万2千円 959万3千円 668万5千円 | 日本語指導が必要な外国籍生徒等が在籍する府立高等学校に対し、日本語・母語指導や生活適応指導等を行える教育サポーター等を派遣する。 |
| あいさつ運動推進事業費 (大阪教育ゆめ基金活用) | 500万円 500万円 500万円 | 小中学校等において、愛さつOSAKAのロゴマークやのぼり等を活用したあいさつ運動を展開する。 また、府立学校の児童・生徒が行うボランティアや地域活動等に必要物品等を支援するとともに、顕著な取組みを表彰する。 |

| 事業名 | 事業費 | 事業内容の説明 |
|---|---|--|
| 府立博物館管理運営費 | 2億7,738万4千円 2億7,805万1千円 2億7,730万9千円 | 府立の博物館の管理運営を行う。 ○弥生文化博物館運営費 ○近つ飛鳥博物館及び近つ飛鳥風土記の丘運営費 |
| 文化財調査事務所運営費 | 1,608万7千円 1,774万8千円 1,774万8千円 | 文化財調査事務所等の維持管理 |
| 指定文化財等保存事業費 | 2,507万8千円 2,621万3千円 2,621万3千円 | 国及び府指定文化財の保存修理等に対する助成等を行う。 ○有形文化財保存修理費等補助金 ○文楽協会補助金 |
| <子どもたちの健やかな体をはぐくみます> | | |
| 子どもの体づくり サポート事業費 《新規》 《知事重点事業》 (大阪教育ゆめ基金活用) | 937万2千円 0 0 | 小学校の体育授業に体育専門の大学やプロスポーツ団体など、地域の人的資源を活用し、専門的な技術指導力を備えた外部指導者を派遣することで、教員と連携しながら、子どもの運動に対する意欲・関心を高め、体力の向上につなげる。 【17ページ主要事業5 参照】 |
| 子ども元気アップ プロジェクト事業費 (大阪教育ゆめ基金活用) | 120万円 120万円 120万円 | 大阪の子どもたち(小学生)の心身の健やかな成長や体力の向上を図るため、“熱中・協力・感動”をテーマにスポーツ大会を開催する。 ○ドッジボール大会(28年11月予定) ○ジャンプアップ大会(28年12月予定) ○駅伝大会(29年2月予定) |
| 競技力向上対策事業費 | 2,022万8千円 2,129万2千円 2,129万2千円 | 長期的・継続的な競技力の定着化を図り、本府スポーツのより一層の普及・振興を図る。 ○国体選手の強化事業助成等(40競技) ○一般競技の強化助成費(20競技) |
| 学校給食実施費 | 4億6,736万4千円 3億2,839万3千円 3億1,455万円 | 府立支援学校及び夜間定時制高等学校に学ぶ児童・生徒の心身の健全な発達に資するため、安全・安心な学校給食を実施する。 ○府立支援学校給食調理業務委託 箕面・八尾・和泉・吹田・富田林・茨木・佐野・泉南 摂津・交野・泉北高等、岸和田、枚方、西浦、守口、思斉 住之江、平野の各支援学校 堺・だいせん高等の各聴覚支援学校(20校) ○給食センター委託事業 交野四條畷校の支援学校(1校) ○デリバリー給食実施 夜間定時制高等学校4校 ○学校給食における安全性の確保 ・府立学校給食用老朽備品の更新 ・給食用食材の定期検査 ・栄養教諭・栄養職員研修の実施等 |

| 事業名 | 事業費 | 事業内容の説明 |
|--|--|---|
| <p><教員の力とやる気を高めます></p> <p>教職員研修の充実</p> <p>教職員採用選考費</p> <p>教職員の資質向上方策推進事業費</p> | <p>1億6,370万3千円 1億6,635万4千円 1億6,635万4千円</p> <p>3,150万5千円 3,340万円 3,340万円</p> <p>352万5千円 368万4千円 368万4千円</p> | <p>教職員研修 <府教育センターで実施予定の研修> 総合研修 80講座 課題別研修 60講座 授業力向上研修 100講座 合計 240講座 <各課で実施する研修> ・初任者研修 ・キャリアアップ支援研修</p> <p>教員としての資質、意欲にあふれた人材を確保するため、教員採用選考テストのPR活動に力を入れるとともに、教員採用選考の一層の工夫・改善に努める。</p> <p>○説明会・広報活動の充実等 ○教員志望者及び合格者を対象とした事業の実施 ・大阪教志セミナーの実施 ・合格者対象セミナーの実施 ・教員チャレンジテストの実施</p> <p>改正教育公務員特例法に基づき、「指導が不適切である」教諭等への認定及び指導改善研修など具体的な対応を実施する。 地公法、地教行法に基づき、教職員の意欲・資質能力の一層の向上と学校の活性化をめざして、教職員の評価・育成システムを実施する。</p> |

| 事業名 | 事業費 | 事業内容の説明 |
|--|---|---|
| <学校の組織力の向上と開かれた学校づくりをすすめます> | | |
| [教職員定数] (一部再掲) | 4,757億4,763万8千円 4,722億6,788万5千円 4,696億9,637万円 | 1. 定数の状況 ※人数は条例定数(対前年比) 小学校(義務教育学校の前期課程を含む) 27,097人(6人) 中学校(義務教育学校の後期課程を含む) 16,079人(▲113人) 府立中学校 8人(8人) 高等学校 10,039人(4人) 特別支援学校 5,738人(135人) 計 58,961人(40人) |
| 学校経営推進事業費 | 7,540万7千円 1億2,135万5千円 1億2,135万5千円 | 2. 学級編制基準 小学校(義務教育学校の前期課程を含む) 1~2年生35人、3~6年生40人 (支援学級8人) 中学校(義務教育学校の後期課程を含む) 40人(支援学級8人) 高等学校 40人 特別支援学校 ・幼稚部 6人 ・小・中学部 6人 ・高等部(本科) 8人 ・重複障害学級 3人 ・訪問学級 3人 学校経営を強化するため、予め指定した項目に関して、効果の見込まれる事業計画を提案する学校に支援を行う。 |
| 校長マネジメント推進事業費 | 2億2,740万円 2億1,300万円 2億1,231万6千円 | 学校経営計画に示された中期的目標に基づき、校長・准校長がその責任と権限において学校経営を推進するため、校長・准校長のマネジメントに必要な予算措置を行う。 |
| 教育総合相談事業費 | 1,994万8千円 2,019万円 2,019万円 | 教育センターにおいて、様々な悩みを持つ子どもや保護者等に対し、インターネット等の手法も活用し、効果的かつ効率的な相談を実施する。 ○専用電話相談の実施 ○24時間相談窓口の実施 ○教職員の悩みの相談の実施 ○対面相談の実施 ○カリキュラムNAV i プラザの運営 |
| 府立学校教育ICT化推進事業費 | 8億552万4千円 6億859万3千円 6億346万2千円 | 府立学校において教職員が総務事務等を行う情報基盤の継続的かつ安定的な運用を行うとともに、校務処理システムの継続的なメンテナンスを行うことで、校務の情報化・効率化を図る。 |

| 事業名 | 事業費 | 事業内容の説明 |
|---------------------------------|--|---|
| 教育総合情報ネットワーク事業費 | 7,752万4千円 5,101万9千円 5,101万9千円 | 府立学校における情報通信ネットワークの基盤整備を行うことにより、ICT教育の活性化及び業務の効率化を図るとともに、インターネット等を活用した研修の実施など、教育センターにおける研修・研究機能の充実を図る。 |
| 学校情報ネットワーク事業費 | 7億1,351万2千円 5億4,013万9千円 5億4,013万9千円 | 学校図書館を「学習情報センター」として情報通信機器を設置するとともに、生徒がインターネットで情報収集ができるよう校内や教育センターと各学校とのネットワーク網の運用を行う。 |
| 学校情報ネットワーク再構築事業費 | 1億3,168万7千円 1億3,770万9千円 1億666万8千円 | 平成12～13年度に導入した学校情報ネットワーク全体について、回線増強をはじめとする再構築を行うことで、経費の縮減およびICTを活用した学習環境の整備を進める。 (事業年度) 平成27～29年度 詳細設計・機器調達・設定 |
| <安全で安心な学びの場をつくります> | | |
| 地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業費補助金 | 1,176万4千円 1,238万3千円 1,178万9千円 | 学校安全ボランティア（スクールガード）を活用した効果的な安全体制を整備し、地域との連携を重視した学校安全に関する取り組みを行う市町村を支援する。 |
| 府立学校老朽化対策費 | 15億7,517万5千円 15億1,238万8千円 13億8,927万1千円 | 老朽化した府立学校施設を計画的に改修を行い、良好な教育環境を提供する。 ○エレベーター改修工事 高等学校2校、支援学校3校 ○高圧受変電設備改修工事 高等学校5校 ○外部改修工事 高等学校8校10棟 ○トイレ改修工事 高等学校5校 ○緊急改修工事 など |
| 府立学校耐震性能向上・大規模改造事業費 | 26億3,016万7千円 25億6,424万1千円 22億8,653万3千円 | 耐震化が困難な校舎の改築、府立学校校舎の天井・照明器具等の非構造部材の耐震化対策を行う。 ○耐震大規模改造事業 耐震困難校舎の建替に伴う設計費・現校舎撤去費 ○非構造部材の耐震化対策 体育館の天井照明、武道場の天井等の対策工事・設計 ※支援学校については、27年度2月補正予算で措置 (3校 3棟分 補正額 87,045千円) |

| 事業名 | 事業費 | 事業内容の説明 |
|--|--|--|
| 府立学校施設・設備改修費 | 10億2,178万円 8億8,001万円 8億7,335万7千円 | 府立学校の建物の福祉整備等の改修工事を行い、良好な教育環境の確保を図る。 ○福祉のまちづくり関連整備 ・エレベーター設置工事 ・スロープ、手すりの設置、障がい者用トイレの設置 |
| 高等学校教育環境改善事業費 | 14億9,762万7千円 14億9,763万8千円 14億9,763万8千円 | 夏季休業期間を中心に府立高等学校において行われている多様な取り組みの教育効果を高めるとともに、さらなる教育環境の向上を図るため、普通教室等に導入した空調機により、快適な学習空間を提供する。 ○契約手法 一括業務委託方式 契約期間 15年度～28年度 |
| 府立学校維持管理費 | 48億9,794万円 47億4,743万6千円 47億4,743万6千円 | 府立学校における維持管理運営経費 ○高等学校 138校 ○支援学校 44校・2分校 |
| アスベスト対策事業費 | 2億1,041万5千円 1億9,306万4千円 1億7,606万5千円 | 金岡高等学校アスベスト飛散事故を踏まえ、金岡高校校舎の吹付アスベスト対策を実施する。 ○「アスベスト飛散事故に関する協議会」の運営等 ○アスベスト除去工事・実施設計 |
| 臨海スポーツセンター耐震等改修事業費 | 233万6千円 1億283万4千円 8,367万7千円 | 府立臨海スポーツセンターにおける当面必要となる各種改修工事を行う。 ○28年度 アイススケートリンク改修に係る基本計画策定 |
| <地域の教育コミュニティづくりと家庭教育を支援します> | | |
| 教育コミュニティづくり推進事業費 | 6,718万2千円 6,982万6千円 6,900万7千円 | 地域社会が一体となった教育コミュニティの取組みを一層進めるため、地域の実情に応じて市町村が行う学校・家庭・地域の連携協力による様々な取組み（学校支援地域本部・おおさか元気広場・家庭教育支援）を支援する。 |
| 府立図書館運営費 | 7億9,216万9千円 8億3,464万1千円 8億603万4千円 | 府立の図書館の管理運営を行う。 ○中央図書館 資料の収集、国際児童文学館の運営など ○中之島図書館 資料の収集、ビジネス支援室の運営、指定管理制度導入など |
| 社会教育施設運営費 | 6,331万5千円 7,047万2千円 7,047万2千円 | 府立の社会教育施設の管理運営を行う。 ○少年自然の家運営費 |

教育委員会 平成27年度2月補正予算案【一般会計補正予算（第5号）】の概要

担 当:教育総務企画課
 担当者:総務グループ
 総括補佐 大井 孝志
 総括主査 栗山 茂雄
 内 線:3415
 直 通:06-6944-6049

| | | |
|------|-----------|-----------------|
| 一般会計 | 第5号補正予算額 | 2,590万5千円 |
| | ※第6号補正予算額 | ▲50億630万7千円 |
| | 補正前予算額 | 5,812億5,520万4千円 |
| | 最終予算額 | 5,762億7,480万2千円 |

※ 第6号補正予算額については、定例的な各種事業費の増減に係るもの。

〔 一 般 会 計 〕

上段 今回補正予算額
 中段 補正前予算額
 下段 最終予算額

| 事 業 名 | 事 業 費 | 事 業 内 容 の 説 明 |
|-----------------------|-----------------------------|---|
| 不登校児童生徒への支援 モデル事業費 | 2,590万5千円 0 2,590万5千円 | 教育支援センター（適応指導教室）やフリースクール等で学ぶ不登校児童生徒の状況に応じた総合的な教育支援体制を構築するための国のモデル事業を活用し、不登校児童生徒が自信を持って学べる教育環境を整備する。 ・教育支援センター等の設置促進支援 ・フリースクール等で学ぶ不登校児童生徒への支援 |

| | |
|-----|-------------------------|
| 担 当 | 市町村教育室小中学校課 学力向上グループ |
| 担当者 | 片山・宇野木 |
| 内 線 | 6889 |
| 直 通 | 06-6944-6889 |

中学生学びチャレンジ事業費

【事業目的】

- ・生徒の学力状況を分析し、教育活動（指導・評価）の改善・充実に生かすとともに、
評定の公平性を担保するため、学力調査を実施する。

【平成 28 年度当初予算額】 265,103千円

<債務負担行為 平成 28 年度～平成 29 年度 101,443 千円>

【事業内容】

- ① 対 象 府内の市町村立中学校、特別支援学校及び府立支援学校中学部の第1学年、第2学年、第3学年
- ② 対象生徒数 第1学年 約 76,000 人
第2学年 約 72,000 人
第3学年 約 75,000 人
- ③ 教 科 第1学年 国語、数学、英語
第2学年、第3学年 国語、社会、数学、理科、英語
- ④ 実施時期 第1学年、第2学年 平成29年1月12日（木）
第3学年 平成28年6月23日（木）

| | |
|-----|-------------------------|
| 担 当 | 市町村教育室小中学校課 生徒指導グループ |
| 担当者 | 大槻・石田 |
| 内 線 | 3438 |
| 直 通 | 06-6944-3823 |

小学校指導体制支援推進事業費《新規》

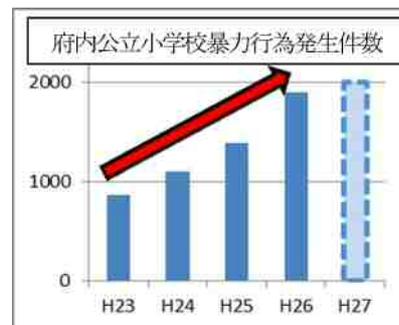
【知事重点事業】

【事業目的】

府内公立小学校の暴力行為が3年連続増加し、平成26年度における1,000人あたりの暴力行為発生件数では全国平均の2.5倍になっている。

特に、多発している府内50小学校にチーム支援体制を構築し、暴力行為発生件数を減少させる。

〈参考〉1,000人あたりの暴力行為発生件数(H26) 全国 1.7件 府 4.3件



【平成28年度当初予算額】 176,948千円

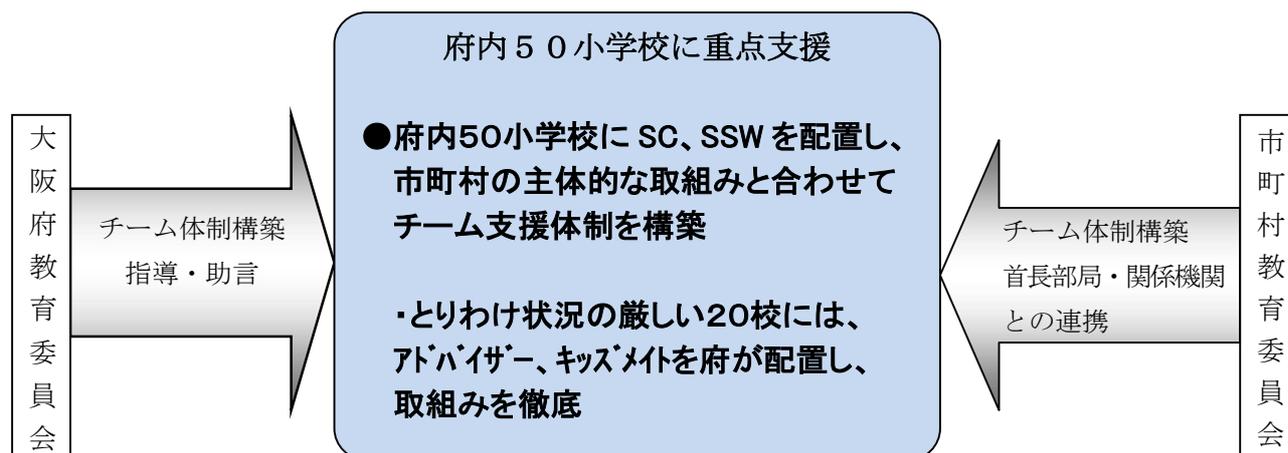
【事業内容】

(1) 対 象：暴力行為等、生徒指導上課題の大きい府内50小学校
(政令市を含む)

(2) 期 間：平成28年度～平成31年度

(3) 内 容：

- ① 小学校でのチーム支援体制構築に向け、緊急度に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、チーム小学校アドバイザー（校長OB）、チーム小学校キッズメイト（地域人材）を配置。
- ② 市町村における首長部局や関係機関と連動した支援の実施。
- ③ 府教育委員会による訪問指導・助言



| | |
|-----|-------------------------|
| 担 当 | 教育振興室高等学校課 |
| 担当者 | 生徒指導グループ 木下、松野 |
| 内 線 | 3 4 3 2 |
| 直 通 | 0 6 - 6 9 4 4 - 3 8 5 8 |

様々な課題を抱える生徒の高校生活支援事業費《新規》

【知事重点事業】

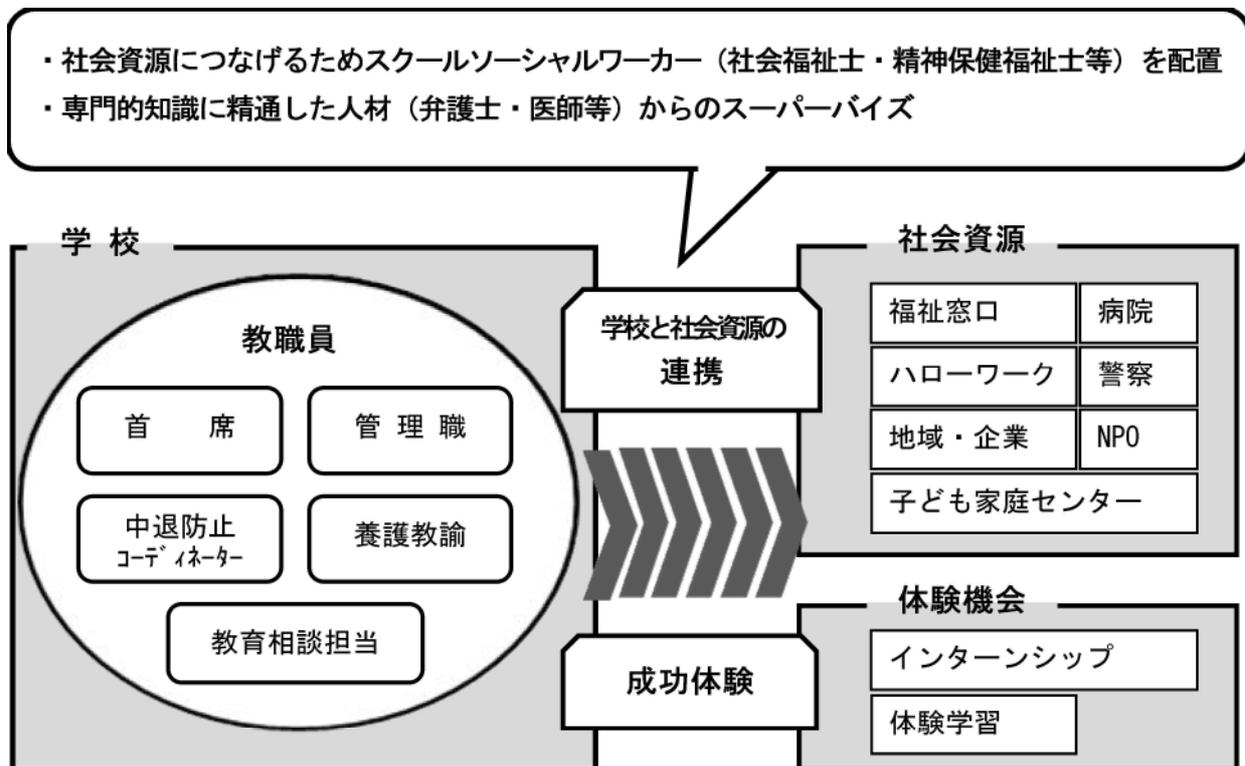
【事業目的】

様々な課題を抱える生徒が多く在籍する府立高校に、スクールソーシャルワーカーを配置し、福祉や労働等の社会資源につなぐことで課題の解決を支援し、学校への定着を図る。

【平成 28 年度当初予算額】 6, 246千円

【事業内容】

- ・家庭環境などのために学業継続が困難となる生徒に対し、学校とスクールソーシャルワーカーが連携して積極的にアプローチし、課題を見極め、福祉や労働等の関係機関とつなげることで、課題解決を支援。
- ・学校やスクールソーシャルワーカーだけでは対応しきれない法的課題等専門的な課題にも対応するため、学校やスクールソーシャルワーカーが弁護士や精神科の医師等の助言を得られる体制を構築。
- ・対象：様々な課題を抱える生徒が多く在籍する府立高校(定時制課程) 4校



担 当 教育振興室高等学校課
 担当者 教務グループ 植木、青木
 内 線 3428
 直 通 06-6946-2387

高校における英語力の養成

【知事重点事業】

【事業目的】

府立高校17校に対し、SET (Super English Teacher) による TOEFL iBT を扱った授業を導入し、府立高校生の英語4技能（読む・聞く・話す・書く）の引き上げを行う。

また、在籍校によらず、意欲ある生徒に対して「聞く・話す」能力の鍛錬等を行い、会話力等の英語能力の引き上げをめざす。

- ※SET：(担当業務)
- ・ TOEFL iBT 等を活用した英語教育の授業を担当、指導方法・教材開発、人材育成(処遇)
 - ・ 特定任期付職員として採用(任期は、原則3年)
 - (受験資格)
 - ・ TOEFL iBT スコア 100 点以上または IELTS スコア 7.5 以上を有すること
 - ・ 学校教育法に基づく大学を卒業した方、または同等の資格があると認められる方
 - ・ 教員免許の有無は問わない(大阪府公立学校教員も受験可能)

【平成28年度当初予算額】 31,132千円

【事業内容】

(1) 骨太の英語力養成事業費 17,194千円

TOEFL iBT を扱った授業を導入し、高校3年間で英語4技能を英語圏の大学で修学できるレベルに引き上げる。

- ・ 対 象：17校
- ・ 事業内容：SET (Super English Teacher) による TOEFL iBT 授業、TOEFL iBT 特設レッスンなど

スケジュール

| H26 | H27 | H28 | H29 | H30 |
|--|---------------------------|-----|-----|-----------|
| iBT 導入準備 | iBT 授業開始 (H27：10校、H28：7校) | | | |
| | SET 10校に配置 (任期：原則3年) | | | 延長 (2年まで) |
| | SET 7校に配置 (任期：原則3年) | | | |
| ・ iBT 特設レッスン ・ iBT チャレンジ支援 ・ 生徒の海外研修派遣 ・ 教員研修 ※準備期の H26 に開始し、第2期の SET 配置の終わる H30 まで実施 | | | | |

(2) 英語教育推進事業費(高校) 13,938千円

英語力の底上げのため、意欲ある生徒に対する「聞く・話す」能力の鍛錬を行うとともに、英語科教員の指導力を高める。

- ・ 対 象：府立高校及び府内の私立高校
- ・ 事業内容：意欲ある生徒への特訓クラス、生徒の海外研修支援、英語科教員対象の研修など

| | |
|-----|--------------------------|
| 担 当 | 教育振興室保健体育課 競技スポーツグループ |
| 担当者 | 中島、田尻 |
| 内 線 | 3473 |
| 直 通 | 06-6944-9366 |

子どもの体力づくりサポート事業費《新規》

【知事重点事業】

【事業目的】

小学校の体育授業に体育専門の大学やプロスポーツ団体など、地域の人的資源を活用し、専門的な技術指導力を備えた外部指導者を派遣することで、教員と連携しながら、子どもの運動に対する意欲・関心を高め、体力の向上につなげる。

【平成28年度当初予算額】 9,372千円

【事業内容】

1 体力向上方策の実践（地域の人的資源の活用）

市町村教育委員会と連携し、各モデル校の体育授業において、専門的な技術指導力を備えた外部指導者が、直接実技指導を行うとともに、モデル校が、その内容、指導方法を継続的に実践することにより、児童の体力づくりをめざす。

対 象：18校（北・中・南ブロック各6校）

- ① プロスポーツ団体等 ※ 9校 6回派遣
プロスポーツ団体のノウハウを活かした楽しくできる「トレーニングプログラム」を外部指導者が直接指導することで、児童が運動に取り組む動機付けにつなげる。
- ② 体育専門大学教授・学生 ※ 9校 のべ16回派遣
学校と教授・学生が連携しながら、「体づくり運動」の指導方法の提案、模範演技や指導補助などきめ細やかな指導により、児童にできる喜びを実感させることで、運動に対する意欲を高める。

プロスポーツ団体、体育専門大学等が実践指導する「トレーニングプログラム」や「体づくり運動」の実践方法・取組み内容について、実践事例集を作成し、各学校で活用するよう働きかける。

2 「めっちゃスマイル体操」「めっちゃWAKUWAKUダンス」の普及促進

平成26年度に作成した「めっちゃスマイル体操」「めっちゃWAKUWAKUダンス」の府内小学校への普及促進を図るとともに、児童の体力づくりをめざす。

対 象：43校（43市町村各1校）

- ① ダンス関係団体等 ※ 43校 4回派遣
児童及び教員に直接指導し、当該校を起点とし、市町村内への体操・ダンスの普及を図り、府内全小学校の児童及び教員への定着化をめざす。

| | |
|-----|--------------------|
| 担当課 | 教育振興室支援教育課学校移管グループ |
| 担当者 | 山西、大下 |
| 内線 | 4733 |
| 直通 | 06-6944-9362 |

大阪市立特別支援学校一元化関連事業費

【事業目的】

平成28年4月に移管する大阪市立の特別支援学校12校を運営していくために必要な経費。

【平成28年度当初予算額】 1,618,249千円

【主な事業内容】

(1) 通学バス運行事業 601,087千円

通学に必要なスクールバスを運行するための経費。

(2) 学校維持管理費 381,497千円

教育、学習環境を確保するため必要な物品や、施設設備の維持管理等の、学校教育活動の円滑な運営を図るための経費。

(3) ネットワーク環境等の整備・充実 262,421千円

ネットワーク(教育及び行政系)について、府立学校と同様のICT環境を整えるための経費。

(4) 学校給食施設の整備等 113,609千円

府立学校と同水準の施設整備を計画的に行うとともに、順次、給食調理の民間委託化を図るための経費。

(5) 起債償還負担金 91,620千円

施設設備等の無償譲渡を受けることに合わせ、過去の整備にかかる起債を償還するための経費を負担。

＜参考＞大阪市立の特別支援学校

| 校種 | 移管対象となる特別支援学校 | 移管後の名称 | 所在地 |
|-----------|-----------------|---------------|---------|
| 視覚 | 市立視覚特別支援学校 | 府立大阪北視覚支援学校 | 大阪市東淀川区 |
| 聴覚 | 市立聴覚特別支援学校 | 府立中央聴覚支援学校 | 大阪市中央区 |
| 肢体 不自由 | 市立光陽特別支援学校(注1) | 府立光陽支援学校(注1) | 大阪市旭区 |
| | 市立西淀川特別支援学校 | 府立西淀川支援学校 | 大阪市西淀川区 |
| | 市立平野特別支援学校 | 府立平野支援学校 | 大阪市平野区 |
| | 市立東住吉特別支援学校(注2) | 府立東住吉支援学校(注2) | 大阪市東住吉区 |
| 知的 | 市立思斉特別支援学校 | 府立思斉支援学校 | 大阪市旭区 |
| | 市立難波特別支援学校 | 府立難波支援学校 | 大阪市浪速区 |
| | 市立生野特別支援学校 | 府立生野支援学校 | 大阪市生野区 |
| | 市立住之江特別支援学校 | 府立住之江支援学校 | 大阪市住之江区 |
| | 市立東淀川特別支援学校 | 府立東淀川支援学校 | 大阪市東淀川区 |
| | 市立なにわ高等特別支援学校 | 府立なにわ高等支援学校 | 大阪市浪速区 |

(注1) 病弱部門を併設 (注2) 知的障がい部門を併設

第 71 号議案

大阪府公立高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励費貸付金に関する債権放棄の件

大阪府公立高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励費貸付金に関する債権を次のとおり放棄する。

平成28年 2 月 25 日提出

大阪府知事 松 井 一 郎

| 番号 | 相手方住所 | 氏名 | 金額 |
|----|--------|-------|------------------------|
| 1 | 大阪市港区 | 藤岡直美 | 15,000円及び当該貸付金に係る遅延損害金 |
| 2 | 同 同 | 大家みどり | 72,000円及び当該貸付金に係る遅延損害金 |
| 3 | 同 大正区 | 岩元一豊 | 36,000円及び当該貸付金に係る遅延損害金 |
| 4 | 同 浪速区 | 西村義文 | 30,000円及び当該貸付金に係る遅延損害金 |
| 5 | 同 同 | 藪野友一 | 48,000円及び当該貸付金に係る遅延損害金 |
| 6 | 同 同 | 関 一 | 68,000円及び当該貸付金に係る遅延損害金 |
| 7 | 同 淀川区 | 歌津一美 | 84,000円及び当該貸付金に係る遅延損害金 |
| 8 | 同 東淀川区 | 田村泰一郎 | 15,000円及び当該貸付金に係る遅延損害金 |
| 9 | 同 生野区 | 菊 外 範 | 96,000円及び当該貸付金に係る遅延損害金 |

| | | | |
|----|--------|---------|-------------------------|
| 10 | 同 住之江区 | 高 橋 正 吾 | 72,000円及び当該貸付金に係る遅延損害金 |
| 11 | 同 同 | 塩 田 真 治 | 88,000円及び当該貸付金に係る遅延損害金 |
| 12 | 同 住吉区 | 岩 田 義 則 | 49,000円及び当該貸付金に係る遅延損害金 |
| 13 | 同 同 | 日 野 沙緒里 | 10,800円及び当該貸付金に係る遅延損害金 |
| 14 | 同 東住吉区 | 石 上 志津夫 | 115,000円及び当該貸付金に係る遅延損害金 |
| 15 | 同 同 | 矢 崎 寛 | 72,000円及び当該貸付金に係る遅延損害金 |
| 16 | 同 平野区 | 深 河 重 夫 | 72,000円及び当該貸付金に係る遅延損害金 |
| 17 | 同 同 | 平 川 永 次 | 84,000円及び当該貸付金に係る遅延損害金 |
| 18 | 同 同 | 松 下 華 花 | 21,000円及び当該貸付金に係る遅延損害金 |
| 19 | 同 西成区 | 川 崎 泰一郎 | 69,000円及び当該貸付金に係る遅延損害金 |
| 20 | 同 同 | 中 野 和 彦 | 50,000円及び当該貸付金に係る遅延損害金 |
| 21 | 同 同 | 勝 原 加代子 | 54,000円及び当該貸付金に係る遅延損害金 |
| 22 | 同 同 | 菅 原 秀 夫 | 72,000円及び当該貸付金に係る遅延損害金 |
| 23 | 同 同 | 木 下 靖 弘 | 35,000円及び当該貸付金に係る遅延損害金 |

| | | | |
|----|------|---------|------------------------|
| 24 | 同 同 | 喜 山 良 一 | 21,000円及び当該貸付金に係る遅延損害金 |
| 25 | 堺市堺区 | 藤 井 昌 樹 | 96,000円及び当該貸付金に係る遅延損害金 |
| 26 | 同 同 | 竹 中 一 夫 | 64,000円及び当該貸付金に係る遅延損害金 |
| 27 | 同 中区 | 山 脇 昌 子 | 48,000円及び当該貸付金に係る遅延損害金 |
| 28 | 同 同 | 竹 めぐみ | 96,000円及び当該貸付金に係る遅延損害金 |
| 29 | 同 同 | 岡 孝 夫 | 21,000円及び当該貸付金に係る遅延損害金 |
| 30 | 同 同 | 茨 木 良 次 | 64,000円及び当該貸付金に係る遅延損害金 |
| 31 | 同 東区 | 浜 田 誠 | 96,000円及び当該貸付金に係る遅延損害金 |
| 32 | 同 北区 | 鈴 木 みすず | 42,000円及び当該貸付金に係る遅延損害金 |
| 33 | 岸和田市 | 新 居 政 彦 | 14,000円及び当該貸付金に係る遅延損害金 |
| 34 | 同 | 綾 織 たか子 | 50,000円及び当該貸付金に係る遅延損害金 |
| 35 | 同 | 秋 山 美 佐 | 65,500円及び当該貸付金に係る遅延損害金 |
| 36 | 吹田市 | 前 田 行 広 | 72,000円及び当該貸付金に係る遅延損害金 |
| 37 | 泉大津市 | 大 利 和 子 | 54,000円及び当該貸付金に係る遅延損害金 |

| | | | |
|----|-----|-------|-------------------------|
| 38 | 同 | 笠野美紀 | 106,000円及び当該貸付金に係る遅延損害金 |
| 39 | 高槻市 | 檜垣克公 | 72,000円及び当該貸付金に係る遅延損害金 |
| 40 | 貝塚市 | 平山幸江 | 22,000円及び当該貸付金に係る遅延損害金 |
| 41 | 同 | 岩切憲一 | 63,000円及び当該貸付金に係る遅延損害金 |
| 42 | 同 | 古川加代子 | 55,000円及び当該貸付金に係る遅延損害金 |
| 43 | 同 | 榭屋ひふみ | 24,000円及び当該貸付金に係る遅延損害金 |
| 44 | 同 | 水野早苗 | 63,000円及び当該貸付金に係る遅延損害金 |
| 45 | 同 | 下條美香 | 45,000円及び当該貸付金に係る遅延損害金 |
| 46 | 同 | 馬込瞳 | 58,000円及び当該貸付金に係る遅延損害金 |
| 47 | 同 | 金岩淳子 | 60,000円及び当該貸付金に係る遅延損害金 |
| 48 | 同 | 中武利枝 | 84,000円及び当該貸付金に係る遅延損害金 |
| 49 | 同 | 宮川いづみ | 63,000円及び当該貸付金に係る遅延損害金 |
| 50 | 茨木市 | 石田正之 | 120,000円及び当該貸付金に係る遅延損害金 |
| 51 | 同 | 日高洋美 | 70,000円及び当該貸付金に係る遅延損害金 |

| | | | |
|----|------|---------|-------------------------|
| 52 | 同 | 鈴木美佐 | 72,000円及び当該貸付金に係る遅延損害金 |
| 53 | 泉佐野市 | 松 裏 功 三 | 60,000円及び当該貸付金に係る遅延損害金 |
| 54 | 同 | 木 下 和 子 | 161,000円及び当該貸付金に係る遅延損害金 |
| 55 | 同 | 西 川 真 生 | 108,000円及び当該貸付金に係る遅延損害金 |
| 56 | 富田林市 | 木 村 恵津子 | 72,000円及び当該貸付金に係る遅延損害金 |
| 57 | 松原市 | 福 田 隆 教 | 42,000円及び当該貸付金に係る遅延損害金 |
| 58 | 同 | 秋 山 紀 子 | 84,000円及び当該貸付金に係る遅延損害金 |
| 59 | 大東市 | 河 野 美代子 | 72,000円及び当該貸付金に係る遅延損害金 |
| 60 | 和泉市 | 押 田 美 穂 | 100,000円及び当該貸付金に係る遅延損害金 |
| 61 | 同 | 吉 本 明 美 | 13,000円及び当該貸付金に係る遅延損害金 |
| 62 | 高石市 | 内 田 雅 子 | 36,000円及び当該貸付金に係る遅延損害金 |
| 63 | 東大阪市 | 折 田 浩 人 | 108,000円及び当該貸付金に係る遅延損害金 |
| 64 | 同 | 服 部 篤 実 | 72,000円及び当該貸付金に係る遅延損害金 |
| 65 | 泉南市 | 坂 元 真 美 | 63,000円及び当該貸付金に係る遅延損害金 |

| | | | |
|----|--------|---------|-------------------------|
| 66 | 同 | 扇 繁 子 | 30,000円及び当該貸付金に係る遅延損害金 |
| 67 | 同 | 梅 野 恵 | 21,000円及び当該貸付金に係る遅延損害金 |
| 68 | 同 | 尾 込 浩 二 | 42,000円及び当該貸付金に係る遅延損害金 |
| 69 | 四條畷市 | 築 城 弘 子 | 49,000円及び当該貸付金に係る遅延損害金 |
| 70 | 同 | 中 野 真由美 | 84,000円及び当該貸付金に係る遅延損害金 |
| 71 | 同 | 原 田 奈美代 | 84,000円及び当該貸付金に係る遅延損害金 |
| 72 | 同 | 八 木 正 美 | 84,000円及び当該貸付金に係る遅延損害金 |
| 73 | 泉北郡忠岡町 | 柏 木 佐和子 | 238,000円及び当該貸付金に係る遅延損害金 |
| 74 | 泉南郡熊取町 | 小波津 次 男 | 66,000円及び当該貸付金に係る遅延損害金 |
| 75 | 泉南郡田尻町 | 金 子 一 子 | 30,000円及び当該貸付金に係る遅延損害金 |

大阪府条例第 号

大阪府立学校条例の一部を改正する条例

第一条 大阪府立学校条例（平成二十四年大阪府条例第八十九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

- 第二十二條 (略)
 一 高等学校 一〇、〇二一人
 二 特別支援学校 五、五四一人

改正前

- 第二十二條 (略)
 一 高等学校 一〇、〇〇六人
 二 特別支援学校 四、〇〇一人

別表第一(第三条関係)

| 名 称 | 位 置 |
|-------------|-------------|
| 大阪府立泉鳥取高等学校 | (略) |
| (略) | (略) |
| 大阪府立柴島高等学校 | (略) |
| 大阪府立成城高等学校 | 大阪市城東区諏訪三丁目 |
| (略) | (略) |
| 大阪府立貝塚高等学校 | (略) |
| 大阪府立岬高等学校 | 泉南郡岬町淡輪 |
| (略) | (略) |

別表第一(第三条関係)

| 名 称 | 位 置 |
|-------------|-------------|
| 大阪府立泉鳥取高等学校 | (略) |
| 大阪府立岬高等学校 | 泉南郡岬町淡輪 |
| (略) | (略) |
| 大阪府立柴島高等学校 | (略) |
| (略) | (略) |
| 大阪府立貝塚高等学校 | (略) |
| 大阪府立成城高等学校 | 大阪市城東区諏訪三丁目 |
| (略) | (略) |

第二条 大阪府立学校条例の一部を次のように改正する

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

(目的)
 第一条 この条例は、大阪府立中学校（以下「中学校」という。）及び大阪府立高等学校（以下「高等学校」という。）及び大阪府立特別支援学校（以下「特別支援学校」という。）（以下これらを「府立学校」という。）の設置、運営、教職員の人事、入学検定料等に関し必要な事項を定めることにより、府立学校の効果的かつ効率的な運営を行い、もって府民の信頼に応える学校づくりに資することを目的とする。

改正前

(目的)
 第一条 この条例は、大阪府立高等学校（以下「高等学校」という。）及び大阪府立特別支援学校（以下「特別支援学校」という。）（以下「府立学校」という。）の設置、運営、教職員の人事、入学検定料等に関し必要な事項を定めることにより、府立学校の効果的かつ効率的な運営を行い、もって府民の信頼に応える学校づくりに資することを目的とする。

第二条 (略)

第二条 (略)

(中学校の設置)
 第二条の二 中学校を別表第一のとおり設置す

る。

(高等学校の設置)
第三条 高等学校を別表第二のとおり設置する。

(特別支援学校の設置)
第四条 特別支援学校を別表第三のとおり設置する。

第二十二条 (略)

- 一 中学校 八人
- 二・三 (略)

(入学検定料、入学料及び授業料)
第二十三条 中学校又は高等学校に入学しようとする者は入学検定料を、高等学校に入学を許可された者は入学料及び授業料を納付しなければならない。

2 (略)

| 学校区分 | 入学検定料 | 入学料 | 授業料 |
|--------|--------|--------|-------------------------------|
| 中学校 | 二、二〇〇円 | | |
| 全日制の課程 | 二、二〇〇円 | 五、六五〇円 | 円月額 九、九〇〇円 |
| 定時制の課程 | 九五〇 | 二、一〇〇 | 円月額 二、七〇〇円 |
| 通信制の課程 | 八〇〇 | 五〇〇 | 円月額 三三〇円に履修する科目の単位数を乗じて得た額 |

別表第一(第一条の二関係)

| 名称 | 位置 |
|------------|---------|
| 大阪府立富田林中学校 | 富田林市谷川町 |

別表第二(第三条関係) (略)

別表第三(第四条関係) (略)

(高等学校の設置)
第三条 高等学校を別表第一のとおり設置する。

(特別支援学校の設置)
第四条 特別支援学校を別表第二のとおり設置する。

第二十二条 (略)

- 一・二 (略)

(入学検定料、入学料及び授業料)
第二十三条 高等学校に入学しようとする者は入学検定料を、高等学校に入学を許可された者は入学料及び授業料を納付しなければならない。

2 (略)

| 区分 | 入学検定料 | 入学料 | 授業料 |
|--------|--------|--------|-------------------------------|
| 全日制の課程 | 二、二〇〇円 | 五、六五〇円 | 円月額 九、九〇〇円 |
| 定時制の課程 | 九五〇 | 二、一〇〇 | 円月額 二、七〇〇円 |
| 通信制の課程 | 八〇〇 | 五〇〇 | 円月額 三三〇円に履修する科目の単位数を乗じて得た額 |

別表第一(第三条関係) (略)

別表第二(第四条関係) (略)

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十九年一月一日から施行する。

大阪府条例第 号

大阪府の施設における国旗の掲揚及び教職員による国歌の斉唱に関する条例の一部を改正する条例

大阪府の施設における国旗の掲揚及び教職員による国歌の斉唱に関する条例（平成二十三年大阪府条例第八十三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>(定義) 第二条 (略) 2 この条例において「教職員」とは、府立学校及び府内の市町村立学校のうち、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校に勤務する校長、教員その他の者をいう。</p> | <p>(定義) 第二条 (略) 2 この条例において「教職員」とは、府立学校及び府内の市町村立学校のうち、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校に勤務する校長、教員その他の者をいう。</p> |

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

大阪府条例第 号

大阪府立図書館条例の一部を改正する条例

大阪府立図書館条例（昭和二十六年大阪府条例第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>（手数料） 第四条 図書館の図書、記録その他の資料に関する証明を受けようとする者は、一件につき<u>四百円</u>の手数料を納付しなければならない。</p> | <p>（手数料） 第四条 図書館の図書、記録その他の資料に関する証明を受けようとする者は、一件につき<u>二百七十円</u>の手数料を納付しなければならない。</p> |

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

大阪府条例第 号

府費負担教職員定数条例の一部を改正する条例

府費負担教職員定数条例（昭和二十七年大阪府条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>(府費負担教職員の定数) 第二条 (略)</p> <p>一 小学校(義務教育学校の前期課程を含む。) 二七、〇九七人</p> <p>二 中学校(義務教育学校の後期課程を含む。) 一六、〇七九人</p> <p>三 高等学校 二八人</p> <p>四 特別支援学校 一九七人</p> | <p>(府費負担教職員の定数) 第二条 (略)</p> <p>一 小学校 二七、〇九一人</p> <p>二 中学校 一六、一九二人</p> <p>三 高等学校 二九人</p> <p>四 特別支援学校 一、六〇二人</p> |

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

大阪府条例第 号

大阪府文化財保護法に基づく事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

大阪府文化財保護法に基づく事務に係る事務処理の特例に関する条例（平成十二年大阪府条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>(市町村が処理する事務の範囲等) 第二条 (略) 2・3 (略) 4 (略) 一 (略) 二 法第百二十五条第一項の許可（令第五条第四項第一号イからヲまでに掲げる現状変更等に係るものに限る。）に係る通知に関する事務 三―五 (略) 5 (略) 一 第一項各号、第二項第二号から第七号まで及び第三項第二号から第五号までに掲げる事務並びに前項第二号から第五号までに掲げる事務（令第五条第四項第一号イからリまでに掲げる現状変更等であつて二以上の市町の区域に係るもの及び同号ヲに掲げる現状変更等に係るものに限る。） 二 法第百二十五条第一項の許可（令第五条第四項第一号イからリまでに掲げる現状変更等に係るものであつて、島本町、豊能町又は太子町の区域（令第五条第四項に規定する管理計画を大阪府教育委員会が定めている区域を除く。）のみ係るものに限る。）に関する事務 三―六 (略)</p> | <p>(市町村が処理する事務の範囲等) 第二条 (略) 2・3 (略) 4 (略) 一 (略) 二 法第百二十五条第一項の許可（令第五条第四項第一号イから又までに掲げる現状変更等に係るものに限る。）に係る通知に関する事務 三―五 (略) 5 (略) 一 第一項各号、第二項第二号から第七号まで及び第三項第二号から第五号までに掲げる事務並びに前項第二号から第五号までに掲げる事務（令第五条第四項第一号イからリまでに掲げる現状変更等であつて二以上の市町の区域に係るもの及び同号又に掲げる現状変更等に係るものに限る。） 二 法第百二十五条第一項の許可（令第五条第四項第一号イからリまでに掲げる現状変更等に係るものであつて、島本町、豊能町又は太子町の区域にのみ係るものに限る。）に関する事務 三―六 (略)</p> |

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

大阪府条例第 号

大阪府福祉行政事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

第一条 大阪府福祉行政事務に係る事務処理の特例に関する条例（平成十二年大阪府条例第八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>(市町村が処理する事務の範囲等) 第二条 (略)</p> | <p>(市町村が処理する事務の範囲等) 第二条 (略)</p> |
| <p>2 法、児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号。以下この条において「令」という。）及び大阪府児童福祉施設設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年大阪府条例第百三号）に基づく事務のうち、次に掲げる事務（第一号から第四号までに掲げる事務にあつては法第三十六条に規定する助産施設（以下この条において「助産施設」という。））、法第三十八条に規定する母子生活支援施設（以下この条において「母子生活支援施設」という。））、法第三十九条第一項に規定する保育所（以下この条において「保育所」という。）及び児童館に係るもの（第五号から第八号まで及び第十九号から第二十一号までに掲げる事務にあつては府以外の者の設置する助産施設、母子生活支援施設、保育所及び児童館に係るもの）に限り、第九号から第十三号までに掲げる事務にあつては法第六条の三第九項から第十二項まで若しくは第三十九条第一項に規定する業務を目的とする施設であつて法第三十五条第三項の規定による届出若しくは就業前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下この条において「認定こども園法」という。）第十六条の規定による届出をしていないもの又は法第三十四条の十五第二項若しくは第三十五条第四項の認可若しくは認定こども園法第十七条第一項の認可を受けていないもの（法第五十八条第一項の規定により児童福祉施設（法第二十九条の二第一項において「幼保連携型認定こども園（以下この条において「幼保連携型認定こども園」という。）を除く。）若しくは法第二十四条第二項に規定する家庭的保育事業等の認可を取り消されたもの又は認定こども園法第二十二条第一項の規定により幼保連携型認定こども園の認可を取り消されたものを含む。）（以下この条において「認可外保育施設」という。）に係るものに限る。）であつて、府の区域内に存する市（大阪市、堺市、大東市及び交野市を除く。）、町及び村の区域に係るもの（豊中市、高槻市、枚方市及び東大阪市の区域にあつては児童館に係る事務に限り、富田林市、太子町及び千早赤阪村の区域にあつては保育所、児童館及び認可外保育施設に係る事務に限る。）は、それぞれ当該市、町又は村が処理</p> | <p>2 法及び児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号。以下この条において「令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務（第一号から第四号までに掲げる事務にあつては法第三十六条に規定する助産施設（以下この条において「助産施設」という。））、法第三十八条に規定する母子生活支援施設（以下この条において「母子生活支援施設」という。））、法第三十九条第一項に規定する保育所（以下この条において「保育所」という。）及び児童館に係るもの（第五号から第八号まで及び第十九号から第二十一号までに掲げる事務にあつては府以外の者の設置する助産施設、母子生活支援施設、保育所及び児童館に係るもの）に限り、第九号から第十三号までに掲げる事務にあつては同項に規定する業務を目的とする施設であつて法第三十五条第三項の規定による届出をしていないもの又は同条第四項の認可を受けていないもの（法第五十八条第一項の規定により児童福祉施設の認可を取り消されたものを含む。）（以下この条において「認可外保育施設」という。）に係るものに限る。）であつて、府の区域内に存する市（大阪市、堺市、大東市及び交野市を除く。）、町及び村の区域に係るもの（豊中市、高槻市、枚方市及び東大阪市の区域にあつては児童館に係る事務に限り、富田林市、太子町及び千早赤阪村の区域にあつては保育所、児童館及び認可外保育施設に係る事務に限る。）は、それぞれ当該市、町又は村が処理</p> |

設に係る事務に限り、四條畷市の区域にあつては助産施設及び母子生活支援施設に係る事務に限り、摂津市の区域にあつては助産施設、母子生活支援施設及び認可外保育施設に係る事務に限る。）は、それぞれ当該市、町又は村が処理することとする。

一一二十一 (略)

第三条 (略)

一 法第十五条第一項の規定による医師の指定に係る事務のうち、規則で定める事務

一 法第十五条第一項の規定による医師の指定に係る事務のうち、別に規則で定める事務

二一六 (略)

二一六 (略)

第六条 (略)

2 法並びに大阪府特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年大阪府条例第百十四号)及びその施行に関する事項を定めた規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務(法第二十条の五に規定する特別養護老人ホーム(定員二十九人以下のものに限る。)に係る事務に限る。)であつて、府の区域内に存する市(大阪市、堺市、豊中市、高槻市、枚方市、門真市、東大阪市、四條畷市及び交野市を除く。)、町及び村の区域に係るものは、それぞれ当該市、町又は村が処理することとする。

2 法に基づく事務のうち、次に掲げる事務(法第二十条の五に規定する特別養護老人ホーム(定員二十九人以下のものに限る。)に係る事務に限る。)であつて、府の区域内に存する市(大阪市、堺市、豊中市、高槻市、枚方市、門真市、東大阪市、四條畷市及び交野市を除く。)、町及び村の区域に係るものは、それぞれ当該市、町又は村が処理することとする。

3 一一八 (略)

一一八 (略)

第七条 (略)

一一五 (略)
六 前各号に掲げるもののほか、法の施行に係る事務であつて、規則で定めるもの

一一五 (略)
六 前各号に掲げるもののほか、法の施行に係る事務であつて、別に規則で定めるもの

第九条 介護保険法(以下この条において「法」という。)並びに大阪府指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年大阪府条例第百十五号)及びその施行に関する事項を定めた規則、大阪府指定介護予防サービス事業者の指定並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に定める条例(平成二十四年大阪府条例第百十六号)及びその施行に関する事項を定めた規則、大阪府指定介護予防サービス事業者の指定並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(平成二十七年大阪府条例第二十六号)附則第二条及び第四条の規定によりなおその効力を有するものとされた大阪府指定介護予防サービス事業者の指定並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に定める基準を定めることとする。

第九条 介護保険法(以下この条において「法」という。)並びに大阪府指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年大阪府条例第百十五号)及びその施行に関する事項を定めた規則、大阪府指定介護予防サービス事業者の指定並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に定める条例(平成二十四年大阪府条例第百十六号)及びその施行に関する事項を定めた規則、大阪府指定介護予防サービス事業者の指定並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めることとする。

第九条 介護保険法(以下この条において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げる事務(第一号及び第二号に掲げる事務にあつては介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス及び介護療養施設サービス並びに介護老人保健施設により行われる通所リハビリテーション、短期入所療養介護、介護予防通所リハビリテーション及び介護予防短期入所療養介護並びに介護療養型医療施設により行われる短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護に係るものを除き、第三号、第五号、第九号、第十一号から第二十号まで及び第三十二号から第四十一号までに掲げる事務にあつては介護老人保健施設により行われる通所リハビリテーション、短期入所療養介護、介護予防通所リハビリテーション及び介護予防短期入所療養介護並びに介護療養型医療施設により行われる短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護に係るものを除く。)であつて、府の区域内に存する市(大阪市、堺市、豊中市、高槻市、守口市、枚方市、大東市、羽曳野市、門真市、摂津市、藤井寺市、東大阪市、四條畷市及び交野市を除く。)、町(島本町を除く。)及び村の区域に係るものは、それぞれ当該市、町

又は村が処理することとする。

条例及びその施行に関する事項を定めた規則並びに大阪府指定居宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例(平成二十六年大阪府条例第百三十六号)に基づく事務のうち、次に掲げる事務(第一号及び第二号に掲げる事務にあつては介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス及び介護療養施設サービス並びに介護老人保健施設により行われる通所リハビリテーション、短期入所療養介護、介護予防通所リハビリテーション及び介護予防短期入所療養介護並びに介護療養型医療施設により行われる短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護に係るものを除き、第二号、第五号、第九号、第十一号から第二十号まで及び第三十二号から第四十一号までに掲げる事務にあつては介護老人保健施設により行われる通所リハビリテーション、短期入所療養介護、介護予防通所リハビリテーション及び介護予防短期入所療養介護並びに介護療養型医療施設により行われる短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護に係るものを除く。)であつて、府の区域内に存する市(大阪市、堺市、豊中市、高槻市、守口市、枚方市、大東市、羽曳野市、門真市、摂津市、藤井寺市、東大阪市、四條畷市及び交野市を除く。)、町(島本町を除く。)、及び村の区域に係るものは、それぞれ当該市、町又は村が処理することとする。

一四十一

(略)

第十条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号。以下この条において「法」という。)並びに大阪府指定障害福祉サービス事業者の指定並びに指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年大阪府条例第百七号)及びその施行に関する事項を定めた規則、大阪府指定障害者支援施設の指定並びに人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年大阪府条例第百八号)及びその施行に関する事項を定めた規則並びに大阪府障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年大阪府条例第百十号)及びその施行に関する事項を定めた規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務であつて、府の区域内に存する市(大阪市、堺市、豊中市、高槻市、守口市、枚方市、寝屋川市、大東市、羽曳野市、門真市、摂津市、藤井寺市、東大阪市、四條畷市及び交野市を除く。)、町(島本町を除く。)、及び村の区域に係るものは、それぞれ当該市、町又は村が処理することとする。

一二十三

(略)

第十三条 知的障害のある児童及び十八歳以上の知的障害者に対する療育手帳の交付等に係る事務のうち、規則で定める事務であつて、府の区域内に存する市(大阪市及び堺市を除く。)、町及び村の区域に係るものは、それぞれ当該市、町又は村が処理することとする。

一四十一 (略)

第十条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号。以下この条において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げる事務であつて、府の区域内に存する市(大阪市、堺市、豊中市、高槻市、守口市、枚方市、寝屋川市、大東市、羽曳野市、門真市、摂津市、藤井寺市、東大阪市、四條畷市及び交野市を除く。)、町(島本町を除く。)、及び村の区域に係るものは、それぞれ当該市、町又は村が処理することとする。

一二十三 (略)

第十三条 知的障害のある児童及び十八歳以上の知的障害者に対する療育手帳の交付等に係る事務のうち、別に規則で定める事務であつて、府の区域内に存する市(大阪市及び堺市を除く。)、町及び村の区域に係るものは、それぞれ当該市、町又は村が処理することとする。

第十四条 居宅において介護を受けている重度の障害を有する者を介護する者に対する手当の支給に係る事務のうち、規則で定める事務であつて、府の区域内に存する市（大阪市及び堺市を除く）、町及び村の区域に係るものは、それぞれ当該市、町又は村が処理することとする。

第十五条 重度の障害を有する外国人等に対する給付金の支給に係る事務のうち、規則で定める事務であつて、府の区域内に存する市、町及び村の区域に係るものは、それぞれ当該市、町又は村が処理することとする。

第十六条 精神障害者又はその家族等の相談に応じること等の業務の委託に係る事務のうち、規則で定める事務であつて、府の区域内に存する市（大阪市、堺市、池田市、泉大津市、高槻市、富田林市、河内長野市、箕面市、東大阪市及び大阪狭山市を除く。）及び町（豊能町、能勢町、田尻町及び太子町を除く。）の区域に係るものは、それぞれ当該市又は町が処理することとする。

第十四条 居宅において介護を受けている重度の障害を有する者を介護する者に対する手当の支給に係る事務のうち、別に規則で定める事務であつて、府の区域内に存する市（大阪市及び堺市を除く）、町及び村の区域に係るものは、それぞれ当該市、町又は村が処理することとする。

第十五条 重度の障害を有する外国人等に対する給付金の支給に係る事務のうち、別に規則で定める事務であつて、府の区域内に存する市、町及び村の区域に係るものは、それぞれ当該市、町又は村が処理することとする。

第十六条 精神障害者又はその家族等の相談に応じること等の業務の委託に係る事務のうち、別に規則で定める事務であつて、府の区域内に存する市（大阪市、堺市、池田市、泉大津市、高槻市、富田林市、河内長野市、箕面市、東大阪市及び大阪狭山市を除く。）及び町（豊能町、能勢町、田尻町及び太子町を除く。）の区域に係るものは、それぞれ当該市又は町が処理することとする。

第二条 大阪府福祉行政事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>(市町村が処理する事務の範囲等)</p> <p>第二条 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号。以下この条において「法」という。)第十九条第三項の規定による報告の受理に関する事務であつて、府の区域内に存する市(大阪市、堺市、豊中市、高槻市、守口市、枚方市、泉佐野市、羽曳野市、藤井寺市、東大阪市、泉南市、四條畷市及び阪南市を除く。)、町(島本町、忠岡町、熊取町、田尻町及び岬町を除く。)、及び村の区域に係るものは、それぞれ当該市、町又は村が処理することとする。</p> <p>2 法、児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第十一号。以下この条において「令」という。)、及び大阪府児童福祉施設の設定及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年大阪府条例第三百三号)に基づく事務のうち、次に掲げる事務(第一号から第四号までに掲げる事務にあつては法第三十六条に規定する助産施設(以下この条において「助産施設」という。)、法第三十八条に規定する母子生活支援施設(以下この条において「母子生活支援施設」という。))、法第二十九条第一項に規定する保育所(以下この条において「保育所」という。))及び児童館に係るものに限る、第五号から第七号まで、第十号及び第二十一号から第二十三号ま</p> | <p>(市町村が処理する事務の範囲等)</p> <p>第二条 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号。以下この条において「法」という。)第十九条第三項の規定による報告の受理に関する事務であつて、岸和田市、池田市、吹田市、泉大津市、貝塚市、茨木市、八尾市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、摂津市、高石市、交野市、大阪狭山市、豊能町、能勢町、太子町、河南町及び千早赤阪村の区域に係るものは、当該市、町又は村が処理することとする。</p> <p>2 法、児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第十一号。以下この条において「令」という。))及び大阪府児童福祉施設の設定及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年大阪府条例第三百三号)に基づく事務のうち、次に掲げる事務(第一号から第四号までに掲げる事務にあつては法第三十六条に規定する助産施設(以下この条において「助産施設」という。))、法第三十八条に規定する母子生活支援施設(以下この条において「母子生活支援施設」という。))、法第二十九条第一項に規定する保育所(以下この条において「保育所」という。))及び児童館に係るものに限る、第五号から第八号まで及び第十九号から第二十一号までに掲げ</p> |

で掲げる事務にあつては府以外の者の設置する助産施設、母子生活支援施設、保育所及び児童館に係るものに限り、第十一号から第十五号までに掲げる事務にあつては法第六条の三第九項から第十二項まで若しくは第三十九条第一項に規定する業務を目的とする施設であつて法第三十五条第三項の規定による届出若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号。以下この条において「認定子ども園法」という。)第十六条の規定による届出をしていないもの又は法第三十四条の十五第二項若しくは第三十五条第四項の認可若しくは認定子ども園法第十七条第一項の認可を受けていないもの(法第五十八条第二項の規定により児童福祉施設(法第三十九条の二第一項に規定する幼保連携型認定子ども園(以下この条において「幼保連携型認定子ども園」という。)を除く。)若しくは法第二十四条第二項に規定する家庭的保育事業等の認可を取り消されたもの又は認定子ども園法第二十二条第一項の規定により幼保連携型認定子ども園の認可を取り消されたものを含む。)(以下この条において「認可外保育施設」という。)に係るものに限る。)であつて、府の区域内に存する市(大阪市、堺市、大東市及び交野市を除く。)、町及び村の区域に係るもの(豊中市、高槻市、枚方市及び東大阪市の区域にあつては児童館に係る事務に限り、富田林市、太子町及び千早赤阪村の区域にあつては保育所、児童館及び認可外保育施設に係る事務に限り、四條畷市の区域にあつては助産施設及び母子生活支援施設に係る事務に限り、摂津市の区域にあつては助産施設、母子生活支援施設及び認可外保育施設に係る事務に限る。)は、それぞれ当該市、町又は村が処理することとする。

一一七 (略)

八 法第五十六条の八第三項の規定による届出の受理に関する事務

九 法第五十六条の八第九項の規定による通知の受理に関する事務

一一二三 (略)

第三条 (略)

2 法及び政令に基づく事務のうち、次に掲げる事務であつて、府の区域内に存する市(大阪市、堺市、豊中市、高槻市、守口市、枚方市、泉佐野市、羽曳野市、藤井寺市、東大阪市、泉南市、四條畷市及び阪南市を除く。)、町(島本町、忠岡町、熊取町、田尻町及び岬町を除く。)及び村の区域に係るものは、それぞれ当該市、町又は村が処理することとする。

一一一三 (略)

第四条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号。以下この条において「法」という。)及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和二十五年政令第百五十五号。以下この条において「令」という。)に基づく事務のうち、次に掲

る事務にあつては府以外の者の設置する助産施設、母子生活支援施設、保育所及び児童館に係るものに限り、第九号から第十三号までに掲げる事務にあつては法第六条の三第九項から第十二項まで若しくは第三十九条第一項に規定する業務を目的とする施設であつて法第三十五条第三項の規定による届出若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号。以下この条において「認定子ども園法」という。)第十六条の規定による届出をしていないもの又は法第三十四条の十五第二項若しくは第三十五条第四項の認可若しくは認定子ども園法第十七条第一項の認可を受けていないもの(法第五十八条第一項の規定により児童福祉施設(法第三十九条の二第一項に規定する幼保連携型認定子ども園(以下この条において「幼保連携型認定子ども園」という。)を除く。)若しくは法第二十四条第二項に規定する家庭的保育事業等の認可を取り消されたもの又は認定子ども園法第二十二条第一項の規定により幼保連携型認定子ども園の認可を取り消されたものを含む。)(以下この条において「認可外保育施設」という。)に係るものに限る。)であつて、府の区域内に存する市(大阪市、堺市、大東市及び交野市を除く。)、町及び村の区域に係るもの(豊中市、高槻市、枚方市及び東大阪市の区域にあつては児童館に係る事務に限り、富田林市、太子町及び千早赤阪村の区域にあつては保育所、児童館及び認可外保育施設に係る事務に限り、四條畷市の区域にあつては助産施設及び母子生活支援施設に係る事務に限り、摂津市の区域にあつては助産施設、母子生活支援施設及び認可外保育施設に係る事務に限る。)は、それぞれ当該市、町又は村が処理することとする。

一一七 (略)

八一二一 (略)

第三条 (略)

2 法及び政令に基づく事務のうち、次に掲げる事務であつて、岸和田市、池田市、吹田市、泉大津市、貝塚市、茨木市、八尾市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、摂津市、高石市、交野市、大阪狭山市、豊能町、能勢町、太子町、河南町及び千早赤阪村の区域に係るものは、当該市、町又は村が処理することとする。

一一一三 (略)

第四条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号。以下この条において「法」という。)及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和二十五年政令第百五十五号。以下この条において「令」という。)に基づく事務のうち、次に掲

げる事務であつて、府の区域内に存する市（大阪市、堺市、高槻市、守口市、枚方市、泉佐野市、泉南市、四條畷市、交野市及び阪南市を除く。）、町（島本町、田尻町及び岬町を除く。）及び村の区域に係るものは、それぞれ当該市、町又は村が処理することとする。

げる事務であつて、府の区域内に存する市（大阪市、堺市、高槻市、守口市、枚方市、泉佐野市、門真市、泉南市、四條畷市、交野市及び阪南市を除く。）、町（島本町、田尻町及び岬町を除く。）及び村の区域に係るものは、それぞれ当該市、町又は村が処理することとする。

第六条（略）

2（略）

3 法に基づく事務のうち、次に掲げる事務であつて、府の区域内に存する市（大阪市、堺市、豊中市、高槻市、枚方市、門真市、摂津市、藤井寺市、東大阪市、四條畷市及び交野市を除く。）、町及び村の区域に係るもの（大東市の区域にあつては、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八條第二十一項に規定する地域密着型特定施設である施設に係る事務に限る。）は、それぞれ当該市、町又は村が処理することとする。

一一六（略）

第六条（略）

2（略）

3 法に基づく事務のうち、次に掲げる事務であつて、府の区域内に存する市（大阪市、堺市、豊中市、高槻市、枚方市、門真市、摂津市、藤井寺市、東大阪市、四條畷市及び交野市を除く。）、町及び村の区域に係るもの（大東市の区域にあつては、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八條第二十項に規定する地域密着型特定施設である施設に係る事務に限る。）は、それぞれ当該市、町又は村が処理することとする。

一一六（略）

第十条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下この条において「法」という。）並びに大阪府指定障害福祉サービス事業者の指定並びに指定障害福祉サービスの事業者の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年大阪府条例第百七号）及びその施行に関する事項を定めた規則、大阪府指定障害者支援施設の指定並びに人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年大阪府条例第百八号）及びその施行に関する事項を定めた規則並びに大阪府障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年大阪府条例第百十号）及びその施行に関する事項を定めた規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務であつて、府の区域内に存する市（大阪市、堺市、豊中市、高槻市、守口市、枚方市、大東市、羽曳野市、門真市、摂津市、藤井寺市、東大阪市、四條畷市及び交野市を除く。）、町（島本町を除く。）及び村の区域に係るものは、それぞれ当該市、町又は村が処理することとする。

第十条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下この条において「法」という。）並びに大阪府指定障害福祉サービス事業者の指定並びに指定障害福祉サービスの事業者の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年大阪府条例第百七号）及びその施行に関する事項を定めた規則、大阪府指定障害者支援施設の指定並びに人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年大阪府条例第百八号）及びその施行に関する事項を定めた規則並びに大阪府障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年大阪府条例第百十号）及びその施行に関する事項を定めた規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務であつて、府の区域内に存する市（大阪市、堺市、豊中市、高槻市、守口市、枚方市、寝屋川市、大東市、羽曳野市、門真市、摂津市、藤井寺市、東大阪市、四條畷市及び交野市を除く。）、町（島本町を除く。）及び村の区域に係るものは、それぞれ当該市、町又は村が処理することとする。

第十一条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下この条において「法」という。）及び大阪府認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営に関する基準を定める条例（平成十八年大阪府条例第百八十八号。次項において「条例」という。）

一一二三（略）

に基づく事務のうち、次に掲げる事務（第四号及び第六号に掲げる事務にあつては、府以外の者の設置する法第二條第六項に規定する認定こども園に係るものに限る。次項第一号において同じ。）であつて、大阪市及び高槻市の区域に係るものは、当該市が処理することとする。

に基づく事務のうち、次に掲げる事務（第四号及び第六号に掲げる事務にあつては、府以外の者の設置する法第二條第六項に規定する認定こども園に係るものに限る。次項第一号において同じ。）であつて、大阪市及び高槻市の区域に係るものは、当該市が処理することとする。

- 一 法第三條第一項の認定に関する事務
- 二 法第三條第三項の認定に関する事務

| | |
|---|---|
| <p>三 法第七条第一項の規定による認定の取消しに関する事務</p> <p>四 法第二十八条の周知に関する事務</p> <p>五 法第二十九条第一項の規定による届出の受理に関する事務</p> <p>六 法第二十九条第二項の規定に関する事務</p> <p>七 法第三十条第一項の規定による報告の受理に関する事務</p> <p>八 法第三十条第二項の規定による報告の徴収に関する事務</p> <p>2 法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平内閣府）</p> <p>成二十六年文部科学省令第二号。以下この項に厚生労働省</p> <p>において「令」という。）及び条例に基づく事務のうち、次に掲げる事務であつて、池田市、松原市及び箕面市の区域に係るものにあつては、当該市が処理することとする。</p> <p>一 前項各号に掲げる事務</p> <p>二 法第十六条の規定による届出の受理に関する事務</p> <p>三 法第十七条第一項の認可に関する事務</p> <p>四 法第十九条第一項の報告の徴収並びに同項の規定による質問及び立入検査に関する事務</p> <p>五 法第二十条の規定による勧告及び命令に關する事務</p> <p>六 法第二十一条第一項の規定による命令に關する事務</p> <p>七 法第二十二条第一項の規定による認可の取消しに関する事務</p> <p>八 法第三十四条第三項の規定による届出の受理に関する事務</p> <p>九 法第三十四条第九項の規定による通知の受理に関する事務</p> <p>十 令第十五条第二項の規定による届出の受理に関する事務</p> <p>第十二条―第十四条 (略)</p> <p>第十五条 居宅で生活する重度の障害を有する者を介護する者に対する給付金の支給に係る事務のうち、規則で定める事務であつて、府の区域内に存する市、町及び村の区域に係るものは、それぞれ当該市、町又は村が処理することとする。</p> <p>第十六条・第十七条 (略)</p> | <p>第十一条―第十三条 (略)</p> <p>第十四条 居宅において介護を受けている重度の障害を有する者を介護する者に対する手当の支給に係る事務のうち、規則で定める事務であつて、府の区域内に存する市（大阪市及び堺市を除く）、町及び村の区域に係るものは、それぞれ当該市、町又は村が処理することとする。</p> <p>第十五条・第十六条 (略)</p> |
|---|---|

第三条 大阪府福祉行政事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| | |
|-----|-----|
| 改正後 | 改正前 |
|-----|-----|

第六条 (略)

2 (略)

3 法に基づく事務のうち、次に掲げる事務であつて、府の区域内に存する市(大阪市、堺市、豊中市、高槻市、枚方市、摂津市、藤井寺市、東大阪市、四條畷市及び交野市を除く。)、町及び村の区域に係るもの(大東市の区域にあつては、介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八条第二十一項に規定する地域密着型特定施設である施設に係る事務に限る。)は、それぞれ当該市、町又は村が処理することとする。

第十一条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(以下この条において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げる事務(第四号及び第六号に掲げる事務にあつては、府以外の者の設置する法第二条第六項に規定する認定こども園に係るものに限る。 次項及び第三項第一号において同じ。)であつて、堺市の区域に係るものは、堺市が処理することとする。

2| 法及び大阪府認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営に関する基準を定める条例(平成十八年大阪府条例第八十八号。次項において「条例」という。)に基づく事務のうち、前項各号に掲げる事務であつて、大阪市及び高槻市の区域に係るものは、当該市が処理することとする。

3| (略)

一 第一項各号に掲げる事務
二十 (略)

第六条 (略)

2 (略)

3 法に基づく事務のうち、次に掲げる事務であつて、府の区域内に存する市(大阪市、堺市、豊中市、高槻市、枚方市、門真市、摂津市、藤井寺市、東大阪市、四條畷市及び交野市を除く。)、町及び村の区域に係るもの(大東市の区域にあつては、介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八条第二十一項に規定する地域密着型特定施設である施設に係る事務に限る。)は、それぞれ当該市、町又は村が処理することとする。

第十一条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(以下この条において「法」という。)及び大阪府認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営に関する基準を定める条例(平成十八年大阪府条例第八十八号。次項において「条例」という。)に基づく事務のうち、次に掲げる事務(第四号及び第六号に掲げる事務にあつては、府以外の者の設置する法第二条第六項に規定する認定こども園に係るものに限る。 次項第一号において同じ。)であつて、大阪市及び高槻市の区域に係るものは、当該市が処理することとする。

一一八 (略)

2| (略)

一 前項各号に掲げる事務
二十 (略)

第四条 大阪府福祉行政事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>第十一条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(以下この条において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げる事務(第四号及び第六号に掲げる事務にあつては、府以外の者の設置する法第二条第六項に規定する認定こども園に係るものに限る。 次項及び第三項第一号において同じ。)であつて、大阪市及び堺市の区域に係るものは、当該市が処理することとする。</p> <p>一一八 (略)</p> <p>2 法及び大阪府認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営に関する基準を定める条例</p> | <p>第十一条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(以下この条において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げる事務(第四号及び第六号に掲げる事務にあつては、府以外の者の設置する法第二条第六項に規定する認定こども園に係るものに限る。 次項及び第三項第一号において同じ。)であつて、堺市の区域に係るものは、堺市が処理することとする。</p> <p>一一八 (略)</p> <p>2 法及び大阪府認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営に関する基準を定める条例</p> |

3
(略)

(平成十八年大阪府条例第八十八号。次項において「条例」という。)に基づく事務のうち、前項各号に掲げる事務であつて、高槻市の区域に係るものは、高槻市が処理することとする。

3
(略)

(平成十八年大阪府条例第八十八号。次項において「条例」という。)に基づく事務のうち、前項各号に掲げる事務であつて、大阪市及び高槻市の区域に係るものは、当該市が処理することとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条の規定 公布の日
- 二 第三条の規定 平成二十八年十月一日
- 三 第四条の規定 規則で定める日

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に支給の決定がなされた第二条の規定による改正前の大阪府福祉行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第十四条に規定する手当の支給に係る事務については、第二条の規定による改正後の大阪府福祉行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第十五条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

大阪府条例第 号

大阪府認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例

大阪府認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営に関する基準を定める条例（平成十八年大阪府条例第八十八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後 | | | | 改正前 | | | |
|-----|---|---------|--|---------|---|-----|---|
| 四 | | 階 三 | | 階 二 | | 階 | |
| | 用 常 | 用 難 避 | 用 常 | 用 難 避 | 用 常 | 分 区 | |
| | 1 建築基準法施行令第二百一十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段（同条第一項の場合において、当該階段の構造は、建築物の一階か | 2・3 (略) | 1 建築基準法施行令第二百一十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段（同条第一項に規定する構造の屋内階段にあつては、当該階段の構造は、建築物の一階から三階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第三号、第四号及び第十号の要件を満たすものとする。） | 2・4 (略) | 1 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百一十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段（同条第一項に規定する構造の屋内階段にあつては、当該階段の構造は、建築物の一階及び二階の部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第三号、第四号及び第十号の要件を満たすものとする。） | 設備 | (園舎及び園庭) 第三十四条 (略) 2 (略) 3 (略) |
| | 1 建築基準法施行令第二百一十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段（同条第一項の場合において、当該階段の構造は、建築物の一階か | 2・3 (略) | 1 建築基準法施行令第二百一十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段（同条第一項に規定する構造の屋内階段にあつては、当該階段の構造は、建築物の一階から三階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第二号、第三号及び第九号の要件を満たすものとする。） | 2・4 (略) | 1 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百一十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段（同条第一項に規定する構造の屋内階段にあつては、当該階段の構造は、建築物の一階及び二階の部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第二号、第三号及び第九号の要件を満たすものとする。） | 設備 | (園舎及び園庭) 第三十四条 (略) 2 (略) 3 (略) |

| | | |
|--|-------------|-------|
| 4 ― 8 | 三 ― 八 | 階の上以階 |
| | (略) | 用難避 |
| | 2 ・ 3 | (略) |
| <p>ら保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第三項第二号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第三号、第四号及び第十号を満たすものとする。）</p> | | |
| 4 ― 8 | 三 ― 八 | 階の上以階 |
| | (略) | 用難避 |
| | 2 ・ 3 | (略) |
| <p>ら保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かつて開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第三項第一号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することのできる）と認められるものに限る。）を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第二号、第三号及び第九号を満たすものとする。）</p> | | |

附 則

この条例は、平成二十八年六月一日から施行する。

大阪府自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、府及び自転車（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）
第二条第一項第十一号の二に規定する自転車をいう。以下同じ。）を利用する
者（以下「自転車利用者」という。）の責務並びに事業者、交通安全に関する
活動を行う団体（以下「交通安全団体」という。）及び府民の役割を明らかに
するとともに、これらの者が協働して自転車に係る交通安全を確保し、かつ、
自転車を適正に利用すること（以下「安全適正利用」という。）を促進するた
めに必要な事項を定めることにより、自転車の利用に係る交通事故の防止及び
被害者の保護を図ることを目的とする。

(府の責務)

第二条 府は、安全適正利用の促進に関する施策を実施するよう努めなければな
らない。

2 府は、前項の施策の実施に当たっては、事業者、交通安全団体、府民、国及
び市町村と連携及び協力を行うものとする。

3 府は、関係機関と連携及び協力を行い、安全適正利用のための自転車に係る
道路交通環境の整備に努めるものとする。

4 府は、事業者、交通安全団体及び府民の安全適正利用に関する活動を支援す
るものとする。

(自転車利用者の責務)

第三条 自転車利用者は、自転車が交通の危険を生じさせるおそれのあるもので
あることを認識し、歩行者、自転車、自動車（道路交通法第二条第一項第九号
に規定する自動車をいう。以下同じ。）及び原動機付自転車（同項第十号に規
定する原動機付自転車をいう。以下同じ。）が共に道路を安全に通行すること
ができるように配慮し、安全適正利用に努めなければならない。

(事業者の役割)

第四条 事業者は、安全適正利用に関する理解を深め、及びその事業活動を通じ
た安全適正利用を促進するための活動を自主的かつ積極的に行うよう努めな
ければならない。

2 事業者は、安全適正利用の促進に関する府の施策に協力するよう努めなけれ
ばならない。

(交通安全団体の役割)

第五条 交通安全団体は、安全適正利用を促進するための活動を積極的に推進す
るよう努めなければならない。

2 交通安全団体は、安全適正利用の促進に関する府の施策に協力するよう努め
なければならない。

(府民の役割)

第六条 府民は、安全適正利用に関する理解を深め、並びに家庭及び地域におい
て安全適正利用に関する取組を自主的かつ積極的に行うよう努めなければな

らない。

2 府民は、安全適正利用の促進に関する府の施策に協力するよう努めなければならない。

(自転車小売業者等の情報の提供)

第七条 自転車の小売を業とする者(以下「自転車小売業者」という。)又は自転車の貸付けを業とする者(以下「自転車貸付業者」という。)は、自転車を販売し、又は貸し付けるときは、自転車を購入しようとする者(以下「自転車購入者」という。)又は借り受けようとする者に対し、乗車用ヘルメットをかぶることその他の安全適正利用に関する必要な情報の提供を行うよう努めなければならない。

(学校の長による交通安全教育等)

第八条 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校及び高等課程を置く専修学校(以下「学校」という。)の長は、児童、生徒及び学生に対し、安全適正利用に関する必要な交通安全教育を行うよう努めなければならない。

2 府は、府立の学校以外の学校を設置し、又は管理する者に対し、前項に規定する交通安全教育について、助言その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(保護者等による交通安全教育等)

第九条 保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、未成年者を現に監護するものをいう。以下同じ。)は、安全適正利用に関する講習を受講するよう努めるとともに、その監護する未成年者に対し、安全適正利用に関する必要な交通安全教育を行うよう努めなければならない。

2 事業者は、その従業者に対し、安全適正利用に関する必要な交通安全教育を行うよう努めなければならない。

(自転車の点検及び整備)

第十条 自転車利用者(未成年者を除く。第十二条第一項において同じ。)及び自転車貸付業者その他自転車を事業の用に供する者は、利用し、又は事業の用に供する自転車について、適宜、安全適正利用のために必要な点検及び整備を行うよう努めなければならない。

2 保護者は、その監護する未成年者が利用する自転車について、適宜、安全適正利用のために必要な点検及び整備を行うよう努めなければならない。

(反射器材の備付け及び乗車用ヘルメット等の着用)

第十一条 自転車利用者、自転車貸付業者その他自転車を事業の用に供する者は、夜間において自転車を利用し、又は事業の用に供する場合は、自転車の側面に反射器材を備えるよう努めなければならない。

2 高齢者は、自転車を利用する場合は、乗車用ヘルメットその他自転車の利用に係る交通事故による被害の軽減を図るための器具を使用するよう努めなければならない。

(自転車損害賠償保険等の加入等)

第十二条 自転車利用者は、自転車損害賠償保険等(自転車の利用に係る交通事故により生じた他人の生命又は身体の被害に係る損害を填補することができ、る保険又は共済をいう。以下同じ。)に加入しなければならない。ただし、当該自転車利用者以外の者により、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しているときは、この限りでない。

2 保護者は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。ただし、当該保護者以外の者により、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しているときは、この限りでない。

3 事業者は、その事業活動において従業者に自転車を利用させるときは、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に加入するよう努めなければならない。

4 府及び交通安全団体は、自転車損害賠償保険等に加入しようとする者の利便に資するため、相互の連携及び協力の下に、自転車損害賠償保険等の加入に関する情報を提供するよう努めなければならない。

(自転車損害賠償保険等の加入の確認等)

第十三条 自転車小売業者は、自転車を販売するときは、当該自転車購入者に対し、自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等の加入の有無を確認するよう努めなければならない。

2 自転車小売業者は、前項の規定による確認により自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に加入していることを認めることができなるときは、当該自転車購入者に対し、自転車損害賠償保険等の加入に関する情報を提供するよう努めなければならない。

3 自転車貸付業者は、自転車を借り受けようとする者に対し、自転車損害賠償保険等を付した自転車を貸し付けるよう努めなければならない。

(自動車等の運転者の遵守事項)

第十四条 自動車及び原動機付自転車を運転する者は、交通の危険及び事故を防止するため、自転車に十分注意して運転するよう努めなければならない。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第十二条及び第十三条の規定は、同年七月一日から施行する。

大阪府条例第 号

大阪府安全なまちづくり条例の一部を改正する条例

大阪府安全なまちづくり条例（平成十四年大阪府条例第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>安全に安心して暮らせることは、府民<u>全て</u>の願いである。また、安全なまちの実現は、大阪が内外の多くの人々が交流する活力と魅力あふれる国際都市として発展していくための基盤でもある。</p> <p>これまで、我が国においては、諸外国と比較して犯罪発生率が低く、安全で良好な社会秩序が保たれていた。しかしながら、社会の匿名性の増大や住民の連帯意識の希薄化などを背景に、大都市特有の様々な問題と密接に関連して、府域において犯罪の発生件数は急激に増加し、その内容も凶悪化しており、府民生活に重大な影響を及ぼしかねない深刻な事態に至っている。</p> <p>安全なまちの実現は、一朝にして成るものではない。私たち一人ひとりが危機意識をしっかりと持ち、警察その他の行政のみならず、事業者、ボランティアその他<u>全て</u>の府民が一体となって、良好な地域社会の形成など安全なまちづくりに関する取組を展開することが不可欠である。</p> <p>犯罪による被害を防止することはもちろん、犯罪を発生させない環境づくりを行うことを基本に、私たち一人ひとりが安全なまちの実現のためたゆまぬ努力を傾けることを決意し、この条例を制定する。</p> <p>（府の責務） 第二条（略） 2 府は、安全なまちづくりを推進する上で市町村が果たす役割の重要性に鑑み、市町村が安全なまちづくりに関する施策を実施しようとする場合には、技術的な助言その他の必要な支援の措置を講ずるものとする。</p> <p>3 （略）</p> <p>（学校等における幼児、児童、生徒等の安全の確保） 第七条 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校及び専修学校の高等課程並びに各種学校のうち主として外国人の幼児、児童、生徒等に対して教育を行うもの（以下これを「学校」という。）並びに児童福祉施設を設置し、又は管理する者は、学校及び児童福祉施設（以下「学校等」という。）の施設内において、幼児、児童、生徒等の安全を確保するよう努めるものとする。</p> <p>（ピッキング用具の有償譲渡等の禁止等）</p> | <p>安全に安心して暮らせることは、府民<u>すべて</u>の願いである。また、安全なまちの実現は、大阪が内外の多くの人々が交流する活力と魅力あふれる国際都市として発展していくための基盤でもある。</p> <p>これまで、<u>わが国</u>においては、諸外国と比較して犯罪発生率が低く、安全で良好な社会秩序が保たれていた。しかしながら、社会の匿名性の増大や住民の連帯意識の希薄化などを背景に、大都市特有の様々な問題と密接に関連して、府域において犯罪の発生件数は急激に増加し、その内容も凶悪化しており、府民生活に重大な影響を及ぼしかねない深刻な事態に至っている。</p> <p>安全なまちの実現は、一朝にして成るものではない。私たち一人ひとりが危機意識をしっかりと持ち、警察その他の行政のみならず、事業者、ボランティアその他<u>すべて</u>の府民が一体となって、良好な地域社会の形成など安全なまちづくりに関する取組を展開することが不可欠である。</p> <p>犯罪による被害を防止することはもちろん、犯罪を発生させない環境づくりを行うことを基本に、私たち一人ひとりが安全なまちの実現のためたゆまぬ努力を傾けることを決意し、この条例を制定する。</p> <p>（府の責務） 第二条（略） 2 府は、安全なまちづくりを推進する上で市町村が果たす役割の重要性に<u>かんがみ</u>、市町村が安全なまちづくりに関する施策を実施しようとする場合には、技術的な助言その他の必要な支援の措置を講ずるものとする。</p> <p>3 （略）</p> <p>（学校等における幼児、児童、生徒等の安全の確保） 第七条 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校及び専修学校の高等課程並びに各種学校のうち主として外国人の幼児、児童、生徒等に対して教育を行うもの（以下これを「学校」という。）並びに児童福祉施設を設置し、又は管理する者は、学校及び児童福祉施設（以下「学校等」という。）の施設内において、幼児、児童、生徒等の安全を確保するよう努めるものとする。</p> <p>（ピッキング用具の有償譲渡等の禁止等）</p> |

| | |
|---|--|
| <p>第二十条 何人も、次に掲げる場合を除いては、ピッキング（鍵以外の物を鍵穴に差し込んで、当該錠前を損傷、破壊その他その本来の機能を損なうことなく解錠を行うことをいう。以下同じ。）に使用される針状、鉤状その他特殊な形状の金属（これと同程度の硬度を有するものを含む。）製の器具（以下「ピッキング用具」という。）の有償による譲渡又はピッキングの仕方の有償による教授（以下「ピッキング用具の有償譲渡等」という。）をしてはならない。</p> <p>一 錠前業者（主として錠前の製造、販売、取付け若しくは解錠又は合鍵の作成若しくは販売を業として行う者をいう。以下同じ。）又は錠前技術者の養成を業とする者が、他の錠前業者又は錠前業者に常時使用される従業員に対してピッキング用具の有償譲渡等を行う場合</p> <p>二 (略)</p> <p>2―4 (略)</p> <p>第二十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 (略)</p> | <p>第二十条 何人も、次に掲げる場合を除いては、ピッキング（鍵以外の物を鍵穴に差し込んで、当該錠前を損傷、破壊その他その本来の機能を損なうことなく解錠を行うことをいう。以下同じ。）に使用される針状、鉤状その他特殊な形状の金属（これと同程度の硬度を有するものを含む。）製の器具（以下「ピッキング用具」という。）の有償による譲渡又はピッキングの仕方の有償による教授（以下「ピッキング用具の有償譲渡等」という。）をしてはならない。</p> <p>一 錠前業者（主として錠前の製造、販売、取付け若しくは解錠又は合鍵の作成若しくは販売を業として行う者をいう。以下同じ。）又は錠前技術者の養成を業とする者が、他の錠前業者又は錠前業者に常時使用される従業員に対してピッキング用具の有償譲渡等を行う場合</p> <p>二 (略)</p> <p>2―4 (略)</p> <p>第二十四条 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 (略)</p> |
|---|--|

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

大阪府条例第 号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第一条 職員の給与に関する条例（昭和四十年大阪府条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(給料) 第二条 職員（非常勤職員（法第二十八条の五第一項、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。）第十八条第一項又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年大阪府条例第八十六号）第四条各項の規定により採用された職員を除く。以下同じ。））には、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成七年大阪府条例第四号。以下「勤務時間条例」という。）第二条から第四条までの規定により定められる勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対し、給料を支給する。</p> | <p>(給料) 第二条 職員（非常勤職員（法第二十八条の五第一項、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。）第十八条第一項又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年大阪府条例第八十六号）第四条各項の規定により採用された職員を除く。以下同じ。））には、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成七年大阪府条例第四号。以下「勤務時間条例」という。）第一条から第四条までの規定により定められる勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対し、給料を支給する。</p> |
| <p>(職務の分類) 第四条 職員（指定職給料表の適用を受ける職員を除く。）の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、等級別基準職務表（別表第七）に定めるとおりとする。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、等級別基準職務表（別表第七）下欄に掲げる基準となる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務で人事委員会規則で定めるものは、それぞれの職務の級に分類するものとする。</p> | <p>(職務の分類) 第四条 職員（指定職給料表の適用を受ける職員を除く。）の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、人事委員会規則で定める。</p> |
| <p>(へき地手当) 第十七条 へき地手当は、交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地に所在する小学校、中学校、義務教育学校及び高等学校並びに学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第六条に規定する施設（以下「共同調理場」という。）（以下これらを「へき地学校」と総称する。）並びにこれに準ずる学校及び共同調理場に勤務する職員に対して支給する。</p> <p>2 5 (略)</p> | <p>(へき地手当) 第十七条 へき地手当は、交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地に所在する小学校、中学校及び高等学校並びに学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第六条に規定する施設（以下「共同調理場」という。）（以下これらを「へき地学校」と総称する。）並びにこれに準ずる学校及び共同調理場に勤務する職員に対して支給する。</p> <p>2 5 (略)</p> |
| <p>(義務教育等教員特別手当) 第二十四条の三 義務教育等教員特別手当は、義務教育諸学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する小学校、中学校、義務教育学校又は特別支援学校の小学部若しくは中学部をいう。）に勤務する教育職員に対して支給する。</p> <p>2 4 (略)</p> <p>(教職調整額)</p> | <p>(義務教育等教員特別手当) 第二十四条の三 義務教育等教員特別手当は、義務教育諸学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する小学校、中学校又は特別支援学校の小学部若しくは中学部をいう。）に勤務する教育職員に対して支給する。</p> <p>2 4 (略)</p> <p>(教職調整額)</p> |

| 職務の級 | | 基準となる職務 | |
|------|--|-------------------------------------|--|
| 7級 | | 1 本庁又は理事の職務 | |
| | | 2 大規模な出先機関又は困難な事務を所掌する出先機関の次長の職務 | |
| | | 3 相当大規模な出先機関又は相当困難な事務を所掌する出先機関の長の職務 | |
| | | 1 本庁又は委員等の職務 | |
| 6級 | | 2 出先機関の長の職務（他の職務の級に定めのあるものを除く。） | |
| | | 1 本庁又は委員等の課長の職務 | |
| 5級 | | 2 出先機関の次長の職務（他の職務の級に定めのあるものを除く。） | |
| | | 1 本庁又は委員等の参事の職務 | |
| 4級 | | 2 出先機関の課長の職務 | |
| | | 1 課長補佐の職務 | |
| 3級 | | 主査の職務 | |
| 2級 | | 副主査の職務 | |
| 1級 | | 主事又は技師の職務 | |

別表第六の次に次の一表を加える。
別表第七 等級別基準職務表（第四条関係）

一 行政職給料表等級別基準職務表

| | |
|---|---|
| <p>別表第4 教育職給料表（第3条関係）</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ (略)</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 30px; margin: 10px auto; text-align: center;">(略)</div> <p>備考</p> <p>1 この表は、<u>小学校、中学校又は義務教育学校</u>に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭及び養護助教諭並びに人事委員会規則で定める職員に適用する。</p> <p>2 (略)</p> | <p>第二十六条の三 義務教育諸学校等（学校教育法に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は特別支援学校をいう。）に勤務する第二十四条の三第四項の教育職員（高等学校等教育職給料表又は小学校・中学校教育職給料表の適用を受ける者に限る。）のうちその属する職務の級がこれらの給料表の一級、二級又は特二級である者には、その者の給料月額百分の四に相当する額の教職調整額を支給する。</p> <p>2・3 (略)</p> |
| <p>別表第4 教育職給料表（第3条関係）</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ (略)</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 30px; margin: 10px auto; text-align: center;">(略)</div> <p>備考</p> <p>1 この表は、<u>小学校又は中学校</u>に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭及び養護助教諭並びに人事委員会規則で定める職員に適用する。</p> <p>2 (略)</p> | <p>第二十六条の三 義務教育諸学校等（学校教育法に規定する小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校をいう。）に勤務する第二十四条の三第四項の教育職員（高等学校等教育職給料表又は小学校・中学校教育職給料表の適用を受ける者に限る。）のうちその属する職務の級がこれらの給料表の一級、二級又は特二級である者には、その者の給料月額百分の四に相当する額の教職調整額を支給する。</p> <p>2・3 (略)</p> |

| | |
|----|---|
| 8級 | 2 会計管理者の職務 3 委員会等の事務局長の職務 4 大規模な出先機関又は困難な事務を所掌する出先機関の長の職務 |
|----|---|

備考

- 1 この表において「出先機関」とは、地方自治法第五十六条第一項の規定により法律又は別に条例で設けられた行政機関をいう。
- 2 この表において「本庁」とは、地方自治法第五十八条第一項の規定により条例で設けられた内部組織及び同法百七十一条第五項の規定により規則で設けられた組織をいう。
- 3 この表において「委員会等」とは、地方自治法第三百三十八条第一項の規定により議会に置かれる事務局並びに同法第三百三十八条の四第一項の規定により置かれる委員会及び委員の事務局をいう。

二 研究職給料表等級別基準職務表

| | |
|------|---------------------------------|
| 職務の級 | 基準となる職務 |
| 1級 | 研究員の職務（他の職務の級に定めのあるものを除く。） |
| 2級 | 高度な研究を主任する研究員の職務 |
| 3級 | 担任する研究を総括する研究員の職務 |
| 4級 | 研究所、試験場その他の試験研究機関の所長、副所長又は部長の職務 |

三 医療職給料表（一）等級別基準職務表

| | |
|------|--|
| 職務の級 | 基準となる職務 |
| 1級 | 技師の職務 |
| 2級 | 保健所の課長補佐又は主査の職務 |
| 3級 | 保健所の所長の職務（他の職務の級に定めのあるものを除く。）又は参事の職務 |
| 4級 | 高度の知識又は経験を必要とする保健所の所長の職務 |
| 5級 | 1 本庁の部長の職務 2 特に高度の知識又は経験を必要とする保健所の所長の職務 |

四 医療職給料表（二）等級別基準職務表

| | |
|------|--------------------|
| 職務の級 | 基準となる職務 |
| 1級 | 技師の職務 |
| 2級 | 副主査の職務 |
| 3級 | 保健所の主査の職務 |
| 4級 | 保健所又は家畜保健衛生所の課長の職務 |
| 5級 | 家畜保健衛生所の所長の職務 |

五 医療職給料表（三）等級別基準職務表

| | |
|------|---------|
| 職務の級 | 基準となる職務 |
| 1級 | 技師の職務 |
| 2級 | 副主査の職務 |
| 3級 | 主査の職務 |
| 4級 | 課長補佐の職務 |
| 5級 | 参事の職務 |

六 高等学校等教育職給料表等級別基準職務表

| | |
|------|---------|
| 職務の級 | 基準となる職務 |
|------|---------|

| | |
|------|--|
| 1級 | <ol style="list-style-type: none"> 1 高等学校又は特別支援学校の講師（人事委員会規則で定める職を除く。）、助教諭若しくは養護助教諭の職務又は実習助手の職務（他の職務の級に定めのあるものを除く。） 2 特別支援学校の寄宿舎指導員の職務（他の職務の級に定めのあるものを除く。） |
| 2級 | <ol style="list-style-type: none"> 1 高等学校又は特別支援学校の教諭の職務又は養護教諭若しくは栄養教諭の職務（他の職務の級に定めのあるものを除く。） 2 高等学校又は特別支援学校の実習助手（担任する事務を総括する実習助手に限る。）の職務 3 特別支援学校の寄宿舎指導員（担任する事務を総括する寄宿舎指導員に限る。）の職務 4 指導主事又は社会教育主事の職務（他の職務の級に定めのあるものを除く。） 5 1の職務とその複雑及び困難の度が同程度の職務で人事委員会規則で定めるもの |
| 特2級 | <ol style="list-style-type: none"> 1 高等学校又は特別支援学校の主幹教諭の職務 2 高等学校又は特別支援学校の指導教諭、養護教諭（養護教諭その他の職員に対して、教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う養護教諭に限る。）又は栄養教諭（栄養教諭その他の職員に対して、教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う栄養教諭に限る。）の職務 |
| 3級 | <ol style="list-style-type: none"> 1 高等学校又は特別支援学校の教頭の職務 2 相当高度の知識又は経験を必要とする指導主事又は社会教育主事 |
| 4級 | <ol style="list-style-type: none"> 1 高等学校又は特別支援学校の校長の職務 2 高度の知識又は経験を必要とする指導主事又は社会教育主事 |
| 職務の級 | <p>七 小学校・中学校教育職給料表等級別基準職務表</p> <p>基準となる職務</p> |
| 1級 | <p>小学校、中学校又は義務教育学校の講師（人事委員会規則で定める職を除く。）、助教諭又は養護助教諭の職務</p> |
| 2級 | <ol style="list-style-type: none"> 1 小学校、中学校又は義務教育学校の教諭の職務又は養護教諭若しくは栄養教諭の職務（他の職務の級に定めのあるものを除く。） 2 指導主事又は社会教育主事の職務（他の職務の級に定めのあるものを除く。） 3 1の職務とその複雑及び困難の度が同程度の職務で人事委員会規則で定めるもの |
| 特2級 | <ol style="list-style-type: none"> 1 小学校、中学校又は義務教育学校の主幹教諭の職務 2 小学校、中学校又は義務教育学校の指導教諭、養護教諭（養護教諭その他の職員に対して、教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う養護教諭に限る。）又は栄養教諭（栄養教諭その他の職員に対して、教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う栄養教諭に限る。）の職務 |

別表第4 教育職給料表（第3条関係）
イ（略）

(略)

備考

- 1 この表は、高等学校若しくは特別支援学校に勤務する校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭、養護助教諭、実習助手及び寄宿舍指導員又は学校教育法第71条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施す中学校に勤務する職員で人事委員会規則で定めるもの並びに人事委員会規則で定める職員に適用する。
- 2・3（略）

改正後

別表第4 教育職給料表（第3条関係）
イ（略）

(略)

備考

- 1 この表は、高等学校又は特別支援学校に勤務する校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭、養護助教諭、実習助手及び寄宿舍指導員並びに人事委員会規則で定める職員に適用する。
- 2・3（略）

改正前

第二条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 8級 | 7級 | 6級 | 5級 | 4級 | 3級 | 2級 | 1級 | 職務の級 | 八 公安職給料表等級別基準職務表 | | | | | |
|----------------|-------------|-----------------|-------------|-----------------------------------|-------------|------------------------------------|---------------|-------|------------------|--------|---------|----------------------------------|----------------------------|---------------------------------|
| 2 警察署の署長の職務 | 1 所属長の職務 | 2 警察署の副署長の職務 | 1 調査官の職務 | 2 大規模な警察署又は困難な事務を所掌する警察署の課長の職務 | 1 管理官の職務 | 2 警察署の課長の職務（他の職務の級に定めのあるものを除く。） | 1 所属長補佐の職務 | 係長の職務 | 主任の職務 | 巡査長の職務 | 巡査の職務 | 4級 | 3級 | |
| | | | | | | | | | | | 基準となる職務 | 2 高度の知識又は経験を必要とする指導主事又は社会教育主事 | 1 小学校、中学校又は義務教育学校の校長の職務 | 1 小学校、中学校又は義務教育学校の副校長又は教頭の職務 |

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十九年一月一日から施行する。

附 則

ロ (略)

(略)

備考

- 1 この表は、小学校、中学校又は義務教育学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭及び養護助教諭（高等学校等教育職給料表の適用を受ける職員を除く。）並びに人事委員会規則で定める職員に適用する。
- 2 (略)

ロ (略)

(略)

備考

- 1 この表は、小学校、中学校又は義務教育学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭及び養護助教諭並びに人事委員会規則で定める職員に適用する。
- 2 (略)

大阪府条例第 号

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成七年大阪府条例第四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>（教育職員に対する時間外勤務等の特例） 第十一条 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は特別支援学校の主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、指導教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、指導教諭、教諭、養護助教諭、講師、実習助手及び寄宿舎指導員に対し、第六条の規定により正規の勤務時間以外の時間に勤務することを命ずることができる場合は、次に掲げる業務に従事する場合であつて臨時又は緊急のやむを得ない必要があるときに限り、次に掲げる業務に従事する場合である。第七条第二項に規定する知事が指定する日、休日及び代休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ずる場合においても同様とする。</p> <p>一一四（略）</p> | <p>（教育職員に対する時間外勤務等の特例） 第十一条 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校の主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手及び寄宿舎指導員に対し、第六条の規定により正規の勤務時間以外の時間に勤務することを命ずることができる場合は、次に掲げる業務に従事する場合であつて臨時又は緊急のやむを得ない必要があるときに限り、次に掲げる業務に従事する場合である。第七条第二項に規定する知事が指定する日、休日及び代休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ずる場合においても同様とする。</p> <p>一一四（略）</p> |

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

大阪府条例第 号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特務勤務手当に関する条例（平成十年大阪府条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>（教員特殊業務手当） 第十九条 教員特殊業務手当は、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校若しくは特別支援学校（以下これらを「義務教育諸学校」という。）に勤務する主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手又は寄宿舎指導員で、給与条例第三条第一項第四号イに規定する高等学校等教育職給料表又は同号ロに規定する小学校・中学校教育職給料表の職務の級が一級、二級若しくは特二級であるものが、次に掲げる業務に従事した場合において、当該業務が次項の表の上欄に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める場合に該当するときに支給する。</p> <p>一一五（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（夜間教育等勤務手当） 第二十条（略） 一 夜間に二部授業を行う学級（以下「夜間学級」という。）を設置する中学校又は義務教育学校（以下「夜間中学校等」という。）に勤務する主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭又は講師が、本務として夜間学級で行う教育又は養護の業務に従事したとき。</p> <p>二 夜間中学校等に勤務する校長又は副校長若しくは教頭（夜間学級に係る校務を本務とする副校長又は教頭に限る。）が、夜間学級に係る校務の整理等の業務に従事したとき。</p> | <p>（教員特殊業務手当） 第十九条 教員特殊業務手当は、小学校、中学校、高等学校若しくは特別支援学校（以下これらを「義務教育諸学校」という。）に勤務する主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手又は寄宿舎指導員で、給与条例第三条第一項第四号イに規定する高等学校等教育職給料表又は同号ロに規定する小学校・中学校教育職給料表の職務の級が一級、二級若しくは特二級であるものが、次に掲げる業務に従事した場合において、当該業務が次項の表の上欄に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める場合に該当するときに支給する。</p> <p>一一五（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（夜間教育等勤務手当） 第二十条（略） 一 夜間に二部授業を行う学級（以下「夜間学級」という。）を設置する中学校（以下「夜間中学校」という。）に勤務する主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭又は講師が、本務として夜間学級で行う教育又は養護の業務に従事したとき。</p> <p>二 夜間中学校に勤務する校長又は副校長若しくは教頭（夜間学級に係る校務を本務とする副校長又は教頭に限る。）が、夜間学級に係る校務の整理等の業務に従事したとき。</p> |

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

大阪府条例第 号

大阪府指定障害児通所支援事業者の指定並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

第一条 大阪府指定障害児通所支援事業者の指定並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年大阪府条例第百四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(サービスの提供困難時の対応) 第十七条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所の通常の事業の実施地域(当該指定児童発達支援事業所が通常時に指定児童発達支援を提供する地域をいう。第三十八条第七号及び第五十二条第二項において同じ。)等を勘案し、利用申込者に係る障害児に対し自ら適切な指定児童発達支援を提供することが困難であると認められた場合は、適当な他の指定児童発達支援事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。</p> | <p>(サービスの提供困難時の対応) 第十七条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所の通常の事業の実施地域(当該指定児童発達支援事業所が通常時に指定児童発達支援を提供する地域をいう。第三十八条第六号及び第五十二条第二項において同じ。)等を勘案し、利用申込者に係る障害児に対し自ら適切な指定児童発達支援を提供することが困難であると認められた場合は、適当な他の指定児童発達支援事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。</p> |
| <p>(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例) 第五十五条の八 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。))第六十二条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。))第六十二条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準第六十二条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。)又は指定看護小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準第七十条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。)のうち通いサービス(指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項又は第七十一条第一項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。)を提供する場合には、当該通いサービスを基準該当児童発達支援と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第七十一条第一項に規定する指</p> | <p>(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例) 第五十五条の八 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。))第六十二条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。))第六十二条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準第六十二条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。)又は指定看護小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準第七十条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。)のうち通いサービス(指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項又は第七十一条第一項に規定する通いサービス</p> |

定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節（第五十五条の五（第二十四条第二項、第三項、第五項及び第六項の規定を準用する部分に限る。）を除く。）の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については、適用しない。

一 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者（指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項又は第七十一条第一項に規定する登録者をいう。）の数と指定障害福祉サービス基準条例第九十七条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは第七十二条の五において準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令（平成十五年厚生労働省令第三百二十二号。以下「特区省令」という。）第四条第一項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。）を二十九人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第六十三条第七項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）にあつては、十八人）以下とすること。

二 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と指定障害福祉サービス基準条例第九十七条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは第七十二条の五において準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区省令第四条第一項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の一日当たりの上限をいう。）を登録定員の二分の一の数から十五人（登録定員が二十五人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては次の表の上欄に掲げる登録定員の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては十二人）までの範囲内とすること。

三 (略)
四 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所

護事業所をいう。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節（第五十五条の五（第二十四条第二項、第三項、第五項及び第六項の規定を準用する部分に限る。）を除く。）の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については、適用しない。

一 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者（指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項又は第七十一条第一項に規定する登録者をいう。）の数と指定障害福祉サービス基準条例第九十七条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは第七十二条の五において準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令（平成十五年厚生労働省令第三百二十二号。以下「特区省令」という。）第四条第一項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。）を二十九人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第六十三条第七項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）にあつては、十八人）以下とすること。

二 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と指定障害福祉サービス基準条例第九十七条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは第七十二条の五において準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区省令第四条第一項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の一日当たりの上限をいう。）を登録定員の二分の一の数から十五人（登録定員が二十五人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては次の表の上欄に掲げる登録定員の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては十二人）までの範囲内とすること。

三 (略)
四 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所

等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数及び指定障害福祉サービスの利用者数とみなされる通いサービス、この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは第七十二条の五において準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区省令第四条第一項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受けける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第六十三条又は第七十一条に規定する基準を満たしていること。

五 (略)

(準用)

第六十五条 第十三条から第二十三条まで、第二十五条、第二十七条から第三十五条まで、第三十七条、第三十九条から第四十二条まで、第四十四条から第四十八条まで、第四十九条第一項、第五十条から第五十三条まで及び第五十五条の規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第十三条第一項中「第三十八条」とあるのは「第六十四条及び」と、第十七条中「いう。」と、第三十八条第七号及び「とあるのは「いう。」と、第二十三条第二項中「次条」とあるのは「第六十一条」と、第二十八条中「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と、第三十五条中「医療機関」とあるのは「他の専門的な医療機関」と、第四十四条中「従業者の勤務の体制、前条の医療機関の名称等」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第五十五条第二項第三号中「第三十六条」とあるのは「第六十三条」と読み替えるものとする。

(準用)

第七十二条 第十三条から第二十三条まで、第二十五条から第三十一条まで、第三十三条、第三十五条から第四十六条まで、第四十八条から第五十一条まで、第五十二条第一項及び第五十三条から第五十五条までの規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第十七条中「いう。」第三十八条第七号及び第五十二条第二項とあるのは「いう。」第七十二条において準用する第三十八条第七号と、第二十三条第二項中「次条」とあるのは「第七十一条」と、第二十八条中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と読み替えるものとする。

(準用)

第八十条 第十三条から第二十三条まで、第二十五条から第三十一条まで、第三十三条、第三十五条から第三十七条まで、第三十九条、第四十二条、第四十四条から第四十六条まで、第四十八条から第五十一条まで、第五十二条第一項及

等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数及び指定障害福祉サービスの利用者数とみなされる通いサービス、この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは第七十二条の五において準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区省令第四条第一項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受けける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第六十三条又は第七十一条に規定する基準を満たしていること。

五 (略)

(準用)

第六十五条 第十三条から第二十三条まで、第二十五条、第二十七条から第三十五条まで、第三十七条、第三十九条から第四十二条まで、第四十四条から第四十八条まで、第四十九条第一項、第五十条から第五十三条まで及び第五十五条の規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第十三条第一項中「第三十八条」とあるのは「第六十四条及び」と、第十七条中「いう。」と、第三十八条第六号及び「とあるのは「いう。」と、第二十三条第二項中「次条」とあるのは「第六十一条」と、第二十八条中「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と、第三十五条中「医療機関」とあるのは「他の専門的な医療機関」と、第四十四条中「従業者の勤務の体制、前条の医療機関の名称等」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第五十五条第二項第三号中「第三十六条」とあるのは「第六十三条」と読み替えるものとする。

(準用)

第七十二条 第十三条から第二十三条まで、第二十五条から第三十一条まで、第三十三条、第三十五条から第四十六条まで、第四十八条から第五十一条まで、第五十二条第一項及び第五十三条から第五十五条までの規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第十七条中「いう。」第三十八条第六号及び第五十二条第二項とあるのは「いう。」第七十二条において準用する第三十八条第七号と、第二十三条第二項中「次条」とあるのは「第七十一条」と、第二十八条中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と読み替えるものとする。

(準用)

第八十条 第十三条から第二十三条まで、第二十五条から第三十一条まで、第三十三条、第三十五条から第三十七条まで、第三十九条、第四十二条、第四十四条から第四十六条まで、第四十八条から第五十一条まで、第五十二条第一項及

び第五十三条から第五十五条までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第十三条第一項中「第三十八条」とあるのは「第七十九条」と、第十七条中「一」いう。第三十八条第七号及び第五十二条第二項において同じ」とあるのは「一」と、第二十三条第二項中「次条」とあるのは「第七十八条」と、第二十八条中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、第四十四条中「従業者の勤務の体制、前条の医療機関の名称等」とあるのは「従業者の勤務の体制」と読み替えるものとする。

び第五十三条から第五十五条までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第十三条第一項中「第三十八条」とあるのは「第七十九条」と、第十七条中「一」いう。第三十八条第六号及び第五十二条第二項において同じ」とあるのは「一」と、第二十三条第二項中「次条」とあるのは「第七十八条」と、第二十八条中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、第四十四条中「従業者の勤務の体制、前条の医療機関の名称等」とあるのは「従業者の勤務の体制」と読み替えるものとする。

第二条 大阪府指定障害児通所支援事業者の指定並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

(地域との連携等)
第五十二条 (略)
2 指定児童発達支援事業者(児童発達支援センター)である児童発達支援事業所において、指定児童発達支援の事業を行うものに限る。は、通常の事業の実施地域の障害児の福祉に関し、障害児若しくはその家庭又は当該障害児が通い、在学し、若しくは在籍する保育所、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する幼稚園、小学校(義務教育学校の前期課程を含む)。若しくは特別支援学校若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第六項に規定する認定子ども園その他児童が集団生活を営む施設からの相談に応じ、助言その他の必要な援助を行うよう努めなければならない。

(地域との連携等)
第五十二条 (略)
2 指定児童発達支援事業者(児童発達支援センター)である児童発達支援事業所において、指定児童発達支援の事業を行うものに限る。は、通常の事業の実施地域の障害児の福祉に関し、障害児若しくはその家庭又は当該障害児が通い、在学し、若しくは在籍する保育所、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する幼稚園、小学校若しくは特別支援学校若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第六項に規定する認定子ども園その他児童が集団生活を営む施設からの相談に応じ、助言その他の必要な援助を行うよう努めなければならない。

(指定通所介護事業所等に関する特例)
第五十五条の七 次に掲げる要件を満たした指定通所介護事業者(大阪府指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年大阪府条例第百十五号) 第一百条第一項に規定する指定通所介護事業者をいう。)又は指定地域密着型通所介護事業者(指定地域密着型サービス基準)と、
第三十四条以下「指定地域密着型サービス基準」という。)
第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。)が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定通所介護(同条例第百条に規定する指定通所介護をいう。)又は指定地域密着型通所介護(指定地域密着型サービス基準)第十

(指定通所介護事業所に関する特例)
第五十五条の七 次に掲げる要件を満たした指定通所介護事業者(大阪府指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年大阪府条例第百十五号) 第一百条第一項に規定する指定通所介護事業者をいう。)が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定通所介護(同条例第百条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。)を提供する場合には、当該指定通所介護を基準該児童発達支援と、当該指定通所介護を行う指定通所介護事業所(同条例第百一条第一項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。)を基準該児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節(第五十五条の五(第二十四条第二項、第三項、第五項及び第六項の規定を準用する部分に限

う。) (以下「指定通所介護等」という。) を提供する場合には、当該指定通所介護等を基準該当児童発達支援と、当該指定通所介護等を行う指定通所介護事業所(同条例第百一条第一項に規定する指定通所介護事業所をいう。) 又は指定地域密着型通所介護事業所(指定地域密着型サービス基準第二十條第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。)(以下「指定通所介護事業所等」という。) を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節(第五十五條の五(第二十四條第二項、第三項、第五項及び第六項の規定を準用する部分に限る。))を除く。)の規定は、当該指定通所介護事業所等については、適用しない。

一 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室(指定居室サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十七号)第九十五條第二項第一号又は指定地域密着型サービス基準第二十二條第二項第一号に規定する食堂及び機能訓練室をいう。))の面積を、指定通所介護等の利用者の数とこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護等を受ける障害児の数の合計数で除して得た面積が三平方メートル以上であること。

二 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及びこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護等を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。

三 この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護等を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(指定小規模多機能型居宅介護事業等に関する特例)

第五十五條の八 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準第六十三條第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)(以下「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」という。)(又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準第七十一條第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)(以下「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」という。))が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準第六十二條に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。)(又は指定看護小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準第七十條に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。))のうち通いサービス(指定地域密着型サービス基準第六十三條第一項又は第七十一條第一項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。))を提供する

る。)を除く。)の規定は、当該指定通所介護事業所については、適用しない。

一 指定通所介護事業所の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護の利用者の数とこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護を受ける障害児の数の合計数で除して得た面積が三平方メートル以上であること。

二 指定通所介護事業所の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所が提供する指定通所介護の利用者の数を指定通所介護の利用者の数及びこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護等を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所として必要とされる数以上であること。

三 この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(指定小規模多機能型居宅介護事業等に関する特例)

第五十五條の八 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号)以下「指定地域密着型サービス基準」という。)(第六十三條第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)(又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準第七十一條第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)(以下「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」という。))が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準第六十二條に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。)(又は指定看護小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準第七十條に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。))のうち通いサービス(指定地

場合には、当該通いサービスを基準該当児童発達支援と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第七十一条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節（第五十五条の五（第二十四条第二項、第三項、第五項及び第六項の規定を準用する部分に限る。）を除く。）の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については、適用しない。

一 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者（指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項又は第七十一条第一項に規定する登録者をいう。）の数と指定障害福祉サービス基準条例第九十七条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定障害福祉サービス基準条例第五十条の二の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは指定障害福祉サービス基準条例第六十条の二の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又はこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは第七十二条の五において準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するため等に当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。）を二十九人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第六十三条第七項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）にあつては、十八人）以下とすること。

二 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と指定障害福祉サービス基準条例第九十七条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定障害福祉サービス基準条例第五十条の二の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは指定障害福祉サービス基準条例第六十条の二の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又はこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは第七十二条の五において

域密着型サービス基準第六十三条第一項又は第七十一条第一項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。）を提供する場合には、当該通いサービスを基準該当児童発達支援と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第七十一条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節（第五十五条の五（第二十四条第二項、第三項、第五項及び第六項の規定を準用する部分に限る。）を除く。）の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については、適用しない。

一 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者（指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項又は第七十一条第一項に規定する登録者をいう。）の数と指定障害福祉サービス基準条例第九十七条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定障害福祉サービス基準条例第五十条の二の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは指定障害福祉サービス基準条例第六十条の二の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又はこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは第七十二条の五において準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するため等に当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。）を二十九人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第六十三条第七項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）にあつては、十八人）以下とすること。

二 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と指定障害福祉サービス基準条例第九十七条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは第七十二条の五において準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区省令第四条第一項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の一日当たりの上限をいう。）を登録定員の

準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスの受ける障害者及び障害児の数の合計数の一日当たりの上限をいう。)を登録定員の二分の一の数から十五人(登録定員が二十五人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては次の表の上欄に掲げる登録定員の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては十二人)までの範囲内とすること。

(略)

三 (略)

四 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びに指定障害福祉サービス基準条例第九十七条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定障害福祉サービス基準条例第五十条の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス若しくは指定障害福祉サービス基準条例第六十条の二の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又はこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは第七十二条の五において準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第六十三条又は第七十一条に規定する基準を満たしていること。

五 (略)

二分の一の数から十五人(登録定員が二十五人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては次の表の上欄に掲げる登録定員の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては十二人)までの範囲内とすること。

(略)

三 (略)

四 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数及び指定障害福祉サービス基準条例第九十七条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは第七十二条の五において準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区省令第四条第一項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第六十三条又は第七十一条に規定する基準を満たしていること。

五 (略)

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第一条の規定は、公布の日から施行する。

大阪府条例第 号

大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一
部を改正する条例

第一条 大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年大阪府条例第百三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>(十人以上の乳幼児を入所させる乳児院の職員) 第二十八条 (略)</p> | <p>(十人以上の乳幼児を入所させる乳児院の職員) 第二十八条 (略)</p> |
| <p>3 第一項第二号に掲げる看護師は、保育士（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第十一条の四第二項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。附則第八項、附則第十八項及び附則第十九項を除き、以下同じ。）又は児童指導員（児童の生活指導を行う者をいう。以下同じ。）をもってこれに代えることができる。ただし、十人の乳幼児が入所する乳児院にあっては二人以上、十人を超える乳幼児が入所する乳児院にあっては乳幼児の数がおおむね十人増すごとに一を加えた数以上の看護師を置かなければならない。</p> <p>4―6 (略)</p> | <p>3 第一項第二号に掲げる看護師は、保育士（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第十一条の四第二項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。附則第八項を除き、以下同じ。）又は児童指導員（児童の生活指導を行う者をいう。以下同じ。）をもってこれに代えることができる。ただし、十人の乳幼児が入所する乳児院にあっては二人以上、十人を超える乳幼児が入所する乳児院にあっては乳幼児の数がおおむね十人増すごとに一を加えた数以上の看護師を置かなければならない。</p> <p>4―6 (略)</p> |
| <p>(職員) 第五十四条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一―四 (略)</p> <p>五 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校（同法第一条に規定する小学校をいう。以下同じ。）、中学校（同条に規定する中学校をいう。以下同じ。）、義務教育学校（同条に規定する義務教育学校をいう。以下同じ。）、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者</p> <p>六 (略)</p> | <p>(職員) 第五十四条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一―四 (略)</p> <p>五 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校（同法第一条に規定する小学校をいう。以下同じ。）、中学校（同条に規定する中学校をいう。以下同じ。）、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者</p> <p>六 (略)</p> |
| <p>(児童指導員の資格) 第六十条 (略)</p> <p>一―八 (略)</p> <p>九 学校教育法の規定により、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であつて、知事が適当と認めたもの</p> <p>十 (略)</p> | <p>(児童指導員の資格) 第六十条 (略)</p> <p>一―八 (略)</p> <p>九 学校教育法の規定により、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であつて、知事が適当と認めたもの</p> <p>十 (略)</p> |
| <p>(児童自立支援専門員の資格) 第百二条 (略)</p> <p>一―七 (略)</p> <p>八 学校教育法の規定により、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であつて、一年以上児童自立支援事業に従事したものの又は二</p> | <p>(児童自立支援専門員の資格) 第百二条 (略)</p> <p>一―七 (略)</p> <p>八 学校教育法の規定により、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であつて、一年以上児童自立支援事業に従事したものの又は二年以上教員と</p> |

年以上教員としてその職務に従事したもの

附 則

1―16 (略)

(保育所の職員配置に係る特例)

17 当分の間、第四十七条第二項の規定にかかわらず、保育士の数を一の保育所につき一人とすることができる。この場合において、一の保育所につき保育士が一人となるときは、当該保育士に加えて、知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を置かなければならない。

18 当分の間、第四十七条第二項に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)第四条第二項に規定する普通免許状をいう。)を有する者を、保育士とみなすことができる。

19 当分の間、一日につき八時間を超えて開所する保育所において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が、当該保育所に係る利用定員の総数に比べて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第四十七条第二項に規定する保育士の数の算定については、知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。

20 前二項の規定を適用するときは、保育士(法第十八条の十八第一項の登録を受けた者を行い、児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令(平成十年厚生省令第五十一号)附則第二項又は前二項の規定により保育士とみなされる者を除く。)を、保育士の数(前二項の規定の適用がないとした場合の第四十七条第二項により算定されるものをいう。)の三分の二以上、置かなければならない。

してその職務に従事したもの

附 則

1―16 (略)

| | |
|---|---|
| <p>年以上教員としてその職務に従事したもの</p> <p>附 則</p> <p>1―16 (略)</p> <p>(保育所の職員配置に係る特例)</p> <p>17 当分の間、第四十七条第二項の規定にかかわらず、保育士の数を一の保育所につき一人とすることができる。この場合において、一の保育所につき保育士が一人となるときは、当該保育士に加えて、知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を置かなければならない。</p> <p>18 当分の間、第四十七条第二項に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)第四条第二項に規定する普通免許状をいう。)を有する者を、保育士とみなすことができる。</p> <p>19 当分の間、一日につき八時間を超えて開所する保育所において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が、当該保育所に係る利用定員の総数に比べて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第四十七条第二項に規定する保育士の数の算定については、知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。</p> <p>20 前二項の規定を適用するときは、保育士(法第十八条の十八第一項の登録を受けた者を行い、児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令(平成十年厚生省令第五十一号)附則第二項又は前二項の規定により保育士とみなされる者を除く。)を、保育士の数(前二項の規定の適用がないとした場合の第四十七条第二項により算定されるものをいう。)の三分の二以上、置かなければならない。</p> | <p>してその職務に従事したもの</p> <p>附 則</p> <p>1―16 (略)</p> |
|---|---|

第二条 大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を

次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後 | | | 改正前 | | |
|-----|----|--------|----------------------|----|--------|
| | 階 | 区分 | | 階 | 区分 |
| | 常用 | 施設又は設備 | (略) | 常用 | 施設又は設備 |
| | | | (略) | | |
| | | | イ (略) | | |
| | | | ロ (略) | | |
| | | | 八 (略) | | |
| | | | 一―七 (略) | | |
| | | | (設備の基準) 第四十五条 (略) | | |

| | | | | |
|------------------------|---|--|---|--|
| ハ ー チ (略) | 四階以上 の階 | 二階 | 三階 | 二階 |
| | 避難用 | 避難用 | 避難用 | 避難用 |
| 2・3 (略) | 1 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第一項の場合において、当該階段の構造は、建築物の一階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室(階段室が同条第三項第二号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。)を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第三号、第四号及び第十号を満たすものとする。) | 1 建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段(同条第一項に規定する構造の屋内階段にあつては、当該階段の構造は、建築物の一階及び二階の部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第三号、第四号及び第十号の要件を満たすものとする。) | 1 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段(同条第一項に規定する構造の屋内階段にあつては、当該階段の構造は、建築物の一階から三階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第三号、第四号及び第十号の要件を満たすものとする。) | 1 建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段(同条第一項に規定する構造の屋内階段にあつては、当該階段の構造は、建築物の一階及び二階の部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第三号、第四号及び第十号の要件を満たすものとする。) |

| | | | | |
|------------------------|--|--|---|--|
| ハ ー チ (略) | 四階以上 の階 | 二階 | 三階 | 二階 |
| | 避難用 | 避難用 | 避難用 | 避難用 |
| 2・3 (略) | 1 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第一項の場合において、当該階段の構造は、建築物の一階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かつて開くことのできる窓若しくは排煙設備(同条第三項第一号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができると認められるものに限る。)を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第二号、第三号及び第九号を満たすものとする。) | 1 建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段(同条第一項に規定する構造の屋内階段にあつては、当該階段の構造は、建築物の一階及び二階の部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第二号、第三号及び第九号の要件を満たすものとする。) | 1 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段(同条第一項に規定する構造の屋内階段にあつては、当該階段の構造は、建築物の一階から三階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第二号、第三号及び第九号の要件を満たすものとする。) | 1 建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段(同条第一項に規定する構造の屋内階段にあつては、当該階段の構造は、建築物の一階及び二階の部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第二号、第三号及び第九号の要件を満たすものとする。) |

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、同年六月一日から施行する。

大阪府条例第 号

職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部改正)

第一条 職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例(昭和三十九年大阪府条例第四十五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>(勤勉手当) 第五条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>イ ロに掲げる職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に百分の八十(特定管理職員にあつては、百分の百)を乗じて得た額の総額</p> <p>ロ 指定職給料表適用職員 当該職員の勤勉手当基礎額に百分の八十七・五を乗じて得た額の総額</p> <p>二 (略)</p> <p>イ ロに掲げる職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に百分の三十七・五(特定管理職員にあつては、百分の四十七・五)を乗じて得た額の総額</p> <p>ロ (略)</p> <p>3 6 (略)</p> | <p>(勤勉手当) 第五条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>イ ロに掲げる職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に百分の七十五(特定管理職員にあつては、百分の九十五)を乗じて得た額の総額</p> <p>ロ 指定職給料表適用職員 当該職員の勤勉手当基礎額に百分の八十五を乗じて得た額の総額</p> <p>二 (略)</p> <p>イ ロに掲げる職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に百分の三十五(特定管理職員にあつては、百分の四十五)を乗じて得た額の総額</p> <p>ロ (略)</p> <p>3 6 (略)</p> |

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第二条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十三年大阪府条例第七十号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(給与条例等の適用除外等) 第六条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例第二条第二項及び第五項の規定の適用については、同条第二項中「百分の百二十・五」とあるのは「百分の百五十七・五」と、「百分の百三十七・五」とあるのは「百分の百</p> | <p>(給与条例等の適用除外等) 第六条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例第二条第二項及び第五項の規定の適用については、同条第二項中「百分の百二十・五」とあるのは「百分の百五十五」と、「百分の百三十七・五」とあるのは「百分の百五十</p> |

五十七・五」と、同条第五項中「同項第二号から第五号までに規定する給料表」とあるのは「同項第二号から第五号まで並びに一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十三年大阪府条例第七十号)第五条第一項及び第二項に規定する給料表」とする。

五」と、同条第五項中「同項第二号から第五号までに規定する給料表」とあるのは「同項第二号から第五号まで並びに一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十三年大阪府条例第七十号)第五条第一項及び第二項に規定する給料表」とする。

(一般職の任期付職員採用等に関する条例の一部改正)

第三条 一般職の任期付職員採用等に関する条例(平成十四年大阪府条例第八十六号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>第八条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 特定任期付職員に対する職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例第二条第二項及び第五項の規定の適用については、同条第二項中「百分の百二十一・五」とあるのは「百分の百五十七・五」と、「百分の百三十七・五」とあるのは「百分の百五十七・五」と、同条第五項中「同項第二号から第五号までに規定する給料表」とあるのは「同項第二号から第五号まで及び一般職の任期付職員採用等に関する条例(平成十四年大阪府条例第八十六号)第七条第一項に規定する給料表」とする。</p> <p>4 (略)</p> | <p>第八条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 特定任期付職員に対する職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例第二条第二項及び第五項の規定の適用については、同条第二項中「百分の百二十一・五」とあるのは「百分の百五十五」と、「百分の百三十七・五」とあるのは「百分の百五十五」と、同条第五項中「同項第二号から第五号までに規定する給料表」とあるのは「同項第二号から第五号まで及び一般職の任期付職員採用等に関する条例(平成十四年大阪府条例第八十六号)第七条第一項に規定する給料表」とする。</p> <p>4 (略)</p> |

(職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第四条 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十六年大阪府条例第八十六号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>附則</p> <p>1-3 (略)</p> <p>4 平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間における第六条の規定による改正後の職員の給与に関する条例第十四条の二第二項の規定の適用については、同項中「三万円」とあるのは、「三万円を超えない範囲で人事委員会規則で定める額」とする。</p> <p>5 (略)</p> | <p>附則</p> <p>1-3 (略)</p> <p>4 平成二十七年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間における第六条の規定による改正後の職員の給与に関する条例第十四条の二第二項の規定の適用については、同項中「三万円」とあるのは、「三万円を超えない範囲で人事委員会規則で定める額」とする。</p> <p>5 (略)</p> |

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 第一条の規定による改正後の職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例（以下「新期末勤勉手当条例」という。）、第二条の規定による改正後の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（以下「新任期付職員条例」という。）及び第三条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「新任期付職員条例」という。）の規定は、平成二十七年四月一日から適用する。
(内 払)
- 3 新期末勤勉手当条例、新任期付職員条例又は新任期付職員条例の規定を適用する場合においては、第一条の規定による改正前の職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例の規定に基づいて平成二十七年四月一日以後の分として支給された勤勉手当は新期末勤勉手当条例の規定による勤勉手当の内払と、第二条の規定による改正前の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例又は第三条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて同日以後の分として支給された期末手当は新任期付職員条例又は新任期付職員条例の規定による期末手当の内払と、それぞれみなす。
(委 任)
- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

大阪府条例第 号

大阪府教育委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例

(大阪府教育委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第一条 大阪府教育委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和二十三年大阪府条例第二百二十四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| | 改正後 | 改正前 |
|------|---|---|
| (報酬) | <p>第二条 委員の報酬の額は、日額三万三千円とする。</p> <p>2 委員の一月当たりの勤務日数が八日を超える場合の報酬の額は、前項の規定にかかわらず、月額二十六万四千円とする。</p> | <p>(報酬)</p> <p>第二条 委員の報酬の額は、日額三万二千円とする。</p> <p>2 委員の一月当たりの勤務日数が八日を超える場合の報酬の額は、前項の規定にかかわらず、月額二十五万六千円とする。</p> |

(選挙管理委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第二条 選挙管理委員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和二十一年大阪府条例第八号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| | 改正後 | 改正前 | | | | | | | | | | | | |
|----------|---|-----|----------|----------|---------|--------|--------|--|-----|----------|----------|---------|--------|--------|
| (報酬) | <p>第二条 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>報酬の額(日額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委員長である委員</td> <td>三九、〇〇〇円</td> </tr> <tr> <td>その他の委員</td> <td>三三、〇〇〇</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 委員の一月当たりの勤務日数が八日を超える場合の報酬の額は、前項の規定にかかわらず、委員長である委員にあつては月額三十一万二千元、その他の委員にあつては月額二十六万四千円とする。ただし、月の途中において報酬の額に異動を生じた場合の報酬の額は、八日のうち、まずいづれかその額の高い報酬を支給する日の日数に当該報酬の額を乗じて得た額とし、日数になお残余があるときは、当該額に、その残余の日数にその額の低い報酬の額を乗じて得た額を加えて得た額とする。</p> <p>3 (略)</p> | 区 分 | 報酬の額(日額) | 委員長である委員 | 三九、〇〇〇円 | その他の委員 | 三三、〇〇〇 | <p>(報酬)</p> <p>第二条 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>報酬の額(日額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委員長である委員</td> <td>三八、〇〇〇円</td> </tr> <tr> <td>その他の委員</td> <td>三三、〇〇〇</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 委員の一月当たりの勤務日数が八日を超える場合の報酬の額は、前項の規定にかかわらず、委員長である委員にあつては月額三十万四千元、その他の委員にあつては月額二十五万六千円とする。ただし、月の途中において報酬の額に異動を生じた場合の報酬の額は、八日のうち、まずいづれかその額の高い報酬を支給する日の日数に当該報酬の額を乗じて得た額とし、日数になお残余があるときは、当該額に、その残余の日数にその額の低い報酬の額を乗じて得た額を加えて得た額とする。</p> <p>3 (略)</p> | 区 分 | 報酬の額(日額) | 委員長である委員 | 三八、〇〇〇円 | その他の委員 | 三三、〇〇〇 |
| 区 分 | 報酬の額(日額) | | | | | | | | | | | | | |
| 委員長である委員 | 三九、〇〇〇円 | | | | | | | | | | | | | |
| その他の委員 | 三三、〇〇〇 | | | | | | | | | | | | | |
| 区 分 | 報酬の額(日額) | | | | | | | | | | | | | |
| 委員長である委員 | 三八、〇〇〇円 | | | | | | | | | | | | | |
| その他の委員 | 三三、〇〇〇 | | | | | | | | | | | | | |

(大阪府監査委員条例の一部改正)

第三条 大阪府監査委員条例(昭和三十九年大阪府条例第十四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で

示すように改正する。

| 改正後 | | 改正前 | |
|---|-----|-----------|-----|
| (給料及び報酬) 第七条 (略) | | | |
| 区 | 分 | 区 | 分 |
| (略) | (略) | (略) | (略) |
| 給料又は報酬の額 | | 給料又は報酬の額 | |
| 日額 三九、〇〇〇 | | 日額 三八、〇〇〇 | |
| <p>2 非常勤の監査委員の一月当たりの勤務日数が八日を超える場合の報酬の額は、前項の規定にかかわらず、代表監査委員にあつては月額三十一万二千円、代表監査委員以外の識見を有する者のうちから選任された監査委員及び府議会議員のうちから選任された監査委員にあつては月額二十六万四千円とする。ただし、月の途中において報酬の額に異動を生じた場合の報酬の額は、八日のうち、まずいづれかその額の高い報酬を支給する日の日数に当該報酬の額を乗じて得た額とし、日数になお残余があるときは、当該額に、その残余の日数にその額の低い報酬の額を乗じて得た額を加えて得た額とする。</p> | | | |
| <p>2 非常勤の監査委員の一月当たりの勤務日数が八日を超える場合の報酬の額は、前項の規定にかかわらず、代表監査委員にあつては月額三十四万四千円、代表監査委員以外の識見を有する者のうちから選任された監査委員及び府議会議員のうちから選任された監査委員にあつては月額二十五万六千円とする。ただし、月の途中において報酬の額に異動を生じた場合の報酬の額は、八日のうち、まずいづれかその額の高い報酬を支給する日の日数に当該報酬の額を乗じて得た額とし、日数になお残余があるときは、当該額に、その残余の日数にその額の低い報酬の額を乗じて得た額を加えて得た額とする。</p> | | | |

(大阪府人事委員会条例の一部改正)

第四条 大阪府人事委員会条例（昭和二十六年大阪府条例第二十三号）の一部を

次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後 | | 改正前 | |
|---------------------|-----|-----------|-----|
| (給料及び報酬) 第三条 (略) | | | |
| 区 | 分 | 区 | 分 |
| (略) | (略) | (略) | (略) |
| 給料又は報酬の額 | | 給料又は報酬の額 | |
| 日額 三九、〇〇〇 | | 日額 三八、〇〇〇 | |
| <p>非常勤 委員長である委員</p> | | | |

| | | | |
|---|--------|----|--------|
| の委員 | その他の委員 | 日額 | 三三、〇〇〇 |
| <p>2 非常勤の委員の一月当たりの勤務日数が八日を超える場合の報酬の額は、前項の規定にかかわらず、委員長である委員にあつては月額三十一万二千円、その他の委員にあつては月額二十六万四千円とする。ただし、月の途中において報酬の額に異動を生じた場合の報酬の額は、八日のうち、まずいづれかその額の高い報酬を支給する日の日数に当該報酬の額を乗じて得た額とし、日数にお残余があるときは、当該額に、その残余の日数にその額の低い報酬の額を乗じて得た額を加えて得た額とする。</p> | | | |

| | | | |
|--|--------|----|--------|
| の委員 | その他の委員 | 日額 | 三三、〇〇〇 |
| <p>2 非常勤の委員の一月当たりの勤務日数が八日を超える場合の報酬の額は、前項の規定にかかわらず、委員長である委員にあつては月額三十万四千円、その他の委員にあつては月額二十五万六千円とする。ただし、月の途中において報酬の額に異動を生じた場合の報酬の額は、八日のうち、まずいづれかその額の高い報酬を支給する日の日数に当該報酬の額を乗じて得た額とし、日数にお残余があるときは、当該額に、その残余の日数にその額の低い報酬の額を乗じて得た額を加えて得た額とする。</p> | | | |

(大阪府労働委員会の委員等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第五条 大阪府労働委員会の委員等の報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和二十六年大阪府条例第十号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後 | | 改正前 | |
|---|----------|---------|----------|
| (報酬) | | | |
| 第二条 (略) | | 第二条 (略) | |
| 区 | 分 | 区 | 分 |
| | 報酬の額(日額) | | 報酬の額(日額) |
| 会長である委員 | 三九、〇〇〇円 | 会長である委員 | 三八、〇〇〇円 |
| 公益委員 | 三三、〇〇〇 | 公益委員 | 三三、〇〇〇 |
| 労働者委員 | 三三、〇〇〇 | 労働者委員 | 三三、〇〇〇 |
| 使用者委員 | 三三、〇〇〇 | 使用者委員 | 三三、〇〇〇 |
| <p>2 委員の一月当たりの勤務日数が八日を超える場合の報酬の額は、前項の規定にかかわらず、会長である委員にあつては月額三十一万二千円、公益委員、労働者委員及び使用者委員にあつては月額二十六万四千円とする。ただし、月の途中において報酬の額に異動を生じた場合の報酬の額は、八日のうち、まずいづれかその額の高い報酬を支給する日の日数に当該報酬の額を乗じて得た額とし、日数にお残余があるときは、当該額に、その残余の日数にその額の低い報酬の額を乗じて得た額を加えて得た額とする。</p> | | | |
| <p>3・4 (略)</p> | | | |

(大阪府収用委員会の委員及び予備委員、あつせん委員並びに仲裁委員の報酬及び費用弁償並びに鑑定人及び参考人の手当及び実費弁償に関する条例の一部改正)

第六条 大阪府収用委員会の委員及び予備委員、あつせん委員並びに仲裁委員の報酬及び費用弁償並びに鑑定人及び参考人の手当及び実費弁償に関する条例

(昭和二十六年大阪府条例第五十号)の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後 | | 改正前 | |
|---|---------|-------------|--|
| (報酬) 第二条 (略) | | | |
| 区 | 分 | 報酬の額(日額) | |
| | 会長である委員 | 三九、〇〇〇 円 | |
| | その他の委員 | 三三、〇〇〇 | |
| (略) | | (略) | |
| <p>2 委員の一月当たりの勤務日数が八日を超える場合の報酬の額は、前項の規定にかかわらず、会長である委員にあつては月額三十一万二千円、その他の委員にあつては月額二十六万四千円とする。ただし、月の途中において報酬の額に異動を生じた場合の報酬の額は、八日のうち、まずいずれかその額の高い報酬を支給する日の日数に当該報酬の額を乗じて得た額とし、日数になお残余があるときは、当該額に、その残余の日数にその額の低い報酬の額を乗じて得た額を加えて得た額とする。</p> | | | |
| (鑑定人及び参考人の手当) 第七条 (略) | | | |
| <p>2 参考人の手当は、一日につき三千九百円を超えない範囲内において、その都度委員会が定める額とする。</p> | | | |
| <p>2 委員の一月当たりの勤務日数が八日を超える場合の報酬の額は、前項の規定にかかわらず、会長である委員にあつては月額三十五万六千円とする。ただし、月の途中において報酬の額に異動を生じた場合の報酬の額は、八日のうち、まずいずれかその額の高い報酬を支給する日の日数に当該報酬の額を乗じて得た額とし、日数になお残余があるときは、当該額に、その残余の日数にその額の低い報酬の額を乗じて得た額を加えて得た額とする。</p> | | | |
| (鑑定人及び参考人の手当) 第七条 (略) | | | |
| <p>2 参考人の手当は、一日につき三千八百円を超えない範囲内において、その都度委員会が定める額とする。</p> | | | |

(大阪海区漁業調整委員会の委員及び専門委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第七条 大阪海区漁業調整委員会の委員及び専門委員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和二十七年大阪府条例第四十六号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後 | | 改正前 | |
|--|---------|-------------|--|
| (報酬) 第二条 (略) | | | |
| 区 | 分 | 報酬の額(日額) | |
| | 会長である委員 | 三九、〇〇〇 円 | |
| | その他の委員 | 三三、〇〇〇 | |
| (略) | | (略) | |
| <p>2 委員等の一月当たりの勤務日数が八日を超える場合の報酬の額は、前項の規定にかかわらず、会</p> | | | |
| (報酬) 第二条 (略) | | | |
| 区 | 分 | 報酬の額(日額) | |
| | 会長である委員 | 三八、〇〇〇 円 | |
| | その他の委員 | 三三、〇〇〇 | |
| (略) | | (略) | |
| <p>2 委員等の一月当たりの勤務日数が八日を超える場合の報酬の額は、前項の規定にかかわらず、会</p> | | | |

長である委員にあつては月額三十一万二千元、その他の委員及び専門委員にあつては月額二十四万四千円とする。ただし、月の途中において報酬の額に異動を生じた場合の報酬の額は、八日のうち、まずいづれかその額の高い報酬を支給する日の日数に当該報酬の額を乗じて得た額とし、日数になお残余があるときは、当該額に、その残余の日数にその額の低い報酬の額を乗じて得た額を加えて得た額とする。

長である委員にあつては月額三十四万四千円、その他の委員及び専門委員にあつては月額二十五万六千円とする。ただし、月の途中において報酬の額に異動を生じた場合の報酬の額は、八日のうち、まずいづれかその額の高い報酬を支給する日の日数に当該報酬の額を乗じて得た額とし、日数になお残余があるときは、当該額に、その残余の日数にその額の低い報酬の額を乗じて得た額を加えて得た額とする。

(大阪府内水面漁場管理委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第八条 大阪府内水面漁場管理委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和二十七年大阪府条例第四十七号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後 | | 改正前 | |
|---|----------|--|----------|
| (報酬) 第二条 (略) | | (報酬) 第二条 (略) | |
| 区 | 分 | 区 | 分 |
| | 報酬の額(日額) | | 報酬の額(日額) |
| | 三九、〇〇〇円 | | 三八、〇〇〇円 |
| | 会長である委員 | | 会長である委員 |
| | 三九、〇〇〇円 | | 三八、〇〇〇円 |
| | その他の委員 | | その他の委員 |
| | 三三、〇〇〇 | | 三三、〇〇〇 |
| <p>2 委員の一月当たりの勤務日数が八日を超える場合の報酬の額は、前項の規定にかかわらず、会長である委員にあつては月額三十一万二千元、その他の委員にあつては月額二十六万四千円とする。ただし、月の途中において報酬の額に異動を生じた場合の報酬の額は、八日のうち、まずいづれかその額の高い報酬を支給する日の日数に当該報酬の額を乗じて得た額とし、日数になお残余があるときは、当該額に、その残余の日数にその額の低い報酬の額を乗じて得た額を加えて得た額とする。</p> | | <p>2 委員の一月当たりの勤務日数が八日を超える場合の報酬の額は、前項の規定にかかわらず、会長である委員にあつては月額三十万四千円、その他の委員にあつては月額二十五万六千円とする。ただし、月の途中において報酬の額に異動を生じた場合の報酬の額は、八日のうち、まずいづれかその額の高い報酬を支給する日の日数に当該報酬の額を乗じて得た額とし、日数になお残余があるときは、当該額に、その残余の日数にその額の低い報酬の額を乗じて得た額を加えて得た額とする。</p> | |

(大阪府公安委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第九条 大阪府公安委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和二十九年大阪府条例第二十八号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後 | | 改正前 | |
|-----------------|----------|-----------------|----------|
| (報酬) 第二条 (略) | | (報酬) 第二条 (略) | |
| 区 | 分 | 区 | 分 |
| | 報酬の額(日額) | | 報酬の額(日額) |
| | 三九、〇〇〇円 | | 三八、〇〇〇円 |
| | 委員長である委員 | | 委員長である委員 |

| | |
|--|---|
| その他の委員 | 三三、〇〇〇 |
| <p>2 委員の一月当たりの勤務日数が八日を超える場合の報酬の額は、前項の規定にかかわらず、委員長である委員にあつては月額三十一万二千元、その他の委員にあつては月額二十六万四千元とする。ただし、月の途中において報酬の額に異動を生じた場合の報酬の額は、八日のうち、まずいずれかその額の高い報酬を支給する日の日数に当該報酬の額を乗じて得た額とし、日数になお残余があるときは、当該額に、その残余の日数にその額の低い報酬の額を乗じて得た額を加えて得た額とする。</p> | <p>2 委員の一月当たりの勤務日数が八日を超える場合の報酬の額は、前項の規定にかかわらず、委員長である委員にあつては月額三十万四千元、その他の委員にあつては月額二十五万六千元とする。ただし、月の途中において報酬の額に異動を生じた場合の報酬の額は、八日のうち、まずいずれかその額の高い報酬を支給する日の日数に当該報酬の額を乗じて得た額とし、日数になお残余があるときは、当該額に、その残余の日数にその額の低い報酬の額を乗じて得た額を加えて得た額とする。</p> |

(大阪府防災会議条例の一部改正)

第十条 大阪府防災会議条例(昭和三十七年大阪府条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| | |
|--|--|
| 改正後 | 改正前 |
| <p>(報酬) 第五条 委員及び専門委員の報酬の額は、日額九千八百円とし、幹事の報酬の額は、日額八千三百円とする。</p> <p>2・3 (略)</p> | <p>(報酬) 第五条 委員及び専門委員の報酬の額は、日額九千六百円とし、幹事の報酬の額は、日額八千二百円とする。</p> <p>2・3 (略)</p> |

(大阪府国民保護協議会条例の一部改正)

第十一条 大阪府国民保護協議会条例(平成十七年大阪府条例第九号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| | |
|---|---|
| 改正後 | 改正前 |
| <p>(報酬) 第七条 委員及び専門委員(以下「委員等」という。)の報酬の額は、日額九千八百円とし、幹事の報酬の額は、日額八千三百円とする。</p> <p>2・3 (略)</p> | <p>(報酬) 第七条 委員及び専門委員(以下「委員等」という。)の報酬の額は、日額九千六百円とし、幹事の報酬の額は、日額八千二百円とする。</p> <p>2・3 (略)</p> |

(大阪府石油コンビナート等防災本部条例の一部改正)

第十二条 大阪府石油コンビナート等防災本部条例(昭和三十五年大阪府条例第八十五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| | |
|-----|-----|
| 改正後 | 改正前 |
|-----|-----|

| | |
|--|--|
| <p>(報酬) 第五条 本部長及び専門員の報酬の額は、日額九千八百円とし、幹事の報酬の額は、日額六千二百円とする。</p> <p>2・3 (略)</p> | <p>(報酬) 第五条 本部長及び専門員の報酬の額は、日額九千六百円とし、幹事の報酬の額は、日額六千四百円とする。</p> <p>2・3 (略)</p> |
|--|--|

(大阪府公益認定等委員会条例の一部改正)
第十三条 大阪府公益認定等委員会条例(平成十九年大阪府条例第四号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| | |
|--|--|
| <p>改正後</p> <p>(報酬) 第十二条 委員及び専門委員(以下「委員等」という。)の報酬の額は、日額九千八百円とする。</p> <p>2・3 (略)</p> | <p>改正前</p> <p>(報酬) 第十二条 委員及び専門委員(以下「委員等」という。)の報酬の額は、日額九千六百円とする。</p> <p>2・3 (略)</p> |
|--|--|

(大阪府附属機関条例の一部改正)
第十四条 大阪府附属機関条例(昭和二十七年大阪府条例第三十九号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| | |
|--|--|
| <p>改正後</p> <p>(報酬) 第三条 委員等の報酬の額は、日額九千八百円を超えない範囲内において、当該附属機関を設置する執行機関が定める額とする。</p> <p>2・3 (略)</p> | <p>改正前</p> <p>(報酬) 第三条 委員等の報酬の額は、日額九千六百円を超えない範囲内において、当該附属機関を設置する執行機関が定める額とする。</p> <p>2・3 (略)</p> |
|--|--|

(大阪府職員基本条例の一部改正)
第十五条 大阪府職員基本条例(平成二十四年大阪府条例第八十六号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| | |
|--|--|
| <p>改正後</p> <p>(報酬) 第四十五条 委員の報酬の額は、日額九千八百円とする。</p> <p>2 (略)</p> | <p>改正前</p> <p>(報酬) 第四十五条 委員の報酬の額は、日額九千六百円とする。</p> <p>2 (略)</p> |
|--|--|

(大阪府自治紛争処理委員の報酬及び費用弁償並びに委員の求めに応じて出頭した当事者及び関係人の実費弁償に関する条例の一部改正)

第十六条 大阪府自治紛争処理委員の報酬及び費用弁償並びに委員の求めに応じて出頭した当事者及び関係人の実費弁償に関する条例(昭和二十七年大阪府条例第四十四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>(報酬) 第二条 委員の報酬の額は、一日につき<u>八千三百円</u>を超えない範囲内において知事が定める額とする。</p> | <p>(報酬) 第二条 委員の報酬の額は、一日につき<u>八千二百円</u>を超えない範囲内において知事が定める額とする。</p> |

(大阪府固定資産評価審議会条例の一部改正)

第十七条 大阪府固定資産評価審議会条例(昭和三十七年大阪府条例第二十八号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>(報酬) 第五条 委員の報酬の額は、日額<u>九千八百円</u>とする。</p> | <p>(報酬) 第五条 委員の報酬の額は、日額<u>九千六百円</u>とする。</p> |

(大阪府地方独立行政法人評価委員会条例の一部改正)

第十八条 大阪府地方独立行政法人評価委員会条例(平成十六年大阪府条例第二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(報酬) 第八条 委員等の報酬の額は、日額<u>九千八百円</u>とする。</p> | <p>(報酬) 第八条 委員等の報酬の額は、日額<u>九千六百円</u>とする。</p> |

(大阪府私立学校審議会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第十九条 大阪府私立学校審議会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和二十五年大阪府条例第十七号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| | |
|--|--|
| 改正後 | 改正前 |
| <p>(報酬) 第二条 委員の報酬の額は、日額八千三百円とする。 2・3 (略)</p> | <p>(報酬) 第二条 委員の報酬の額は、日額八千二百円とする。 2・3 (略)</p> |

(大阪府社会福祉審議会条例の一部改正)

第二十条 大阪府社会福祉審議会条例(平成十二年大阪府条例第九号)の一部を

次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| | |
|---|---|
| 改正後 | 改正前 |
| <p>(報酬) 第四条 審議会の委員及び臨時委員(以下「委員等」という。)の報酬の額は、日額九千八百円とする。 2・3 (略)</p> | <p>(報酬) 第四条 審議会の委員及び臨時委員(以下「委員等」という。)の報酬の額は、日額九千六百円とする。 2・3 (略)</p> |

(大阪府障害者施策推進協議会条例の一部改正)

第二十一条 大阪府障害者施策推進協議会条例(昭和四十六年大阪府条例第三号)

の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| | |
|---|---|
| 改正後 | 改正前 |
| <p>(報酬) 第七条 協議会の委員及び専門委員(以下「委員等」という。)の報酬の額は、日額九千八百円とする。 2・3 (略)</p> | <p>(報酬) 第七条 協議会の委員及び専門委員(以下「委員等」という。)の報酬の額は、日額九千六百円とする。 2・3 (略)</p> |

(大阪府障害者介護給付費等不服審査会条例の一部改正)

第二十二條 大阪府障害者介護給付費等不服審査会条例(平成十八年大阪府条例

第三号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| | |
|--|--|
| 改正後 | 改正前 |
| <p>(報酬) 第四条 委員の報酬の額は、日額九千八百円とする。 2・3 (略)</p> | <p>(報酬) 第四条 委員の報酬の額は、日額九千六百円とする。 2・3 (略)</p> |

(大阪府介護保険審査会の公益代表委員等の定数並びに委員等の報酬及び費用弁

償に関する条例の一部改正)

第二十三条 大阪府介護保険審査会の公益代表委員等の定数並びに委員等の報酬及び費用弁償に関する条例(平成十一年大阪府条例第三十四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(委員等の報酬) 第三条 委員等の報酬の額は、委員の場合にあつては日額九千八百円とし、専門調査員の場合にあつては日額六千二百円とする。 2・3 (略)</p> | <p>(委員等の報酬) 第三条 委員等の報酬の額は、委員の場合にあつては日額九千六百円とし、専門調査員の場合にあつては日額六千四百円とする。 2・3 (略)</p> |

(大阪府子ども施策審議会条例の一部改正)

第二十四条 大阪府子ども施策審議会条例(平成二十六年大阪府条例第七十四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>(報酬) 第八条 審議会の委員及び専門委員(以下「委員等」という。)の報酬の額は、日額九千八百円とする。 2 (略)</p> | <p>(報酬) 第八条 審議会の委員及び専門委員(以下「委員等」という。)の報酬の額は、日額九千六百円とする。 2 (略)</p> |

(大阪府感染症の診査に関する協議会条例の一部改正)

第二十五条 大阪府感染症の診査に関する協議会条例(平成十一年大阪府条例第二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(報酬) 第八条 委員の報酬の額は、日額八千三百円とする。 2・3 (略)</p> | <p>(報酬) 第八条 委員の報酬の額は、日額八千二百円とする。 2・3 (略)</p> |

(大阪府精神保健福祉審議会条例の一部改正)

第二十六条 大阪府精神保健福祉審議会条例(昭和四十年大阪府条例第四十号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| | |
|-----|--|
| 改正後 | <p>(報酬) 第七条 委員及び臨時委員(以下「委員等」という。)の報酬の額は、日額八千三百円とする。</p> <p>2・3 (略)</p> |
| 改正前 | <p>(報酬) 第七条 委員及び臨時委員(以下「委員等」という。)の報酬の額は、日額八千二百円とする。</p> <p>2・3 (略)</p> |

(大阪府生活衛生適正化審議会条例の一部改正)

第二十七条 大阪府生活衛生適正化審議会条例(平成十二年大阪府条例第十七号)

の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| | |
|-----|--|
| 改正後 | <p>(報酬) 第七条 委員及び専門委員(以下「委員等」という。)の報酬の額は、日額八千三百円とする。</p> <p>2・3 (略)</p> |
| 改正前 | <p>(報酬) 第七条 委員及び専門委員(以下「委員等」という。)の報酬の額は、日額八千二百円とする。</p> <p>2・3 (略)</p> |

(大阪府小売商業紛争調停員の報酬及び費用弁償並びに調停員の求めに応じて出頭した参考人の実費弁償に関する条例の一部改正)

第二十八条 大阪府小売商業紛争調停員の報酬及び費用弁償並びに調停員の求め

に応じて出頭した参考人の実費弁償に関する条例(昭和三十四年大阪府条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| | |
|-----|--|
| 改正後 | <p>(報酬) 第二条 調停員の報酬の額は、日額八千三百円とする。</p> <p>2・3 (略)</p> |
| 改正前 | <p>(報酬) 第二条 調停員の報酬の額は、日額八千二百円とする。</p> <p>2・3 (略)</p> |

(大阪府環境審議会条例の一部改正)

第二十九条 大阪府環境審議会条例(平成六年大阪府条例第七号)の一部を次の

ように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| | |
|-----|--|
| 改正後 | <p>(報酬) 第八条 委員、臨時委員及び専門委員の報酬の額は、日額九千八百円とし、幹事の報酬の額は、日額六</p> |
| 改正前 | <p>(報酬) 第八条 委員、臨時委員及び専門委員の報酬の額は、日額九千六百円とし、幹事の報酬の額は、日額六</p> |

| | |
|--|------------------------------|
| <p>2 千二百円とする。 前項の報酬は、出席日数に応じて、その都度支給する。</p> <p>3 (略)</p> | <p>2 千百円とする。</p> <p>(略)</p> |
|--|------------------------------|

(大阪府自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画策定協議会条例の一部改正)

第三十条 大阪府自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画策定協議会条例(平成四年大阪府条例第四十五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| | |
|--|--|
| <p>改正後</p> <p>(報酬) 第八条 委員及び専門委員の報酬の額は、日額九千八百円とし、幹事の報酬の額は、日額六千二百円とする。</p> <p>2 前項の報酬は、出席日数に応じて、その都度支給する。</p> <p>3 (略)</p> | <p>改正前</p> <p>(報酬) 第八条 委員及び専門委員の報酬の額は、日額九千六百円とし、幹事の報酬の額は、日額六千四百円とする。</p> <p>2 (略)</p> |
|--|--|

(大阪府中央卸売市場業務規程の一部改正)

第三十一条 大阪府中央卸売市場業務規程(昭和五十二年大阪府条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| | |
|--|--|
| <p>改正後</p> <p>(報酬) 第六十七条の八 委員の報酬の額は、日額八千三百円とする。</p> <p>2・3 (略)</p> | <p>改正前</p> <p>(報酬) 第六十七条の八 委員の報酬の額は、日額八千二百円とする。</p> <p>2・3 (略)</p> |
|--|--|

(大阪府水防協議会条例の一部改正)

第三十二条 大阪府水防協議会条例(平成十二年大阪府条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| | |
|---|---|
| <p>改正後</p> <p>(報酬) 第六条 委員の報酬の額は日額九千八百円とし、幹事の報酬の額は日額八千三百円とする。</p> <p>2・3 (略)</p> | <p>改正前</p> <p>(報酬) 第六条 委員の報酬の額は日額九千六百円とし、幹事の報酬の額は日額八千二百円とする。</p> <p>2・3 (略)</p> |
|---|---|

(大阪府都市計画審議会条例の一部改正)
 第三十三条 大阪府都市計画審議会条例(昭和四十四年大阪府条例第三十一号)の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| | |
|---|---|
| 改正後 | 改正前 |
| <p>(報酬) 第七条 委員等の報酬の額は、日額九千八百円とする。 2・3 (略)</p> | <p>(報酬) 第七条 委員等の報酬の額は、日額九千六百円とする。 2・3 (略)</p> |

(大阪府国土利用計画審議会条例の一部改正)
 第三十四条 大阪府国土利用計画審議会条例(昭和四十九年大阪府条例第三十七号)の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| | |
|---|---|
| 改正後 | 改正前 |
| <p>(報酬) 第七条 委員及び臨時委員(以下「委員等」という。)の報酬の額は、日額九千八百円とする。 2・3 (略)</p> | <p>(報酬) 第七条 委員及び臨時委員(以下「委員等」という。)の報酬の額は、日額九千六百円とする。 2・3 (略)</p> |

(大阪府交通安全対策会議条例の一部改正)
 第三十五条 大阪府交通安全対策会議条例(昭和四十五年大阪府条例第三十九号)の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| | |
|---|---|
| 改正後 | 改正前 |
| <p>(報酬) 第五条 委員及び特別委員の報酬の額は、日額九千八百円とし、幹事の報酬の額は、日額八千三百円とする。 2・3 (略)</p> | <p>(報酬) 第五条 委員及び特別委員の報酬の額は、日額九千六百円とし、幹事の報酬の額は、日額八千二百円とする。 2・3 (略)</p> |

(大阪府土地利用審査会条例の一部改正)
 第三十六条 大阪府土地利用審査会条例(昭和四十九年大阪府条例第三十八号)の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| | |
|--|--|
| 改正後 | 改正前 |
| <p>(報酬) 第五条 委員の報酬の額は、日額九千八百円とする。 2・3 (略)</p> | <p>(報酬) 第五条 委員の報酬の額は、日額九千六百円とする。 2・3 (略)</p> |

(大阪府事業認定審議会条例の一部改正)

第三十七条 大阪府事業認定審議会条例(平成十四年大阪府条例第七十九号)の

一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| | |
|---|---|
| 改正後 | 改正前 |
| <p>(報酬) 第六条 委員及び専門委員(以下「委員等」という。)の報酬の額は、日額九千八百円とする。 2・3 (略)</p> | <p>(報酬) 第六条 委員及び専門委員(以下「委員等」という。)の報酬の額は、日額九千六百円とする。 2・3 (略)</p> |

(大阪府地方港湾審議会条例の一部改正)

第三十八条 大阪府地方港湾審議会条例(昭和四十九年大阪府条例第十号)の

一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| | |
|---|---|
| 改正後 | 改正前 |
| <p>(報酬) 第九条 委員、臨時委員及び専門委員の報酬の額は、日額九千八百円とし、幹事の報酬の額は、日額六千二百円とする。 2 前項の報酬は、出席日数に応じて、その都度支給する。 3 (略)</p> | <p>(報酬) 第九条 委員、臨時委員及び専門委員の報酬の額は、日額九千六百円とし、幹事の報酬の額は、日額六千二百円とする。 2 (略)</p> |

(大阪府建築審査会条例の一部改正)

第三十九条 大阪府建築審査会条例(昭和二十五年大阪府条例第八十四号)の

一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| | |
|--|--|
| 改正後 | 改正前 |
| <p>(報酬及び費用弁償) 第六条 委員の報酬の額は、日額九千八百円とする。 2-6 (略)</p> | <p>(報酬及び費用弁償) 第六条 委員の報酬の額は、日額九千六百円とする。 2-6 (略)</p> |

(大阪府開発審査会条例の一部改正)
 第四十条 大阪府開発審査会条例(昭和四十四年大阪府条例第三十六号)の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| | |
|--|--|
| 改正後 | 改正前 |
| <p>(報酬) 第五条 委員の報酬の額は、日額九千八百円とする。 2・3 (略)</p> | <p>(報酬) 第五条 委員の報酬の額は、日額九千六百円とする。 2・3 (略)</p> |

(大阪府立学校条例の一部改正)
 第四十一条 大阪府立学校条例(平成二十四年大阪府条例第八十九号)の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| | |
|--|--|
| 改正後 | 改正前 |
| <p>(報酬) 第十三条 委員の報酬の額は、日額八千三百円を超えない範囲内において、委員会が定める額とする。 2・3 (略)</p> | <p>(報酬) 第十三条 委員の報酬の額は、日額八千二百円を超えない範囲内において、委員会が定める額とする。 2・3 (略)</p> |

(大阪府スポーツ推進審議会条例の一部改正)
 第四十二条 大阪府スポーツ推進審議会条例(昭和三十七年大阪府条例第六号)の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| | |
|--|--|
| 改正後 | 改正前 |
| <p>(報酬) 第六条 委員の報酬の額は、日額八千三百円とする。 2・3 (略)</p> | <p>(報酬) 第六条 委員の報酬の額は、日額八千二百円とする。 2・3 (略)</p> |

(大阪府社会教育委員条例の一部改正)
 第四十三条 大阪府社会教育委員条例(昭和三十四年大阪府条例第三十六号)の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| | |
|-----|-----|
| 改正後 | 改正前 |
| | |

| | |
|--|--|
| <p>(報酬) 第四条 委員の報酬の額は、日額八千三百円とする。 2・3 (略)</p> | <p>(報酬) 第四条 委員の報酬の額は、日額八千二百円とする。 2・3 (略)</p> |
|--|--|

(大阪府文化財保護審議会条例の一部改正)
第四十四条 大阪府文化財保護審議会条例(昭和五十年大阪府条例第二十八号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| | |
|---|---|
| <p>改正後</p> <p>(報酬) 第六条 委員の報酬の額は、日額八千三百円とする。 2・3 (略)</p> | <p>改正前</p> <p>(報酬) 第六条 委員の報酬の額は、日額八千二百円とする。 2・3 (略)</p> |
|---|---|

(大阪府立図書館協議会条例の一部改正)
第四十五条 大阪府立図書館協議会条例(昭和二十七年大阪府条例第四十二号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| | |
|---|---|
| <p>改正後</p> <p>(報酬) 第七条 委員の報酬の額は、日額八千三百円とする。 2・3 (略)</p> | <p>改正前</p> <p>(報酬) 第七条 委員の報酬の額は、日額八千二百円とする。 2・3 (略)</p> |
|---|---|

(大阪府警察署協議会条例の一部改正)
第四十六条 大阪府警察署協議会条例(平成十三年大阪府条例第八号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| | |
|---|---|
| <p>改正後</p> <p>(報酬) 第五条 委員の報酬の額は、日額八千三百円とする。 2・3 (略)</p> | <p>改正前</p> <p>(報酬) 第五条 委員の報酬の額は、日額八千二百円とする。 2・3 (略)</p> |
|---|---|

(大阪府留置施設視察委員会条例の一部改正)
第四十七条 大阪府留置施設視察委員会条例(平成十九年大阪府条例第十一号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で

示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(報酬) 第五条 委員の報酬の額は、日額一万六千八百円とする。 2・3 (略)</p> | <p>(報酬) 第五条 委員の報酬の額は、日額一万六千五百円とする。 2・3 (略)</p> |

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

大阪府条例第 号

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例及び一般職の任期付職員
 員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第一条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十三年大阪府条例第七十号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後 | | 改正前 | |
|--|---|--|--|
| 4 | 3 | 2 | 1 |
| 特に高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究で重要なものを独立して行う研究員の研究業務又はその知識経験等に基づき重要な研究について相当の範囲にわたり調整、指導等を行う研究業務 | 特に高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究を独立して行う研究員の研究業務又はその知識経験等に基づき研究について相当の範囲にわたり調整、指導等を行う研究業務 | 特に高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究を独立して行う研究員の研究業務 | 高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき困難な研究を独立して行う研究員の研究業務 |
| | | 号給 基準となる研究業務 | |
| | | <p>一 第一号任期付研究員にあつては、次の表の上欄に掲げる号給に応じ、それぞれ同表の下欄に定める基準</p> | |
| | | <p>(給与の特例) 第五条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 任命権者(その委任を受けた者を含む。以下同じ。)は、次に掲げる基準に従い、第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員の号給を、その者が従事する研究業務に応じて決定する。</p> | |
| | | <p>(給与の特例) 第五条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 任命権者(その委任を受けた者を含む。以下同じ。)は、第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員の号給を、その者が従事する研究業務に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定する。</p> | |

| | | | | | | | |
|--------------------|---|--|--|-----------|--|---|---|
| 4 — 6 (略) | 3 | 2 | 1 | 号給 | 二 第二号任期付研究員にあつては、次の表の上欄に掲げる号給に応じ、それぞれ同表の下欄に定める基準 | 6 | 5 |
| | 博士課程修了後、相当の期間にわたり研究に従事したことのある者の有する程度が当該知識経験に基づき困難な研究を独立して行う研究員の研究業務 | 博士課程修了後、特別研究員制度（特別の法律により設立された法人等）によって運営され、主として博士課程を修了した優れた研究者に国立試験研究機関等において研究する機会を提供することを内容とする制度をいう。）等により数年にわたり研究に従事したことのある者の有する程度が当該知識経験を有する者が当該知識経験に基づき研究を独立して行う研究員の研究業務 | 博士課程修了直後の者の有する程度が当該知識経験に基づき研究を独立して行う研究員の研究業務 | 基準となる研究業務 | | 極めて高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究で重要なものを独立して行う研究員の研究業務又はその知識経験等に基づき重要な研究について広範囲にわたり統括、調整等を行う研究業務 | 極めて高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究で重要なものを独立して行う研究員の研究業務又はその知識経験等に基づき重要な研究について広範囲にわたり統括、調整等を行う研究業務 |
| 4 — 6 (略) | | | | | | | |

（二）一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第二条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年大阪府条例第八十六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----|--|----|---------|---|----------------------------------|---|-------------------------------------|---|---------------------------------------|---|---|---|--|---|--|---|--|
| 改正後 | <p>(特定任期付職員の給与の特例) 第七條 (略)</p> <p>2 任命権者(その委任を受けた者を含む。次項において同じ。)は、次の表に掲げる基準に従い、特定任期付職員の号給を、その者が従事する業務に応じて決定する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">号給</td> <td style="text-align: center;">基準となる業務</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1 </td> <td>高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して行う業務</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2 </td> <td>高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して行う困難な業務</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3 </td> <td>高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して行う特に困難な業務</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4 </td> <td>特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して行う特に困難な業務</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5 </td> <td>特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して行う特に困難で重要な業務</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6 </td> <td>極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験を活用して行う特に困難で重要な業務</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7 </td> <td>極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験を活用して行う特に困難で特に重要な業務</td> </tr> </table> | 号給 | 基準となる業務 | 1 | 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して行う業務 | 2 | 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して行う困難な業務 | 3 | 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して行う特に困難な業務 | 4 | 特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して行う特に困難な業務 | 5 | 特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して行う特に困難で重要な業務 | 6 | 極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験を活用して行う特に困難で重要な業務 | 7 | 極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験を活用して行う特に困難で特に重要な業務 |
| 号給 | 基準となる業務 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 | 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して行う業務 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 | 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して行う困難な業務 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して行う特に困難な業務 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4 | 特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して行う特に困難な業務 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5 | 特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して行う特に困難で重要な業務 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 6 | 極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験を活用して行う特に困難で重要な業務 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 7 | 極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験を活用して行う特に困難で特に重要な業務 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 改正前 | <p>(特定任期付職員の給与の特例) 第七條 (略)</p> <p>2 任命権者(その委任を受けた者を含む。次項において同じ。)は、特定任期付職員の号給を、その者が従事する業務に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定する。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | |

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

大阪府条例第 号

職員の管理職手当の特例に関する条例

職員の管理職手当の特例に関する条例（平成二十七年大阪府条例第二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>職員の給与に関する条例（昭和四十年大阪府条例第三十五号）第十一条第一項の規定により管理職手当を支給される職員の管理職手当の月額は、平成二十七年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間において、同条第二項の規定にかかわらず、同項の規定により定められる額からその百分の五に相当する額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。</p> | <p>職員の給与に関する条例（昭和四十年大阪府条例第三十五号）第十一条第一項の規定により管理職手当を支給される職員の管理職手当の月額は、平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間において、同条第二項の規定にかかわらず、同項の規定により定められる額からその百分の五に相当する額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。</p> |

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

大阪府条例第 号

知事等の給料及び期末手当の特例に関する条例の一部を改正する条

例

知事等の給料及び期末手当の特例に関する条例（平成二十七年大阪府条例第三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>（知事及び副知事の給料及び期末手当の特例） 第一条 知事及び副知事の給料の月額は、平成二十七年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間（以下「特例期間」という。）において、知事及び副知事の給料、手当及び旅費に関する条例（昭和二十二年大阪府条例第十八号。次項において「条例」という。）第二条の規定にかかわらず、同条に定める額から、知事にあつてはその百分の三十、副知事にあつてはその百分の十四に相当する額を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、同条に定める額とする。</p> <p>2 (略)</p> | <p>（知事及び副知事の給料及び期末手当の特例） 第一条 知事及び副知事の給料の月額は、平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間（以下「特例期間」という。）において、知事及び副知事の給料、手当及び旅費に関する条例（昭和二十二年大阪府条例第十八号。次項において「条例」という。）第二条の規定にかかわらず、同条に定める額から、知事にあつてはその百分の三十、副知事にあつてはその百分の十四に相当する額を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、同条に定める額とする。</p> <p>2 (略)</p> |

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

大阪府条例第 号

職員の分限に関する条例及び大阪府職員基本条例の一部を改正する

条例

(職員の分限に関する条例の一部改正)

第一条 職員の分限に関する条例(昭和二十六年大阪府条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。)第二十七条第二項及び第二十八条第三項(これらの規定を地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第五十三条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定に基づき、府の職員(警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)第五十六条第二項に規定する地方警察職員を除く。)及び府が設立した地方独立行政法人法第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人(以下「特定地方独立行政法人」という。)の職員(以下「職員」という。))の分限の事由並びに手続及び効果に関し必要な事項を定めるとともに、法第二十七条第二項の規定による降任、免職又は降給の処分の基準を定めるものとする。</p> <p>第二条 (略)</p> <p>(降任、免職又は休職の処分に当たって考慮すべき事項)</p> <p>第三条 法第二十八条第一項第一号に該当するものとして第六条第一項の規定により降給の処分をしようとする場合又は法第二十八条第一項第三号の規定に該当するものとして第六条第一項の規定により降給(同条第二項に規定する降格に限る。次項において同じ。)の処分をしようとする場合は、それぞれ前条第一項各号に掲げる事項を総合的に考慮し、当該処分をするか否かを決定するものとする。</p> <p>2 法第二十八条第一項第二号の規定に該当するものとして第六条第一項の規定により降給の処分をしようとする場合は、医師の診断の結果に基づき、心身の故障の回復の状況及び今後の職務の遂行の可否を判断し、当該処分をするか否かを決定するものとする。</p> <p>2 (降任又は免職の事由)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>一 第八条第六項の命令に従わなかった場合</p> | <p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。)第二十七条第二項及び第二十八条第三項(これらの規定を地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第五十三条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定に基づき、府の職員(警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)第五十六条第二項に規定する地方警察職員を除く。)及び府が設立した地方独立行政法人法第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人(以下「特定地方独立行政法人」という。)の職員(以下「職員」という。))の分限の事由並びに手続及び効果に関し必要な事項を定めるとともに、法第二十八条第一項の規定による降任又は免職の処分の基準を定めるものとする。</p> <p>第二条 (略)</p> <p>(処分に当たって考慮すべき事項)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2 (降任又は免職の事由)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>一 第六条第六項の命令に従わなかった場合</p> |

二・三 (略)

第五条 (略)

(降給の事由及び種類)

第六条 職員が、法第二十八条第一項各号のいずれかに該当する場合は、その意に反して、これを降給することができる。

2| 降給の種類は、降格(職員の職務の級を同一の給料表の低位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。)及び降号(職員の号給を同一の職務の級の低位の号給に変更することという。以下同じ。)とする。

3| 第一項の規定による降給は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める処分とする。

一 法第二十八条第一項第一号に該当する場合
合 降格又は降号

二 法第二十八条第一項第二号から第四号までのいずれかに該当する場合 降格

4| 第四条の規定は、第一項の規定により職員を降給する場合について準用する。この場合において、同条第一項の規定中「降任し、又は免職する」とあるのは「降給する」と、同条第二項及び第三項の規定中「降任し、又は免職する」とあるのは「降給(第六条第一項に規定する降格に限る。)」にする」と読み替えるものとする。

(降任、免職又は降給の基準)

第七条 第四条に規定する場合において、当該職員が現に就いている職に求められる役割を果たすことが困難で、低位の職であれば良好な職務の遂行を期待することができるときは職務の遂行能力に応じた職に降任させるものとし、現に就いている職だけではなく、公務員として通常要求される勤務成績又は適格性を欠くときは免職させるものとする。

2| 前条第四項の規定により準用する第四条に規定する場合において、当該職員が当該職員の属する職務の級に分類されている職務を遂行することが困難で、低位の職務の級に分類されている職務であれば良好な職務の遂行を期待することができるときは降格させるものとし、前条第四項の規定により準用する第四条第一項に規定する場合において、当該職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められる場合は降号させるものとする。

3| 前条第一項の規定により降給された場合における職員の給料は、人事委員会規則(特定地方独立行政法人の職員に係るもの)にあっては、当該特定地方独立行政法人の規程。以下同じ。)の定めるところにより決定する。

(任命権者が講ずる措置)

第八条 (略)

2・3 (略)

4 任命権者は、前項の措置を講じたにもかかわらず、対象職員の勤務実績がよくない状態又は適格性を欠くと認められる状態が改善されな

二・三 (略)

第四条 (略)

(降任又は免職の基準)

第五条 第三条に規定する場合において、当該職員が現に就いている職に求められる役割を果たすことが困難で、低位の職であれば良好な職務の遂行を期待することができるときは職務の遂行能力に応じた職に降任させるものとし、現に就いている職だけではなく、公務員として通常要求される勤務成績又は適格性を欠くときは免職とする。

(任命権者が講ずる措置)

第六条 (略)

2・3 (略)

4 任命権者は、前項の措置を講じたにもかかわらず、対象職員の勤務実績がよくない状態又は適格性を欠くと認められる状態が改善されな

い場合は、当該対象職員に対し、降任、免職又は降給の処分が行われることがあることを文書で警告し、これらの改善を促すものとする。

い場合は、当該対象職員に対し、降任又は免職の処分が行われることがあることを文書で警告し、これらの改善を促すものとする。

5・6 (略)

5・6 (略)

(降任、免職、休職又は降給の手続)
第九条 任命権者は、法第二十八条第一項第一号若しくは第三号の規定により降任若しくは免職の処分をしようとする場合又は同項第一号の規定に該当するものとして第六条第一項の規定により降給の処分をしようとする場合若しくは法第二十八条第一項第三号の規定に該当するものとして第六条第一項の規定により降給(降格に限る。次項において同じ。)の処分をしようとする場合においては、関係者その他適当と認める者の意見を聴くものとする。

(降任、免職又は休職の手続)
第七条 任命権者は、法第二十八条第一項第一号又は第三号の規定により降任又は免職の処分をしようとする場合においては、関係者その他適当と認める者の意見を聴くものとする。

2 任命権者は、法第二十八条第一項第二号の規定に該当するものとして職員を降任し、若しくは免職する場合若しくは同条第二項第一号の規定に該当するものとして職員を休職する場合又は同条第一項第二号に該当するものとして第六条第一項の規定により職員を降給する場合においては、医師二人を指定してあらかじめ診断を行わなければならない。

2 任命権者は、法第二十八条第一項第二号の規定に該当するものとして職員を降任し、若しくは免職する場合又は同条第二項第一号の規定に該当するものとして職員を休職する場合においては、医師二名を指定してあらかじめ診断を行わなければならない。

3 任命権者は、大阪府職員基本条例第二十五条第三項の規定により大阪府人事監察委員会(同条例第四十二条に規定する大阪府人事監察委員会をいう。)の意見を聴いて、法第二十八条第一項の規定による降任若しくは免職の処分又は第六条第一項の規定による降給の処分をするか否か及び処分の内容を決定するものとする。

3 任命権者は、大阪府職員基本条例第二十五条第三項の規定により大阪府人事監察委員会(同条例第四十二条に規定する大阪府人事監察委員会をいう。)の意見を聴いて、法第二十八条第一項の規定による降任又は免職の処分をするか否か及び処分の内容を決定するものとする。

4 職員に意に反する降任若しくは免職若しくは休職又は降給の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

4 職員に意に反する降任、若しくは免職又は休職の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

5 (略)

5 (略)

6 任命権者は、前各項に定めるもののほか、降任、免職若しくは休職又は降給の手続に關し必要な事項を別に定めるものとする。

6 任命権者は、前各項に定めるもののほか、降任、免職又は休職の処分の手続に關し必要な事項を別に定めるものとする。

2-8 (略)

2-8 (略)

(休職の効果)

(休職の効果)

第十一条 法第二十八条第二項第一号の規定に該当する場合における休職の期間は休養を要する程度に應じ、第五条の規定に該当する場合における休職の期間には必要に應じ、いずれも三年(非常勤職員にあつては、一年)を超えない範囲内において、それぞれ個々の場合について、任命権者が定める。

第九条 法第二十八条第二項第一号の規定に該当する場合における休職の期間は休養を要する程度に應じ、第四条の規定に該当する場合における休職の期間には必要に應じ、いずれも三年(非常勤職員にあつては、一年)を超えない範囲内において、それぞれ個々の場合について、任命権者が定める。

2・3 (略)

2・3 (略)

第十二条 (略)

(委任)
第十三条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(非常勤職員についての適用除外)

第十四条 第三条、第四条第一項第一号、第六条、第七条第二項及び第三項、第八条第一項第一号及び第四号、第九条第三項並びに第十条第六項の規定は、非常勤職員には、適用しない。
2 第二条第一項及び第二項、第四条(第一項第一号を除く。)、第七条第一項、第八条第四項、第九条(第三項を除く。)、並びに第十条第一項から第三項までの規定(降任及び降給に係る部分に限る。)は、非常勤職員には、適用しない。

第十条 (略)

(委任)
第十一条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則(特定地方独立行政法人の職員に係るものにあつては、当該特定地方独立行政法人の規程)で定める。

(非常勤職員についての適用除外)

第十二条 第三条第一項第一号、第六条第一項第一号及び第四号、第七条第三項並びに第八条第六項の規定は、非常勤職員には、適用しない。
2 第二条第一項及び第二項、第三条(第一項第一号を除く。)、第五条、第六条第四項、第七条(第三項を除く。)、並びに第八条第一項から第三項までの規定(降任に係る部分に限る。)は、非常勤職員には、適用しない。

(大阪府職員基本条例の一部改正)

第二条 大阪府職員基本条例(平成二十四年大阪府条例第八十六号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>(降任若しくは免職又は降給) 第二十五条 任命権者は、職員が法第二十八条第一項各号のいずれかに該当する場合においては、公務の能率の維持のため、同項の規定による降任若しくは免職の処分又は職員の分限に関する条例(昭和二十六年大阪府条例第四十一号)第六条第一項の規定による降給の処分を適正に行うものとする。この場合においては、当該職員の勤務の状況、性格、社会的環境等を総合的に考慮するものとする。</p> <p>2-4 (略)</p> | <p>(降任又は免職) 第二十五条 任命権者は、職員が法第二十八条第一項各号のいずれかに該当する場合においては、公務の能率の維持のため、同項の規定により降任又は免職の処分を適正に行うものとする。この場合においては、当該職員の勤務の状況、性格、社会的環境等を総合的に考慮するものとする。</p> <p>2-4 (略)</p> |

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の職員の分限に関する条例(以下「新条例」という。)第四条第一項第一号に掲げる場合に該当するとして、同条例第六条第一項の規定により降給(同条第二項に規定する降号に限る。次項において同じ。)する場合の人事評価(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第六条第一項に規定する人事評価をいう。)は、この条例の施行の日以後における職務に係る人事評価とする。

3 新条例第四条第一項第二号に掲げる場合に該当するとして、同条例第六条第一項の規定により降給する場合の実績は、この条例の施行の日以後における職務に係る実績とする。

4 (府費負担教職員の分限及び懲戒に関する条例の一部改正)
 府費負担教職員の分限及び懲戒に関する条例(昭和三十一年大阪府条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後 | | 改正前 | |
|--|-----|--|-----|
| (分限条例等の適用除外) 第二条 前条の規定にかかわらず、職員の方限に関する条例(昭和二十六年大阪府条例第四十一号。以下「分限条例」という。)第九条第三項及び第六項、第十条第六項並びに職員の方限に関する条例(昭和二十六年大阪府条例第四十二号。以下「懲戒条例」という。)第四条第二項の規定は、大阪市、堺市、豊中市、池田市、箕面市、豊能町及び能勢町が設置する学校の府費負担教職員には、適用しない。 (分限条例等の適用に係る読替え) 第三条 (略) | | (分限条例等の適用除外) 第二条 前条の規定にかかわらず、職員の方限に関する条例(昭和二十六年大阪府条例第四十一号。以下「分限条例」という。)第七条第三項及び第六項、第八条第六項並びに職員の方限に関する条例(昭和二十六年大阪府条例第四十二号。以下「懲戒条例」という。)第四条第二項の規定は、大阪市、堺市、豊中市、池田市、箕面市、豊能町及び能勢町が設置する学校の府費負担教職員には、適用しない。 (分限条例等の適用に係る読替え) 第三条 (略) | |
| 分限条例第十条第八項 | (略) | 分限条例第八条第八項 | (略) |
| (略) | (略) | (略) | (略) |

(職員の方限に関する条例の一部改正)

5 職員の方限に関する条例(昭和四十年大阪府条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後 | | 改正前 | |
|--|--|--|--|
| (休職者の方限) 第二十九条 (略) | | (休職者の方限) 第二十九条 (略) | |
| 2-4 (略) | | 2-4 (略) | |
| 5 職員の方限に関する条例(昭和二十六年大阪府条例第四十一号)第五条各号又は大阪府警察職員の方限に関する条例(平成二十四年大阪府条例第九十号)第二条各号に掲げる理由に該当して休職にされたとき(次項に規定するときを除く。)は、その休職の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ百分の七十以内を支給することができる。 | | 5 職員の方限に関する条例(昭和二十六年大阪府条例第四十一号)第四条各号又は大阪府警察職員の方限に関する条例(平成二十四年大阪府条例第九十号)第二条各号に掲げる理由に該当して休職にされたとき(次項に規定するときを除く。)は、その休職の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ百分の七十以内を支給することができる。 | |
| 6 職員の方限に関する条例(第五号第二号)又は大阪府警察職員の方限に関する条例(第二号)に掲げる理由に該当して休職にされた場合で、その原因である災害が公務上の災 | | 6 職員の方限に関する条例(第四号第二号)又は大阪府警察職員の方限に関する条例(第二号)に掲げる理由に該当して休職にされた場合で、その原因である災害が公務上の災 | |

| | |
|---|---|
| <p>7 (職員の派遣) 第二条 (略)</p> <p>一―四 (略)</p> <p>五 地方公務員法第二十八条第二項各号、職員の分限に関する条例(昭和二十六年大阪府条例第四十一号)第五条(府費負担教職員の分限及び懲戒に関する条例(昭和三十一年大阪府条例第二十九号)の規定においてその例による場合を含む。以下同じ。)各号若しくは大阪府警察職員の分限に関する条例(平成二十四年大阪府条例第九十号)第二条各号のいづれかに掲げる事由に該当して休職にされ、又は同法第二十九条第一項各号のいづれかに掲げる事由に該当して停職にされている職員その他の同法第三十五条に規定する法律又は条例の特別の定めに基づき職務に専念する義務を免除されている職員</p> | <p>害又は通勤による災害と認められるときは、その休職の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ百分の百以内を支給することができる。</p> <p>7 (略)</p> |
|---|---|

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

6 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和六十三年大阪府条例第一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| | |
|--|--|
| <p>改正後</p> <p>(職員の派遣) 第二条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一―四 (略)</p> <p>五 地方公務員法第二十八条第二項各号、職員</p> | <p>改正前</p> <p>(職員の派遣) 第二条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一―四 (略)</p> <p>五 地方公務員法第二十八条第二項各号、職員</p> |
|--|--|

(職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正)

7 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成七年大阪府条例第四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| | |
|---|---|
| <p>改正後</p> <p>(年次休暇) 第十三条 (略)</p> <p>1―5 (略)</p> <p>6 職員の分限に関する条例(昭和二十六年大阪府条例第四十一号)第五条第一号又は大阪府警察職員の分限に関する条例(平成二十四年大阪府条例第九十号)第二条第一号に規定する事由に該当し休職にされ復職した職員、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成十三年大阪府条例第七十一号)第二条第三項第一号に規定する職員派遣後職務に復</p> | <p>改正前</p> <p>(年次休暇) 第十三条 (略)</p> <p>1―5 (略)</p> <p>6 職員の分限に関する条例(昭和二十六年大阪府条例第四十一号)第四条第一号又は大阪府警察職員の分限に関する条例(平成二十四年大阪府条例第九十号)第二条第一号に規定する事由に該当し休職にされ復職した職員、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成十三年大阪府条例第七十一号)第二条第三項第一号に規定する職員派遣後職務に復</p> |
|---|---|

| | |
|---|---|
| <p>7 (略)</p> <p>帰した職員、地方独立行政法人法（平成十五年法律第十八号）第二百二十四条第三項の職員の派遣後職務に復帰した職員その他任命権者が人事委員会と協議して定める職員のその年の年次休暇の日数は、人事委員会規則で定める。</p> | <p>7 (略)</p> <p>帰した職員、地方独立行政法人法（平成十五年法律第十八号）第二百二十四条第三項の職員の派遣後職務に復帰した職員その他任命権者が人事委員会と協議して定める職員のその年の年次休暇の日数は、人事委員会規則で定める。</p> |
|---|---|

（公益的法人等への職員の派遣等に関する条例）

8 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年大阪府条例第七十七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>（職員の派遣） 第二条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>一―四（略）</p> <p>五 地方公務員法第二十八条第二項各号、職員 の分限に関する条例（昭和二十六年大阪府条 例第四十一号）第五条（府費負担教職員の分 限及び懲戒に関する条例（昭和三十一年大阪 府条例第二十九号）の規定においてその例に よる場合を含む。以下同じ。）各号若しくは 大阪府警察職員の分限に関する条例（平成二 十四年大阪府条例第九十号）第二条各号のい ずれかに掲げる事由に該当して休職にされ、 又は同法第二十九条第一項各号のいずれか に掲げる事由に該当して停職にされている 職員その他の同法第三十五条に規定する法 律又は条例の特別の定めに基づき職務に専 念する義務を免除されている職員 3（略）</p> <p>（派遣職員の職務への復帰） 第三条（略）</p> <p>一―三</p> <p>四 派遣職員が地方公務員法第二十八条第二 項各号のいずれか又は職員の分限に関する 条例第五条第二号若しくは大阪府警察職員 の分限に関する条例第二条第二号に該当す ることとなった場合 五（略）</p> | <p>（職員の派遣） 第二条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>一―四（略）</p> <p>五 地方公務員法第二十八条第二項各号、職員 の分限に関する条例（昭和二十六年大阪府条 例第四十一号）第四条（府費負担教職員の分 限及び懲戒に関する条例（昭和三十一年大阪 府条例第二十九号）の規定においてその例に よる場合を含む。以下同じ。）各号若しくは 大阪府警察職員の分限に関する条例（平成二 十四年大阪府条例第九十号）第二条各号のい ずれかに掲げる事由に該当して休職にされ、 又は同法第二十九条第一項各号のいずれか に掲げる事由に該当して停職にされている 職員その他の同法第三十五条に規定する法 律又は条例の特別の定めに基づき職務に専 念する義務を免除されている職員 3（略）</p> <p>（派遣職員の職務への復帰） 第三条（略）</p> <p>一―三</p> <p>四 派遣職員が地方公務員法第二十八条第二 項各号のいずれか又は職員の分限に関する 条例第四条第二号若しくは大阪府警察職員 の分限に関する条例第二条第二号に該当す ることとなった場合 五（略）</p> |

（職員の退職管理に関する条例の一部改正）

9 職員の退職管理に関する条例（平成二十三年大阪府条例第六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| | |
|-----|-----|
| 改正後 | 改正前 |
|-----|-----|

| | |
|---|--|
| <p>(出資法人等への再就職の禁止の適用除外) 第七條 (略)</p> <p>一 職員の分限に関する条例(昭和二十六年大阪府条例第四十一号)第十條第八項の規定による支援による場合</p> <p>二 (略)</p> <p>(他の職員についての依頼等の規制) 第八條 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 職員分限に関する条例第十條第八項の規定による支援として行う場合</p> <p>四 (略)</p> | <p>(出資法人等への再就職の禁止の適用除外) 第七條 (略)</p> <p>一 職員分限に関する条例(昭和二十六年大阪府条例第四十一号)第八條第八項の規定による支援による場合</p> <p>二 (略)</p> <p>(他の職員についての依頼等の規制) 第八條 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 職員分限に関する条例第八條第八項の規定による支援として行う場合</p> <p>四 (略)</p> |
|---|--|